

第3次朝来市環境基本計画

▶ 人と自然が共生し 歴史・文化を育む 快適なまち 朝来市 ◀



2020年3月

朝来市





第3次朝来市環境基本計画の目次



第1章 計画の基本的事項-----1

第1節：計画策定の背景と目的-----1

第2節：計画の位置付けと推進主体-----10

第3節：計画の期間と対象とする環境範囲-----11

第2章 望ましい環境像と基本目標-----12

第1節：望ましい環境像-----12

第2節：5つの基本目標-----13

第3節：望ましい環境像及び基本目標の方向性-----15

第3章 施策の推進-----16

第1節：低炭素-----18

第2節：自然共生-----31

第3節：資源循環-----43

第4節：安全・快適-----53

第5節：地域力-----64

第4章 計画の推進と進捗管理-----71

第1節：計画の推進体制-----71

第2節：計画の進捗管理-----72

第5章 資料編-----73

第1節：朝来市生活環境保全条例-----73

第2節：計画の策定経過-----84

第3節：アンケート調査結果-----86

第4節：用語集-----114

第1章 計画の基本的事項



第1節 計画策定の背景と目的

1. 国際社会及び国内の動向

【「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択】

2015 年 9 月に、ニューヨークの国連本部で、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030 年までの国際的な目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs(エスディージーズ))」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

「SDGs」は、持続可能な開発のためのキーワードとして、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)からなる 5 つの P を掲げています。

また、理念として、「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」ことを掲げるとともに、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。17 の目標と 169 のターゲットは相互に関係するとともに、5 つの P を具現化したもので、複数の課題を統合的に解決することや 1 つの行動で複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」につながるといった特徴を持っています。

内容としては、格差問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国に限らず、先進国を含む、全ての国に適用される普遍的な目標であり、「途上国の貧困」、「教育」、「保健」等の課題に加え、持続可能な開発を 3 本柱とする「経済面・社会面・環境面」の課題の全てに幅広く対応し、調和を図るものです。

目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。国は 2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長に、全ての閣僚を構成員とした「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を内閣に設置して同年 12 月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を作成、2019 年 12 月に改定を行っています。



▲:「SDGs」の 5 つの P

参考資料: 国際連合広報センター



▲:「持続可能な開発目標(SDGs)」の 17 の目標のロゴマーク

参考資料:国際連合広報センター

No.	内容
目標 1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標 2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標 6	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
目標 9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標 10	国内および国家間の格差を是正する
目標 11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標 12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標 13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標 14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標 16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

▲:「持続可能な開発目標(SDGs)」の 17 の目標の内容

参考資料:国連開発計画(UNDP)駐日代表事務所資料

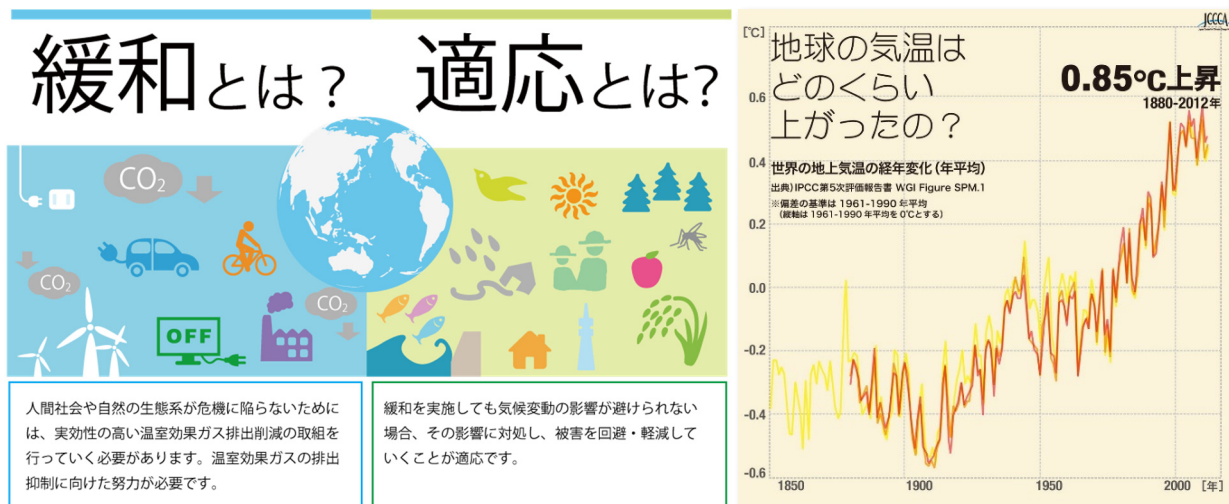
【温室効果ガス排出量の削減と気候変動に関する動向】

フランスのパリで 2015 年 12 月に開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」の場で、国際社会が 2020 年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組として「パリ協定」が採択されました。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を行うこと、今世紀の後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指しています。「パリ協定」の採択を受け、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の「緩和策」に加えて地球温暖化が原因と考えられる豪雨や猛暑日の増加など、気候変動の影響や中長期に不可避な影響に対する「適応策」の取り組みが進められています。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」に基づき、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、日本が地球温暖化対策に関して目指す方向について、科学的な知見に基づき、国際的な協調のもと、率先して取り組んでいくと同時に、温室効果ガスの排出量を 2030 年度時点に 2013 年度比で、26.0%削減するための取り組みを進めていくとしています。

また、2018 年 7 月に策定された「第 5 次エネルギー基本計画」では、エネルギーを巡る国内外の動向を踏まえ、「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」、「二次エネルギー構造の改善」等の施策が盛り込まれています。

一方、「気候変動適応法」に基づき、2018 年 11 月に策定された「気候変動適応計画」では、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すとしています。同時に、地方公共団体に向けた計画策定のためのマニュアル作成、国立環境研究所による技術的助言等の充実、説明会の開催等による地域版「気候変動適応計画」の策定と実施を支援し、都道府県及び市町村における情報の収集・分析・提供等を行う際の拠点となる適応センターを確保していくとしています。



▲: 緩和策と適応策

参考資料: A-PLAT 気候変動適応
情報プラットフォーム HP

▲: 世界の地上気温の経年変化(年平均)

参考資料: 全国地球温暖化防止活動
推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

【循環型社会の構築に関する動向】

2016 年 5 月に開催された「G7 富山環境大臣会合」で、資源効率性や 3R に関する枠組として「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。内容としては、地球環境の許容内で、天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能な資源利用を進め、ライフサイクル全体での資源の効率的・持続的使用がなされる社会を実現すること、廃棄物や資源に関する問題の解決を図り、雇用創出と競争力を高めてグリーン成長を実現し、自然と調和した持続的な低炭素社会の実現を進めていくことなどが示されました。

近年、世界的に話題となっている海洋ごみの中でも、マイクロプラスチック(5mm 以下の微細なプラスチックごみ)による生態系への影響が懸念され、世界の国々では、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの製造・販売・使用が禁止になるなど、規制の強化とともに、環境にやさしい製品開発や代替素材を活用した製品等へのシフトが進められています。

日本では、国が 2018 年 6 月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、食品ロス対策などとともに、海洋ごみ対策を進めることとしています。また、2019 年 5 月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、海洋プラスチック問題の解決に向けたワンウェイプラスチックの使用削減などによるリデュースをはじめ、リユースやリサイクル、再生利用やバイオマスプラスチックの導入等を進めるとし、同年 6 月に開催された G20 大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しています。

さらに、環境省は「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、SNS 上に優良事例などを掲載し、個人・企業・団体・行政等の取り組みの波及を図っています。



▲:「プラスチック・スマート」ロゴ

参考資料:環境省

一方、まだ食べることができる食品が大量に廃棄される食品ロス問題については、資源の無駄(事業コスト・家計負担の増大)、環境負荷の増大等の問題があり、2030 年までの国際的な目標である「SDGs」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも言及されています。

そうした中、国は 2018 年 6 月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」においても「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から由来する食品ロス量について、2030 年度時点に 2000 年度比で半減させることを目標として掲げています。また、2019 年 10 月 1 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」を施行し、食品ロスの削減のため、国、地方公共団体等の責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定、関連施策の基本となる事項を定めることによって、各種取り組みを総合的に推進するとしています。併せて、10 月を「食品ロス削減月間」、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」と定め、啓発資材の提供、イベント等の開催をはじめとする食品ロスの削減に向けた普及啓発を推進するとしています。

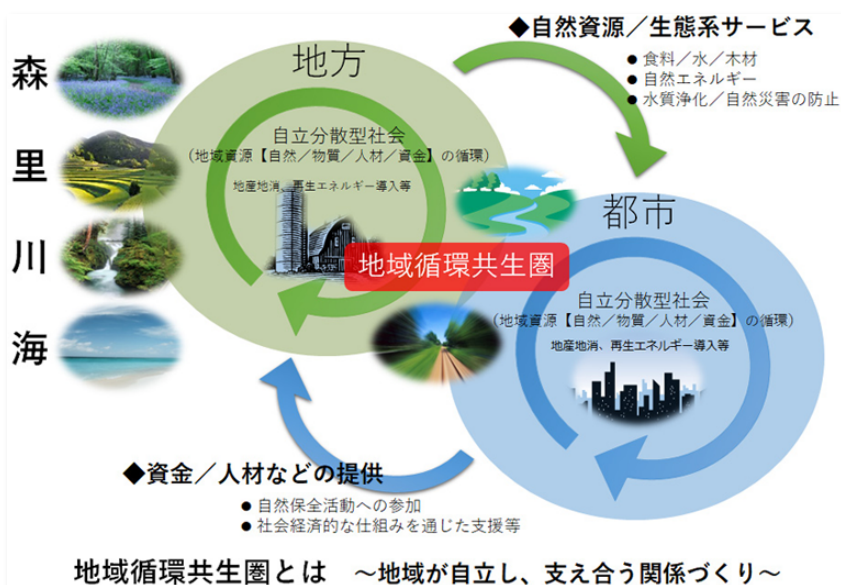
【生物多様性の保全に関する動向】

2010 年 10 月に愛知県で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」で、「愛知目標」が採択されたことを受け、国は生物多様性に関する目標と戦略を示し、2020 年度までに重点的に取り組む施策の方向性が設定されました。

【「第五次全国环境基本计划」の策定】

国では、2018年4月に「環境基本法」第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次全国环境基本计划」が策定されました。内容としては、「SDGs」の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上に取り組むことをはじめ、経済や社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとしています。

また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、その特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」の創出を目指すとしています。さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進めるとともに、より幅広い関係者の間で連携を図っていくとしています。



▲:「地域循環共生圏」のイメージ

参考資料:環境省

【「第5次兵庫県環境基本計画」の策定】

兵庫県は、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019年2月に新たに策定しています。基本理念に『環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ』を掲げるとともに、『地域資源の循環とネットワーク化』、『環境・経済・社会の統合的向上』、『地域力の発揮』、『恵み豊かなふるさとひょうごの実現』を目指すとしています。

また、計画では、「SDGs」の17の目標は環境に関わるものも多く、あらゆる利害関係者(ステークホルダー)や当事者の参画を重視する全員参加型の理念を兵庫県が環境政策を展開する際に重視してきた「地域力」の考え方と基盤の部分で共通であるとしています。

そのため、「SDGs」の理念や目標を共有し、1つの行動が複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットや、将来像から逆算して現在すべきことを検討するバックカスティングの考え方を活用するとしています。



▲:「地域資源の循環とネットワーク化」のイメージ

参考資料:「第5次兵庫県環境基本計画」

2. これまでの朝来市の取り組みと新たな計画の策定の目的

朝来市は、2009 年 4 月に環境の保全に関する基本理念・基本方針を定めた「朝来市生活環境保全条例」の施行を皮切りに、2010 年 3 月に第 1 次計画となる「朝来市環境基本計画」を策定し、市内における良好な環境の形成に向け、行政をはじめ、市民・事業者等の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。その後、2015 年 3 月に第 2 次計画となる「第 2 次朝来市環境基本計画」を策定し、今日まで環境行政の立場から各種取り組みを進めてきたところです。

その結果、現在の朝来市内の環境は、ある程度、良好な状態に保たれています。しかし、再生可能エネルギーのより一層の普及やエネルギーの効率的な利用、希少野生動植物の保護に向けた生息・生育状況の把握や自然とのふれあいの場の活用した環境教育等について、「第 2 次朝来市環境基本計画」を推進する中で、環境分野に関する施策として行政の立場から充分に取り組むことができなかったものも見受けられます。そのため、「第 3 次朝来市環境基本計画」の実施に当たっては、朝来市内の環境のさらなる向上を目指し、こうした施策についても、継続して取り組んでいきます。

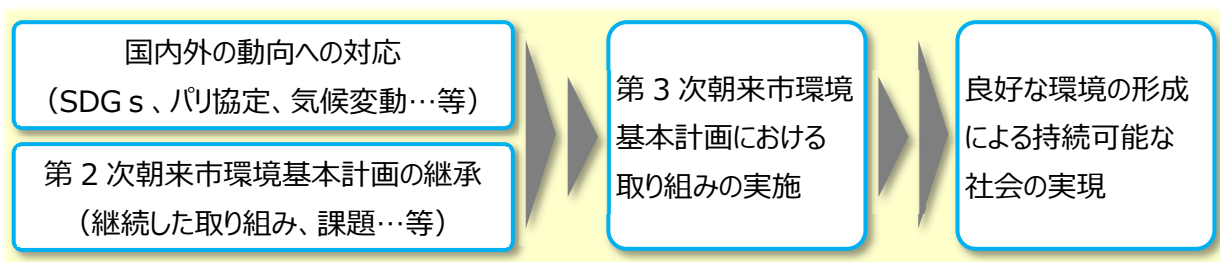
また、第 1 次計画の策定からは 10 年、第 2 次計画の策定からは 5 年が経過し、この間、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、また、兵庫県の「第 5 次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県は環境に関する新たな取り組みを進めています。

さらに、2018 年 7 月の「西日本豪雨」による河川の氾濫など、地球温暖化の影響が一因として考えられる災害等の発生による被害の規模は深刻さを増している状況です。

このような朝来市を取り巻く環境に関する動向の変化はめまぐるしいものがあり、行政・市民・事業者等の一人ひとりが地球規模における環境問題に対しての意識を持ち、日常生活や事業活動の場面から環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向けた取り組みを行っていくことが重要となります。そのため、朝来市としても、市民・事業者等の取り組みを積極的に支援すると同時に、自らも環境負荷の少ない行政運営に努めていく必要性が高まっています。

そこで、2020 年 3 月をもって「第 2 次朝来市環境基本計画」の計画期間が満了となることをはじめ、今後も継続して施策として取り組んでいかなければならないもの、さらには今般の社会情勢の変化への対応や各種関連計画との整合を図り、環境に関する各種取り組みを総合的に実施していくため、新たに「第 3 次朝来市環境基本計画」を策定することとしました。

朝来市は今後、「第 3 次朝来市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進し、市民・事業者等と連携を図りつつ、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて積極的な姿勢で取り組みを行っていきます。



3. 朝来市の地域概況

【位置・地勢】

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、北部は養父市と豊岡市に、南部は神崎郡、東部は京都府、丹波市、多可郡、西部は宍粟市に接しています。範囲は南北約 32km、東西約 24km に広がり、日本海へ流れる円山川や瀬戸内海に流れる市川等の源流地域と兵庫県の南北の分水嶺であり、総面積は 403.06km²と兵庫県全体の 4.8%を占めています。

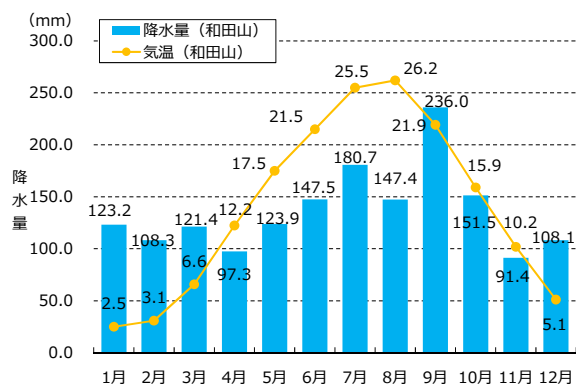
また、朝来市内には、多くの自然や茶すり山古墳をはじめとする多くの古代遺産、国史跡の竹田城跡や史跡の生野銀山等の中世から近世にかけての遺産、由緒ある神社・仏閣・各地に伝わる伝統芸能等の歴史文化遺産、四季折々の自然に包まれたキャンプ場、公園、温泉等があります。



▲：位置・地勢

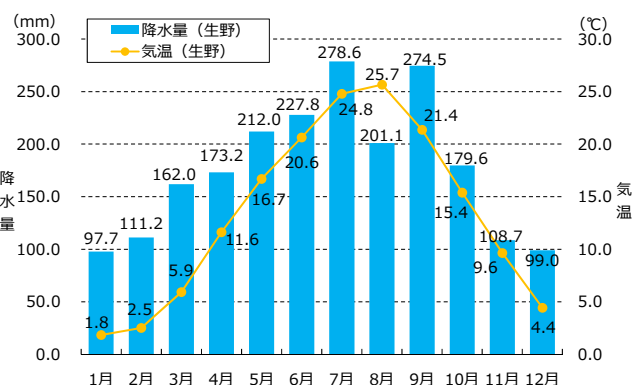
【各観測地点の気温・降水量】

気象庁で常時観測している朝来市内の気象観測所としては、和田山地域気象観測所と生野地域気象観測所があります。過去 30 年間(1981 年～2010 年)における 1 月から 12 月の年間の平均気温は、和田山地域が 14.0℃、生野地域が 13.4℃となっています。また、1 月から 12 月の年間の平均降水量は、和田山地域が 136.4mm、生野地域が 177.1mm となっています。



▲：和田山地域の月別の降水量と気温

参考資料：気象庁資料を基に作成



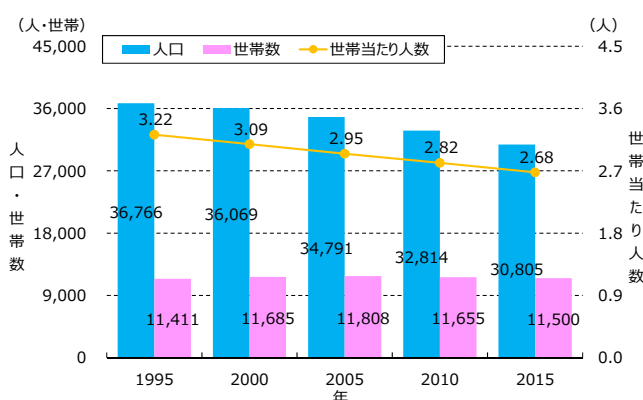
▲：生野地域の月別の降水量と気温

参考資料：気象庁資料を基に作成

【朝来市の人口・世帯数と年齢階級別構成比率】

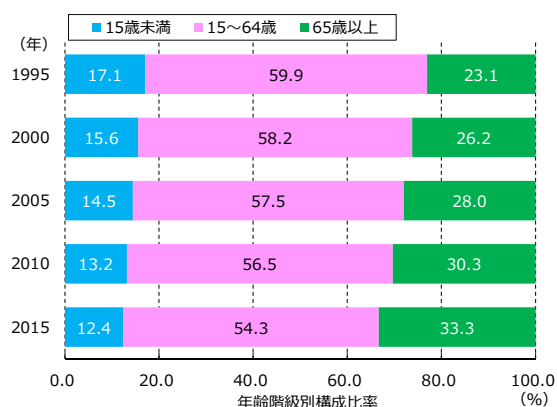
朝来市における人口・世帯数は、2015 年で 30,805 人・11,500 世帯となっており、人口・世帯数の双方で減少傾向にあります。また、世帯当たりの人数も減少傾向にあることから、核家族化の進行や単身世帯の増加も伺えます。

さらに、年齢階級別人口の割合は、2015 年で 15 歳未満が 12.4%、15～64 歳が 54.3%、65 歳以上が 33.3%となっています。15 歳未満及び 15～64 歳が減少傾向、65 歳以上が増加傾向にあることから、朝来市内における少子高齢化の進行が伺えます。



▲：人口・世帯数と世帯当たり人数の推移

参考資料：国勢調査



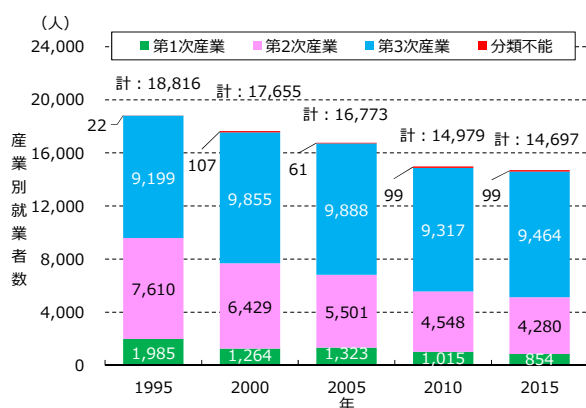
▲：年齢階級別構成比率

参考資料：国勢調査

【産業別就業者数・産業別事業所数(民営事業所)】

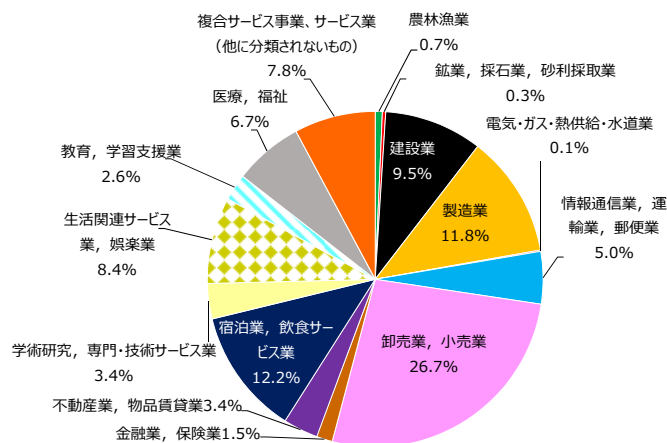
朝来市の産業別就業者数は、2015 年で 14,697 人となっており、減少傾向にあります。内訳では、第1次産業が854人、第2次産業が4,280人、第3次産業が9,464人となっており、第3次産業が占める割合が最も多く、全体の64.4%となっています。

また、朝来市内における事業所の割合としては、卸売業・小売業が全体の26.7%と最も多くを占め、次いで、宿泊業・飲食サービス業の12.2%、製造業の11.8%などとなっています。



▲: 産業別就業者数の推移

参考資料: 国勢調査



▲: 産業別事業所の割合

《2014年: 民営事業所》

参考資料: 経済センサス基礎調査

【課税対象地積等】

2018年4月1日現在の朝来市内における土地利用の状況(課税対象地積)は、課税分無[※]を除けば、山林が160.99km²の39.9%と最も大きく、次いで、田が17.79km²の4.4%、宅地が8.90km²の2.2%などとなっており、自然が広がっています。

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	課税分無	総面積
面積 (km ²)	17.79	3.96	8.90	160.99	1.44	5.50	204.48	403.06
割合 (%)	4.4	1.0	2.2	39.9	0.4	1.4	50.7	100

※: 公共用地をはじめ、保安林、墓地等を含む課税されていない地積。

▲: 課税対象地積等の状況(2018年4月1日現在)

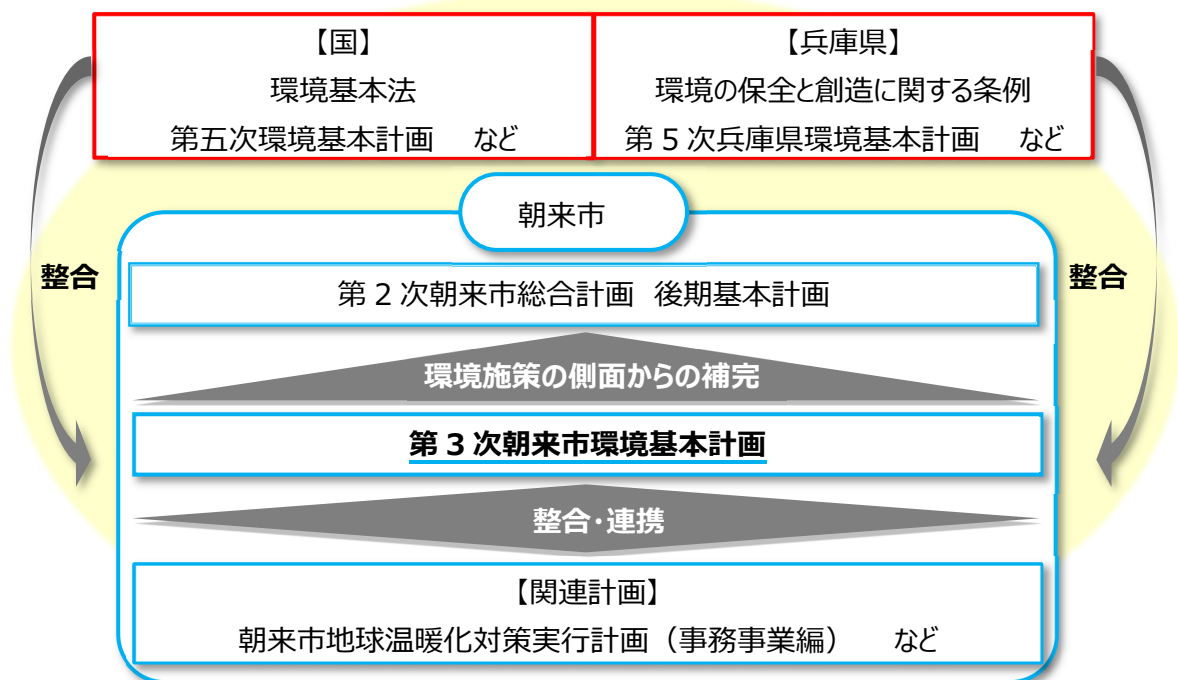
参考資料: 朝来市

第2節 計画の位置付けと推進主体

1. 計画の位置付け

「第3次朝来市環境基本計画」は、国の「環境基本法」第7条及び「朝来市生活環境保全条例」第3条に基づいて策定するものです。

また、国や兵庫県の環境基本計画の内容を踏まえた地域版の環境基本計画であり、上位計画の「第2次朝来市総合計画 後期基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進すると同時に、朝来市の環境政策の基本的な方向性を示すものです。今後、朝来市は「第3次朝来市環境基本計画」を指針として、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを積極的な姿勢で推進していきます。



▲：計画の位置付け

2. 計画の推進主体

「第3次朝来市環境基本計画」の推進においては、各主体が日々の生活や事業活動等の営みが地域の環境をはじめ、地球環境と密接な関わり合いがあることを認識するとともに、環境の保全に対し、自らが考え、具体的な行動に移すことが重要になります。各主体が今後果たすべきと考えられる役割は、次の通りとなります。

- 【市民】：環境負荷の少ないライフスタイルの実践や朝来市内の環境保全活動への参加 など
- 【事業者】：環境負荷の少ないビジネススタイルの実践や環境保全活動への参加・貢献 など
- 【朝来市】：率先した環境負荷の低減と条例の制定等のルールづくり、環境保全活動への情報提供や取り組みを後押しする各種支援、国・兵庫県や他自治体等との協力・連携 など

各主体が連携・協働した計画の推進

第3節 計画の期間と対象とする環境範囲

1. 計画の期間

「第3次朝来市環境基本計画」の計画期間は、これまでの計画と同様に5か年計画の2020年度から2024年度までとします。しかし、計画期間中に「第2次朝来市総合計画 後期基本計画」が計画期間の終了を迎えることや今後の朝来市を取り巻く社会状況の変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
計画 期間	「第2次朝来市総合計画」の期間 2014年度～2021年度 (前期計画：2014年度～2017年度) (後期計画：2018年度～2021年度)								
						「第3次朝来市環境基本計画」の期間 2020年度（計画開始年度） ～2024年度（目標年度）			

▲：計画の期間

2. 計画の対象とする環境範囲

「第3次朝来市環境基本計画」で対象とする環境範囲は、地球温暖化などに関する内容を含む「低炭素」をはじめ、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む「自然共生」、廃棄物などに関する内容を含む「資源循環」、公害やまちの景観等に関する内容を含む「安全・快適」の各分野及び、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含む「地域力」の横断的な分野に区分され、以下の環境範囲を対象とします。

ただし、対象とする環境範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、視点の見直しを行っていきます。

なお、「第3次朝来市環境基本計画」では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設定し、環境に関する取り組みを進めていくこととします。

項目	主な内容
低炭素	再生可能エネルギーや省エネルギー、気候変動 など
自然共生	生物多様性、森林や水辺、自然とのふれあい など
資源循環	廃棄物の発生抑制・適正排出・処理 など
安全・快適	大気、水質、生活排水、騒音・振動、土壌、悪臭、化学物質、まちの景観、公園、歴史・文化財、防災 など
地域力	環境教育・環境学習・環境保全活動・環境情報 など

▲：対象とする環境範囲

第2章 望ましい環境像と基本目標



第1節 望ましい環境像

朝来市は、円山川、市川などを有し、水源に恵まれると同時に、多くの緑に囲まれています。さらに、竹田城や生野銀山などの貴重な歴史的文化遺産が市内に存在し、朝来市を象徴するシンボルとなっています。

また、木質バイオマス発電事業によるエネルギーや資源の効率的な利用をはじめ、森林の整備やオオサンショウウオ等の希少種の保護活動、歴史的文化遺産の保存活動など、朝来市内の恵まれた環境を保全していくための取り組みも進められています。

今後もそうした地域における各種活動を絶やすことなく、行政が積極的な姿勢で支援などを実施し、関与していくことで、市民・事業者と共に取り組みを進め、未来につながる持続可能なまちづくりを継続して行っていくことが求められています。

一方で、朝来市の人口は今後も減少が続き、少子高齢化が進行していくものと考えられています。国は環境施策を通じ、「持続可能な経済社会」の実現を目指すために、「第五次環境基本計画」の中で、「地域循環共生圏」の構築に向けた目指すべき社会の姿を達成するためのアプローチの手法として、「SDGs」の実現が地域の課題の解決にも直結するものであるため、「経済・地域・国際」などに関する諸課題の同時解決を図ることによって「将来にわたり、質の高い生活をもたらすことにつなげていく」としています。

「SDGs」の17の各目標については、朝来市が推進する環境施策と関わりの深い項目も含まれているため、そうした地域が抱える環境に関する諸課題の解決に向けた取り組みが結果として、国際的な課題の解決にも貢献していくことを改めて認識しつつ、環境について考え、実際の行動に移していくことが重要になります。

そのため、今後も市内の貴重な環境の保全と整備を行いつつ、朝来市に関わる全ての人々が快適に暮らすと同時に、事業活動を営むことができる環境にやさしいまちを創出し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務であることから、**「人と自然が共生し 歴史・文化を育む 快適なまち 朝来市」**を望ましい環境像として掲げます。



第2節 5つの基本目標

「第3次朝来市環境基本計画」では、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を設定して、市民、事業者等と緊密に連携の上、各分野の目標の達成に向けた環境施策を実施していきます。

なお、「SDGs」については、国においても推進本部が設置され、各種取り組みが実施されています。朝来市としても「SDGs」の各目標の達成に貢献できるよう、環境政策の側面からも「SDGs」の考え方を活用して取り組みを進めていくこととします。

【基本目標1：低炭素】

地球環境にやさしいまちの実現に向けたエネルギーの効率的な利用と創出に取り組みます

＜関連するSDGsの主な目標＞



地球温暖化対策に向けては、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、省資源や省エネルギー活動に対する意識を持ち続けていく必要があります。

そのため、朝来市内から排出される温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギー機器の設置や省エネルギー行動の選択、森林の整備などについて、市民・事業者と共に地球温暖化対策に資する取り組みを実施していくことで、地球環境にやさしいまちを目指していきます。

【基本目標2：自然共生】

人と動植物が共存し、緑と潤いのある自然の恵みを守り育て、次世代に引き継ぎます

＜関連するSDGsの主な目標＞



地域の生態系を守り、自然と共生していくため、河川や森林の整備をはじめ、希少な野生動植物の保護活動、特定外来生物や野生鳥獣対策など、生物多様性とのつながりをはじめとする自然の恵みを意識した各種取り組みを実施していきます。

また、自然とのふれあいの場の創出に努めることで、野生動植物をはじめとする自然環境と人とのふれあいを通じた、自然を守り、育てていくきっかけづくりに取り組みます。

【基本目標 3：資源循環】

地域における健全な資源循環を促し、ものを大切にする持続可能な社会の構築を目指します

《関連する SDG s の主な目標》



家庭や事業所から排出されるごみのより一層の減量化に向けて、行政を筆頭に市民・事業者などの各主体が連携・協力し、廃棄物の適正な排出や地域の特性に応じた集団回収活動等を行い、健全な資源の循環に努めます。

また、3R の推進、食品ロス等の削減、プラスチックごみの発生抑制、不法投棄の防止に向けた各種取り組みなどに関する意識啓発に努めることで、資源を大切にする持続可能な社会の構築に向けて歩みを進めていきます。

【基本目標 4：安全・快適】

良好な生活環境の確保と歴史・文化を大切にし、安全・快適なまちをつくります

《関連する SDG s の主な目標》



大気汚染や水質汚濁など、広域的な公害の改善に向けた情報収集と発信をはじめ、関係機関と連携した対応に努めるとともに、騒音防止や有害化学物質対策、さらには空き家の有効活用等に取り組むことで、市民の安全な生活環境の確保を図っていきます。

また、朝来市内に存在する各種貴重な歴史的文化遺産等の保全・活用や景観の向上に努めることで、快適なまちを創出していきます。

【基本目標 5：地域力】

良好な環境の創出と保全に向けて、地域のあらゆる主体が連携・協働するまちを目指します

《関連する SDG s の主な目標》



ホームページや広報等を活用した国をはじめとする兵庫県や朝来市の環境情報の発信に努めるとともに、まちづくり出前講座等の内容の拡充による地域の良好な環境の創出に資する啓発活動などを実施することで、自主的な活動を波及させていきます。

また、家庭をはじめとする学校や職場、さらには地域活動等の場面において、各主体が積極的な姿勢で環境教育や環境保全活動に取り組むことで、今後も朝来市内の良好な環境を守り育てていきます。

第3節 望ましい環境像及び基本目標の方向性

●持続可能な開発目標【SDGs】

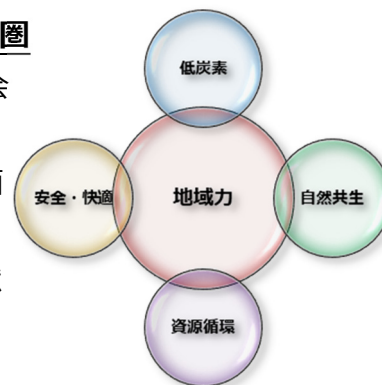
(Sustainable Development Goals)

- ▶ 17 の国際的な目標
- ▶ 169 のターゲット



●地域循環共生圏

- ▶ 環境・経済・社会の統合的向上
- ▶ 環境政策の側面からの諸課題の同時解決に貢献



SDGs の各目標への貢献

地域循環共生圏の構築

●朝来市の望ましい環境像

【人と自然が共生し 歴史・文化を育む 快適なまち 朝来市】

朝来市・市民・事業者の取り組みによる望ましい環境像の実現

●5つの基本目標

【基本目標 1：低炭素】～地球環境にやさしいまちの実現に向けたエネルギーの効率的な利用と創出に取り組めます～

【基本目標 2：自然共生】～人と動植物が共存し、緑と潤いのある自然の恵みを守り育て、次世代に引き継ぎます～

【基本目標 3：資源循環】～地域における健全な資源循環を促し、ものを大切にする持続可能な社会の構築を目指します～

【基本目標 4：安全・快適】～良好な生活環境の確保と歴史・文化を大切に、安全・快適なまちをつくれます～

【基本目標 5：地域力】～良好な環境の創出と保全に向けて、地域のあらゆる主体が連携・協働するまちを目指します～

●地域の良好な環境の創出に向けた取り組み

朝来市が行う取り組み（環境施策）

市民・事業者の取り組み（環境配慮指針）

第3章 施策の推進



「第3次朝来市環境基本計画」では、以下の施策の全てが重要なものであるとの認識から、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標に分類される取り組みを進めるとともに、「SDGs」への貢献や「地域循環共生圏」の構築を目指していきます。

人と自然が共生し 歴史・文化を育む 快適なまち 朝来市

第1節：低炭素～地球環境にやさしいまちの実現に向けたエネルギーの効率的な利用と創出に取り組みます～



1. 温室効果ガス排出量の削減	「朝来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進、温室効果ガスの吸収源対策、公共交通機関等の利用促進、フロン類対策
2. 再生可能エネルギーの普及	再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物処理施設での効率的なエネルギー利用の推進
3. 家庭や事業所の省エネルギー化の促進	住宅・建築物の省エネルギー化の促進、次世代自動車などの普及促進、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの波及
4. 気候変動の影響による適応策に資する取り組み	豪雨対策、熱中症対策、自立分散型エネルギーシステムの導入

第2節：自然共生～人と動植物が共存し、緑と潤いのある自然の恵みを守り育て、次世代に引き継ぎます～



1. 生物多様性に富んだ自然共生社会の実現	希少野生動植物の生息・生育環境の保全、特定外来生物対策、鳥獣による農林業等への被害防止対策、自然とのふれあいの場の創出
2. 環境にやさしい農林業等の推進	荒廃農地の発生防止・解消、環境保全型農業の推進、森林が保持する多面的機能の確保、森林資源の有効活用の促進

第3節：資源循環～地域における健全な資源循環を促し、ものを大切にする持続可能な社会の構築を目指します～



1. ごみの減量化の推進	3Rによる資源循環の推進、食品ロスの削減、プラスチックごみの削減、資源の集団回収等の推進
2. ごみの適正処理の推進	有害廃棄物の適正処理の推進、廃棄物処理施設等の適正な運用、災害廃棄物対策
3. 美しいまちづくりの推進	ごみの不法投棄防止対策、地域における環境美化活動の促進

第4節：安全・快適～良好な生活環境の確保と歴史・文化を大切にし、安全・快適なまちをつくります～



1. 良好な生活環境が確保されたまちづくりの推進	大気汚染に関する情報提供の実施、水質汚濁に関する情報提供の実施、公害に関する現状の把握と意識啓発の実施、有害化学物質対策
2. 健全な生活排水処理体制の確立と維持・管理	上水道事業の運営、水資源の有効活用の促進、下水道事業の運営
3. 歴史文化遺産の保存と活用	歴史文化遺産の保存・整備と利活用の推進、郷土教育の促進
4. 安全・快適なまちづくりの推進	「朝来市空家等対策計画」の推進、生活道路等の整備、良好な景観の形成と保全

第5節：地域力～良好な環境の創出と保全に向けて、地域のあらゆる主体が連携・協働するまちを目指します～



1. 環境教育・学習の推進	地域における環境教育・学習の推進、子どもたちに対する環境教育・学習の実施
2. 地域における自主的な活動の促進	多様な主体の参画・協働による環境保全活動の推進、環境保全活動を支える人材の育成、環境情報の収集・提供
3. 分野横断的な取り組み	地域循環共生圏の実現と SDGs への貢献

各基本目標の構成について

①節ごとに1～5の
基本目標を示す

②基本目標の内容と関連する
SDG s の目標を示す

③朝来市内の環境の現状と
課題に関する分析を記載

④朝来市が本計画で今後
取り組む環境施策を記載

第1節：低炭素

地球環境にやさしいまちの実現に向けたエネルギーの効率的な利用と創出に取り組みます

主な環境に関する現状と課題

【朝来市役所の事務事業における温室効果ガス排出量】

■朝来市役所の事務事業における温室効果ガスの排出量は、2016年度で11,411t-CO₂となり、2013年度よりも702t-CO₂(6.6%)増加しています。排出量が増加した要因としては、2013年度以降に新たに電気を使用する施設が増加したことが要因となっています。「朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、朝来市が率先して自らの事業における環境への負荷の低減に努めていくと同時に、家庭や事業所における省エネルギー機器の普及拡大をはじめ、市民・事業者と共に吸収源対策としての森林の適切な維持・管理などの各種取り組みを進めることで、温室効果ガスの排出を抑制していくことが必要です。

▲：事務事業における温室効果ガス排出量の推移

参考資料：朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

【太陽光発電】

■朝来市内における固定価格買取制度による太陽光発電設備の累計導入件数は、2018年度時点で949件となっています。朝来市内で普及する太陽光発電については、「固定価格買取制度」の期間の満了も見据え、災害発生時等に非常用電源として活用可能な蓄電池や電気自動車(EV)等と組み合わせた自家消費等を促していくことが必要です。

▲：太陽光発電設備の導入件数の推移

参考資料：経済産業省 資源エネルギー庁 HP

構成 1.

朝来市が行う取り組み

1. 温室効果ガス排出量の削減

【「朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進】

- 朝来市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設における省エネルギー診断の実施などの各種省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等をはじめとする取り組みを強化・拡充するとともに、職員による「クールビズ」や「ウォームビズ」、「COOL CHOICE」等に関する意識の共有に努めています。
- 行政自らが率先して、公共施設などにおける太陽光発電をはじめとする設備の導入を推進し、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めています。
- 職員が公用車を利用する際は、エコドライブに努めるとともに、公用車の更新時には、電気自動車(EV)などをはじめとする環境負荷の少ない自動車への転換を検討していきます。
- エコオフィス化に向けて、電気、水道、紙使用量等の削減に努めるとともに、公共工事などの実施時には、建設廃材の再資源化をはじめ、適正処理等によって環境負荷の低減を図っていきます。
- 市民や事業者における環境にやさしい製品の利用を促すため、朝来市が率先して環境にやさしい製品の購入に取り組みすると同時に、「グリーン購入法」などに適合する商品に関する情報提供に努めています。

【温室効果ガスの吸収源対策】

- 温室効果ガスの削減に寄与するカーボン・オフセット事業等を活用し、民間企業などと協力した森林整備を進めています。
- また、建築物の屋上・壁面における緑化等の実施をはじめ、市街地での街路樹の植樹などによる緑の創出にも取り組んでいます。

【公共交通機関等の利用促進】

- 路線バスや「アコバス」については、市民への意識調査などを実施し、その結果を基にした利用状況等についての評価・検証を行い、利便性と効率性を考慮した運行形態となるよう見直しとともに、乗合タクシーなど、市民がより利用しやすい公共交通体系への改善と環境負荷の軽減に努めていきます。



▲：「アコバス」

参考資料：朝来市 HP

- 環境負荷の軽減にも資する鉄道交通を今後も維持していくため、兵庫県及び関係市町村が連携の上、鉄道利用の促進を図る取り組みを実施すると同時に、鉄道会社に対する利便性の向上に向けた要望を行っています。

構成 2.

市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例については、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例

- 電化製品などの買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境にやさしい製品を購入します。
- 自宅の新築や改修等を実施する場合は、断熱や採光等の省エネルギー性能に配慮するとともに、太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの利用を検討します。
- マイカーの更新の際には、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等の購入を検討します。
- 「COOL CHOICE」などの環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組みます。
- 買い物等の際には、必要に応じて、公共交通機関や自転車等の利用に努めます。
- 不要なアイドリングを止め、燃費も向上するエコドライブを心がけます。
- エアコン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。

事業者の方々に期待される主な取り組み例

- 「省エネルギー診断」などを受診し、事業所における省エネルギー対策に取り組むとともに、建物等の改修時には、省エネルギー性能に優れた機器等の導入を検討します。
- 太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの利用を検討します。
- 社用車の更新の際には、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等の購入を検討します。
- 「COOL CHOICE」などの環境にやさしいビジネススタイルの実践に取り組みます。
- 原料の採取から製品の廃棄までの一連の流れを通して、温室効果ガスの排出量が少ない商品の製造・流通・販売による事業活動に努めます。
- 従業員の通勤に当たっては、必要に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促します。
- 不要なアイドリングを止め、エコドライブを実施するよう、従業員に対する指導に努めます。
- 「エアコン類」を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。

構成 3.

⑤朝来市が本計画で今後推進する環境施策と相まって、市民や事業者の方々における日常のライフスタイルやビジネススタイルの場面で、環境にやさしい取り組みとして期待される行動の一例を記載

「構成のステップ」

◆ 構成 1. 環境に関する現状と課題

◆ 構成 2. 朝来市が行う取り組み

◆ 構成 3. 市民や事業者の方々の取り組み

《関連する SDG s の主な目標》

第 1 節：低炭素

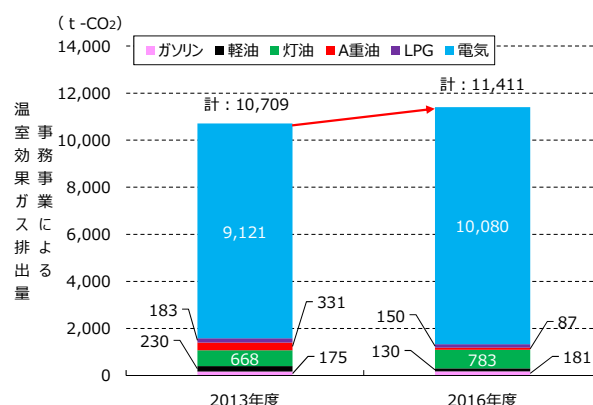
地球環境にやさしいまちの実現に向けたエネルギーの効率的な利用と
創出に取り組みます



----- 主な環境に関する現状と課題 -----

【朝来市役所の事務事業における温室効果ガス排出量】

■朝来市役所の事務事業における温室効果ガスの排出量は、2016 年度で 11,411t-CO₂ となり、2013 年度よりも 702t-CO₂ (6.6%) 増加しています。排出量が増加した要因としては、2013 年度以降に新たに電気を使用する施設が増加したことが要因となっています。「朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、朝来市が率先して自らの事業における環境への負荷の低減に努めていくと同時に、家庭や事業所における省エネルギー機器の普及拡大をはじめ、市民・事業者と共に吸収源対策としての森林の適切な維持・管理などの各種取り組みを進めることで、温室効果ガスの排出を抑制していく必要があります。

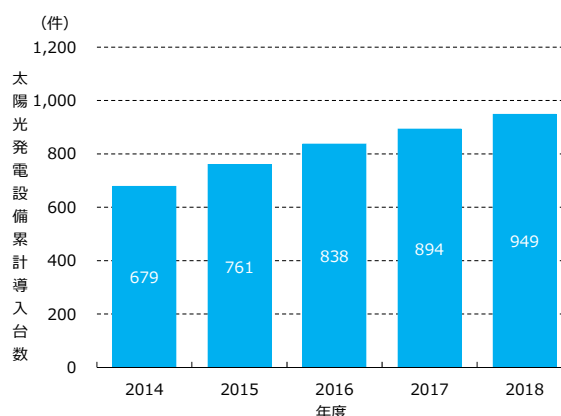


▲：事務事業における温室効果ガス排出量の推移

参考資料：朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

【太陽光発電】

■朝来市内における固定価格買取制度による太陽光発電設備の累計導入件数は、2018 年度時点で 949 件となっています。朝来市内で普及する太陽光発電については、「固定価格買取制度」の期間の満了も見据え、災害発生時等に非常用電源として活用可能な蓄電池や電気自動車(EV)等と組み併せた自家消費等を促していく必要があります。



▲：太陽光発電設備の導入件数の推移

参考資料：経済産業省 資源エネルギー庁 HP

【水力発電】

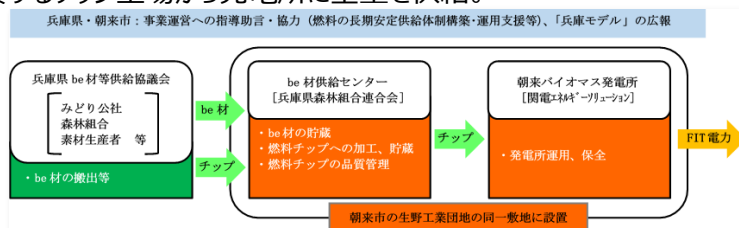
■兵庫県は、2018年3月に兵庫県企業庁、姫路市及び朝来市と共同で、ダム放流水を活用した小水力発電所を朝来市生野町の生野ダムに整備し、稼働させています。発電出力は約500kW(最大使用水量 1.6m³/s・有効落差約 38m)、年間発電量は約 2,400MWh(一般家庭約 700 世帯相当分)となっています。今後は本施設を用い、ダムの管理に必要な電力を発電するとともに、余剰電力を売電することで、施設建設費や維持管理費を賄うこととしています。

【木質バイオマス発電】

■朝来市内には、木質バイオマス発電所がありますが、関係する機関と連携・協働し、施設における電力の発電時には、朝来市産の木材の積極的な利用を図り、森林資源の地産地消による再生可能エネルギーの創出と経済の好循環に資する取り組みを進めていくことが必要です。また、児童や保護者等を対象とした施設見学会を適宜開催することで、朝来市内における再生可能エネルギーの利用拡大に向けた普及啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

～木質バイオマス発電事業について～

- 木材供給側、発電側、行政による官民協働の取り組み。
- 「兵庫県森林組合連合会」が隣接するチップ工場から発電所に全量を供給。
- チップは「兵庫県森林組合連合会」が全量提供したものを使用。
- 20年の間、一定量を固定単価で取引する。



▲：本事業のイメージ

参考資料：朝来市 HP

敷地面積	約 0.7ha
発電出力	5,600kW
売電電力量	約 3,700 万 kWh (一般家庭約 12,000 世帯※ ¹ の年間電力使用量に相当)
CO ₂ 削減量※ ²	約 18,000t
運転開始	2016 年 12 月 1 日
燃料	be 材※ ³ 燃料チップ約 6.3 万 t/年

関連する団体	兵庫県
	朝来市
	兵庫県森林組合連合会（県森連）
	公益社団法人兵庫みどり公社（みどり公社）
	関西電力株式会社
	株式会社関電エネルギーソリューション（Kenes）

※¹：関西電力従量電灯 A の平均的モデル使用量 260kWh/月。 ▲：バイオマス発電事業の関連団体

※²：関西電力 2015 年度 CO₂ 排出係数（0.496kg-CO₂/kWh）。 参考資料：朝来市 HP

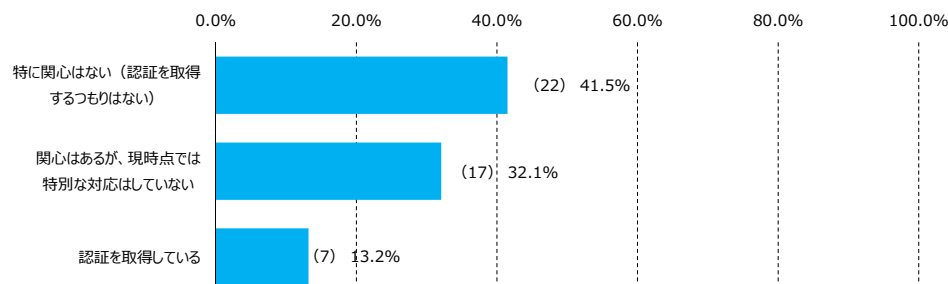
※³：燃料用チップとして供給する間伐等で伐採され、森林内に残されたままとなっている未利用木材。

▲：朝来バイオマス発電所の概要

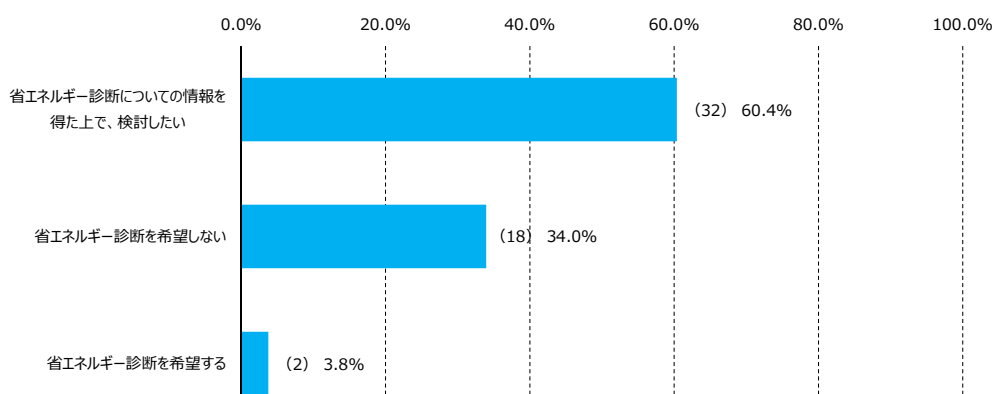
参考資料：関西電力 HP を基に加筆して作成

【省エネルギー行動】

■事業者のアンケート調査結果では、「環境マネジメントシステム(ISO14001 やエコアクション 21 など)」について、「関心はあるが、現時点で特別な対応はしていない」との意見も見受けられます。また、「(一財)省エネルギーセンター」が実施する「無料省エネ診断サービス」について、「情報を得た上で、検討したい」との意見が多く、「環境マネジメントシステム」の認証の取得や「無料省エネ診断サービス」に関する情報提供などを積極的に実施し、事業活動の側面から地球温暖化を防止していく必要があります。

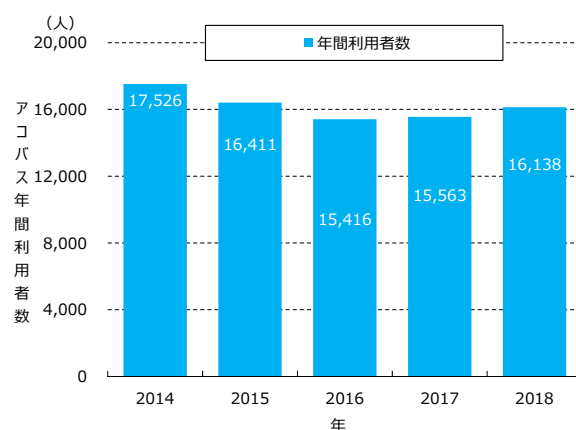


▲：事業者の環境マネジメントシステムへの取り組み状況（上位 3 つ）



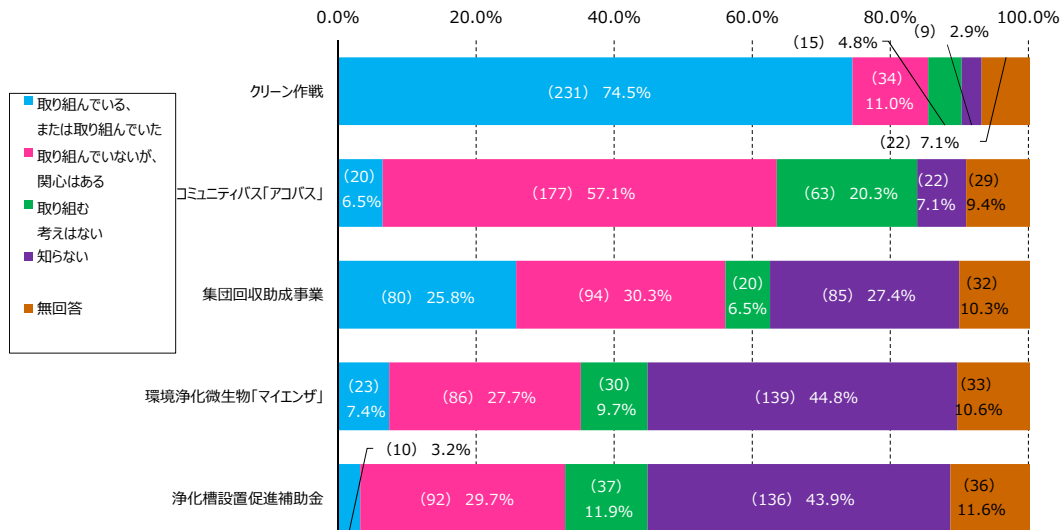
▲：事業者の無料省エネ診断サービスの実施意向（上位 3 つ）

■朝来市では、高齢者などの交通弱者の外出支援や市内の公共交通空白地の解消を図るため、2007 年 1 月から「朝来市コミュニティバス(アコバス)」を運行しています。利用者数は、2018 年時点で 16,138 人となっており、2016 年以降は利用者が増加しています。また、市民のアンケート調査結果では、「アコバス」について、「取り組んでいないが、関心がある」との意見も見受けられるため、今後も利用者の拡大に向けた啓発による低炭素な移動手段を確保していく必要があります。



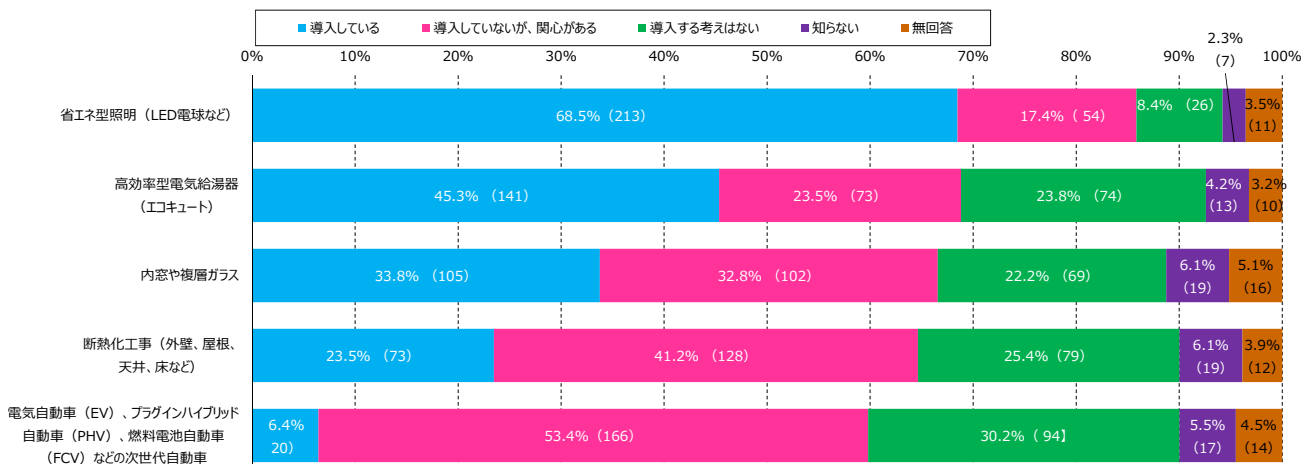
▲：「アコバス」の年間利用者数の推移

参考資料：朝来市



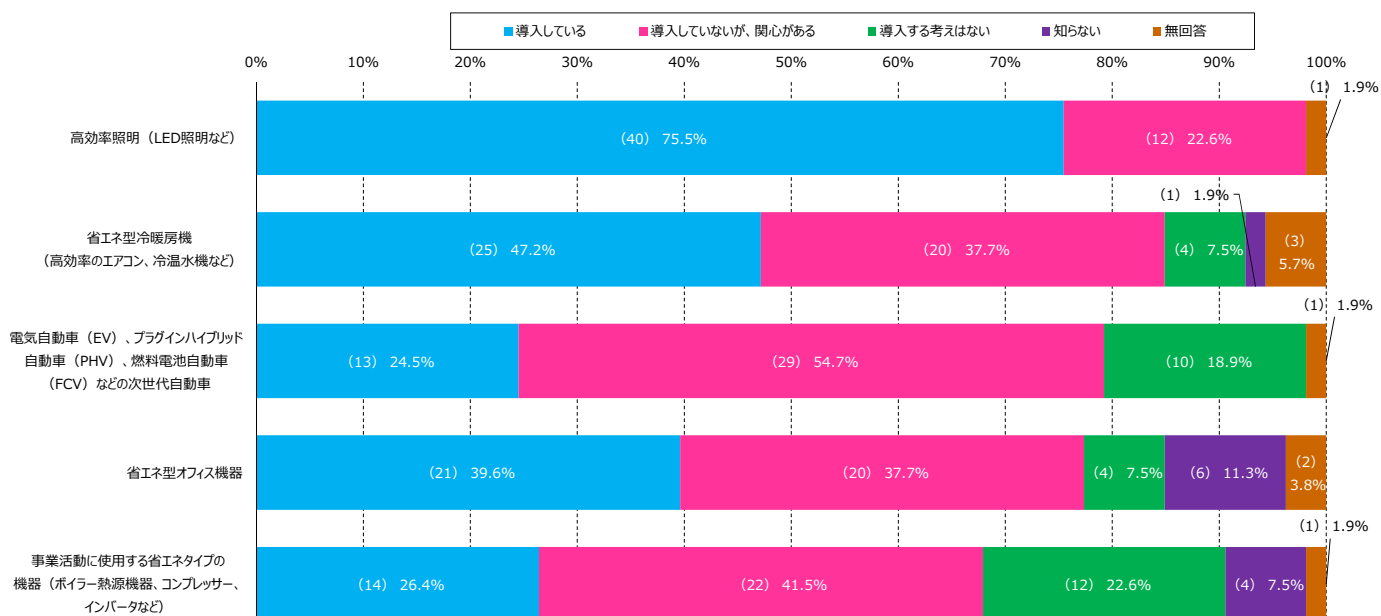
▲：朝来市が推進するもので市民が取り組んでいるもの

■市民及び事業者のアンケート調査結果では、「電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などの次世代自動車」について、「導入していないが、関心がある」との意見も見受けられるため、自動車を利用する際には、次世代自動車等の選択等を心がけるなど、環境にやさしい交通に向けた啓発活動等に努めていくことが必要です。



▲：市民の再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入状況(上位5つ※)

※：「導入している」、「導入していないが、関心がある」と回答した市民の割合。



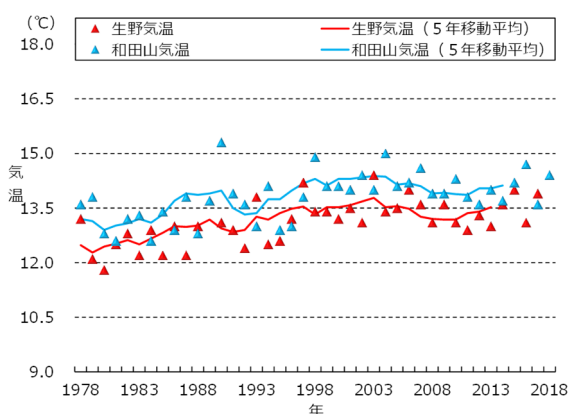
▲：事業者の再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入状況（上位 5 つ※）

※：「導入している」、「導入していないが、関心がある」と回答した事業者の割合。

【平均気温・平均降水量・真夏日の傾向】

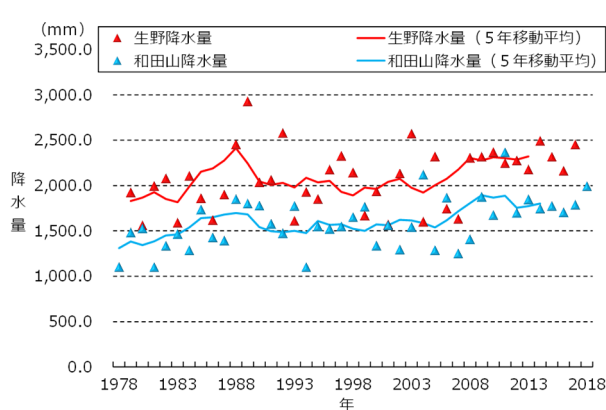
■ 朝来市内の平均気温は、和田山・生野の双方で、以前より 1.0℃程度、上昇し、平均降水量は、和田山が 500mm 弱、生野が 350mm 程度、以前より増加しています。また、朝来市内の真夏日（最高気温 30℃以上）の観測日数は、和田山で 25 日前後、生野で 20 日前後、以前より増加しています。

市民や生徒のアンケート調査結果でも「地球温暖化による異常気象」への関心が高いことから、温室効果ガスの排出抑制等の緩和策に加え、豪雨や猛暑日の増加など、気候変動によって既に現れている影響や中期的に不可避な影響に対する適応策を検討すると同時に、COOL CHOICE などの取り組みにより、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを実践していくことが必要です。



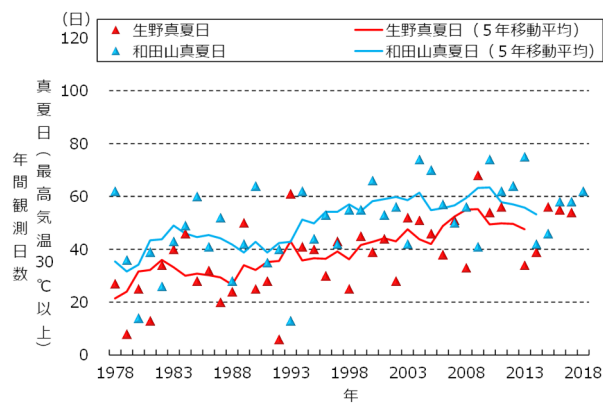
▲：平均気温の長期傾向

参考資料：気象庁 HP



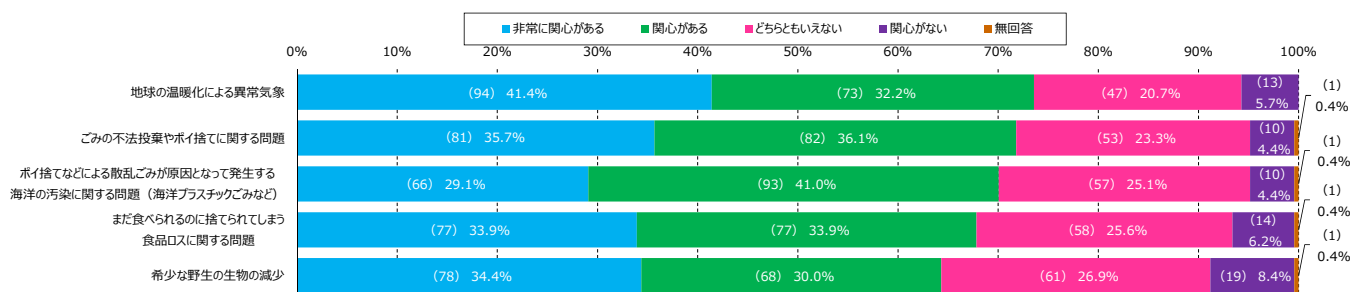
▲：平均降水量の長期傾向

参考資料：気象庁 HP



▲: 真夏日 (最高気温 30℃ 以上) の傾向

参考資料: 気象庁 HP



▲: 生徒の環境問題への関心度 (上位 5 つ※)

※: 「非常に興味がある」、「興味がある」と回答した生徒の割合。

----- 朝来市が行う取り組み -----

1. 温室効果ガス排出量の削減

【「朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進】

- 朝来市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設における省エネルギー診断の実施などの各種省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等をはじめとする取り組みを強化・拡充するとともに、職員による「クールビズ」や「ウォームビズ」、「COOL CHOICE」等に関する意識の共有に努めていきます。
- 行政自らが率先して、公共施設などにおける太陽光発電をはじめとする設備の導入を推進し、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めていきます。
- 職員が公用車を利用する際は、エコドライブに努めるとともに、公用車の更新時には、電気自動車(EV)などをはじめとする環境負荷の少ない自動車への転換を検討していきます。
- エコオフィス化に向けて、電気、水道、紙使用量等の削減に努めるとともに、公共工事などの実施時には、建設廃材の再資源化をはじめ、適正処理等によって環境負荷の低減を図っていきます。
- 市民や事業者における環境にやさしい製品等の利用を促すため、朝来市が率先して環境にやさしい製品等の購入に取り組むと同時に、「グリーン購入法」などに適合する商品に関する情報提供に努めていきます。

【温室効果ガスの吸収源対策】

- 温室効果ガスの削減に寄与するカーボン・オフセット事業等を活用し、民間企業などと協力した森林整備を進めていきます。
- また、建築物の屋上・壁面における緑化等の実施をはじめ、市街地での街路樹の植樹などによる緑の創出にも取り組んでいきます。

【公共交通機関等の利用促進】

- 路線バスや「アコバス」については、市民への意識調査などを実施し、その結果を基にした利用状況等についての評価・検証を行い、利便性と効率性を考慮した運行形態となるよう見直すとともに、乗合タクシーなど、市民がより利用しやすい公共交通体系への改善と環境負荷の軽減に努めていきます。



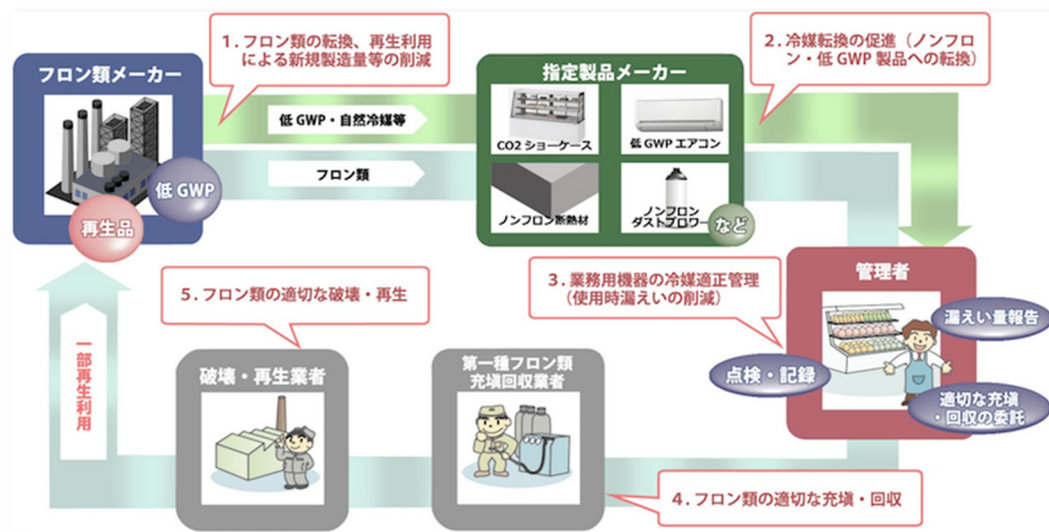
▲:「アコバス」

参考資料:朝来市 HP

- 環境負荷の軽減にも資する鉄道交通を今後も維持していくため、兵庫県及び関係市町村が連携の上、鉄道利用の促進を図る取り組みを実施すると同時に、鉄道会社に対する利便性の向上に向けた要望を行っていきます。

【フロン類対策】

■フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門事業者を通じた適切な処分方法について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供の実施により、フロン類の大気中への排出抑制に努めていきます。



▲：フロン類対策の概要

参考資料：フロン排出抑制法ポータルサイト

2. 再生可能エネルギーの普及

【再生可能エネルギーの導入促進】

■朝来市内における太陽光発電設備等の普及に向けて、兵庫県などが実施する制度に関する情報や朝来市における取り組み等に関する事例などを朝来市のホームページや「広報朝来」等に掲載し、市民や事業者に対する啓発に努めていきます。

また、再生可能エネルギーに由来する電力の利用など、環境にやさしいエネルギーに関する情報提供も実施していきます。

■今後も引き続き、兵庫県をはじめ、兵庫県企業庁等と連携の上、朝来市生野町の生野ダムにおける水力発電を実施していきます。

■兵庫県をはじめ、朝来市、兵庫県森林組合連合会、公益財団法人兵庫みどり公社、関西電力株式会社、株式会社関電エネルギーソリューションが進める木質バイオマス発電事業について、今後も引き続き、関係機関と連携し、環境にやさしい再生可能エネルギーの創出に努めることで、区域における温室効果ガス排出量の削減をはじめ、林業の活性化による森林の保全と地域経済の活性化にも貢献していきます。また、関係機関と連携し、市民や事業者、子どもたち、団体等による木質バイオマス発電所の施設見学などについて、適宜受け入れを行うことで、地域や学校等における環境教育・学習の場として活用していきます。



▲：木質バイオマス発電所

参考資料：兵庫県 HP

【廃棄物処理施設での効率的なエネルギー利用の推進】

- 今後も引き続き、南但クリーンセンターにおけるバイオガス発電及び熱利用を推進し、環境にやさしい再生可能エネルギーの創出と効率的なエネルギーの利用に努めていきます。



▲：バイオマス設備

参考資料：南但広域行政事務組合 HP



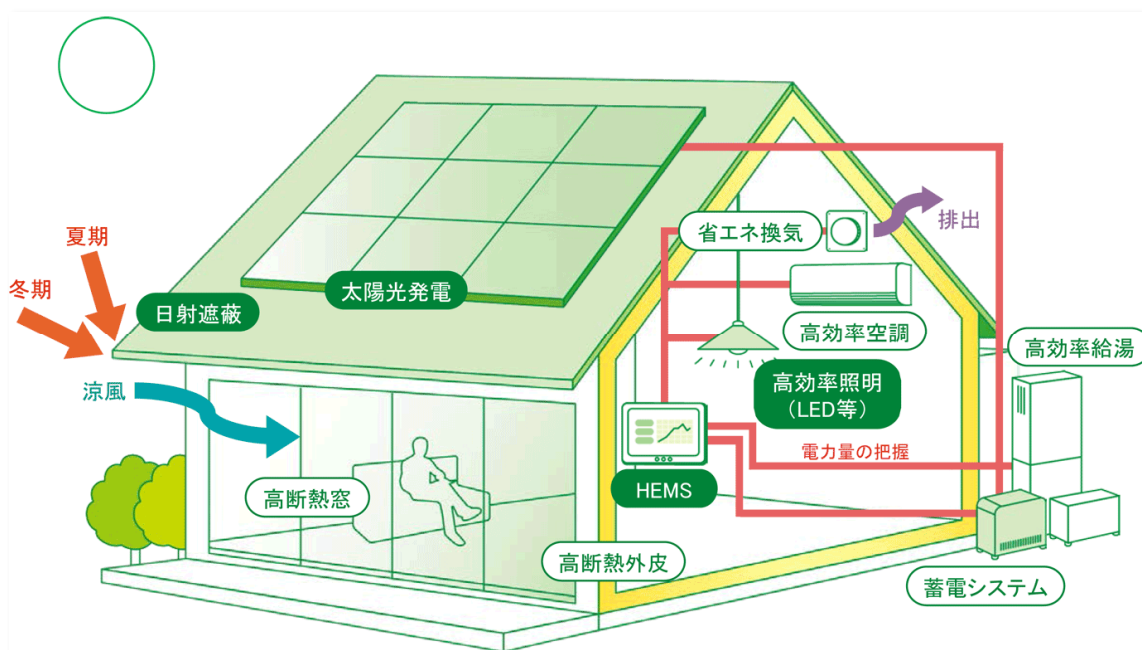
▲：熱回収設備(中央制御室)

参考資料：南但広域行政事務組合 HP

3. 家庭や事業所の省エネルギー化の促進

【住宅・建築物の省エネルギー化の促進】

- 住宅や建物における省エネルギー性能を高める改修として、断熱化をはじめ、LED 等に代表される省エネルギー型の照明や家電、家庭用燃料電池等に関する情報提供に努めていきます。
- ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等を備えた住宅づくりや建物における ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)等の導入をはじめ、HEMS(住宅エネルギー管理システム)やBEMS(ビルエネルギー管理システム)、省エネルギー化に資する運用改善等に関する情報提供に努めていきます。



▲：ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)のイメージ

参考資料：経済産業省資源エネルギー庁 HP

- 家庭の省エネルギー化に関する効果を二酸化炭素排出量に換算して見ることができる「環境家計簿」や「うちエコ診断」、住宅の断熱性能の向上等に向けた啓発活動の実施により、省エネルギー化に配慮した住宅の普及や関連情報の発信に努めていきます。
- 「関西広域連合」が推進する「関西エコオフィス宣言」事業所の普及に向け、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供に努めていきます。

【次世代自動車などの普及促進】

- 兵庫県をはじめ、自動車販売店などの事業者と連携の上、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等の普及を図るとともに、必要に応じて、公共施設等への充電設備の設置をはじめとするインフラ整備についても検討を進めていきます。

【環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの波及】

- 日常生活や事業活動における環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」について、朝来市のホームページをはじめ、「広報朝来」等の媒体やイベント等の機会を活用した啓発活動に努めることで、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの波及を図っていきます。
- 近年の通信販売や電子商取引の普及に伴う宅配便の取り扱いや再配達等による温室効果ガス排出量の抑制に向けて、各種情報提供をはじめ、自宅や店舗等における自主的な宅配ボックス・ロッカーの設置等を促し、再配達の削減による物流の円滑・効率化と環境負荷の低減に努めていきます。



▲:「COOL CHOICE」ロゴマーク

参考資料:環境省 HP



▲:「COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」ロゴマーク

参考資料:環境省 HP

- ノーマイカーデー(車に乗らない日)やライドシェア(複数同乗)、アイドリングストップなど、エコドライブに関する積極的な啓発活動に努めていきます。



▲:エコドライブとは

参考資料:環境省 HP

- 自転車を利用した日常生活での移動や通勤の推奨など、地球環境にやさしい取り組みに向けた啓発活動を実施し、車に依存しないライフスタイルの普及に努めていきます。
- 事業者に対し、「無料省エネ診断サービス」や「環境マネジメントシステム」の認証取得に関する情報の提供をはじめとする省エネルギー対策に資する啓発活動を実施し、事業活動における環境にやさしい取り組みを促していきます。
- 温室効果ガスの排出抑制等の緩和策に加え、豪雨や猛暑日の増加など、気候変動によって既に現れている影響や中期的に不可避な影響に対する適応策等について、市民、事業者に向けた朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信の実施とともに、学校等における子どもたちへの環境教育に取り組むことで、意識啓発を図っていきます。

4. 気候変動の影響による適応策に資する取り組み

【豪雨対策】

- 森林等の緑が保持する多面的な機能の1つである保水力を発揮させていくため、国や兵庫県等の関係機関と連携の上、山林の新陳代謝を促進する適切な間伐を実施し、洪水被害の軽減等に努めるとともに、グリーンインフラの概念も取り入れたまちなかにおける街路樹などの適切な整備、農地等の維持管理を進めていきます。



▲：円山川の治水対策と同河川を軸とした生態系ネットワーク形成の取り組み

参考資料：国土交通省 HP

- 大雨等に伴う土砂崩れや道路の寸断等を防止するため、関係機関と連携の上、防災対策に資する工事などを推進していきます。
- 市道の整備時には、必要に応じて冠水対策に資する透水性舗装を実施し、水循環の促進に努めていきます。併せて、市民や事業者における建物の敷地内への雨水浸透枳や雨水タンク等の設置に向けた啓発活動に努めていきます。

【熱中症対策】

- 公共施設における緑化の実施や街路樹の植樹をはじめ、水路の整備等により、まちなかに熱を溜めない取り組みに努めるとともに、家庭や事業所での取り組みの波及を図っていきます。さらに、市道の整備時には、路面の温度上昇と蓄熱を低減するため、必要に応じて遮熱性舗装を実施していきます。

エアコン消して 涼しいところに集まろう

- 朝来市の地域の特性を踏まえた熱中症の予防に関する各種情報提供をはじめ、高齢者等に対する積極的な啓発活動に取り組むと同時に、室内での熱中症の発症の危険性に関する注意喚起を実施していきます。さらに、市民等が外出時に利用が可能な公共施設等を活用した休憩スペース等の設置に向けた検討を進めていきます。



▲:「COOLSHARE」ロゴマーク

参考資料:環境省 HP

【自立分散型エネルギーシステムの導入】

- 災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池等の導入、V2H(ビークル・トゥ・ホームシステム)を活用した非常用電源の確保等を推進し、再生可能エネルギーを利用した防災体制の構築に環境分野の側面からも貢献していきます。

----- 市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例 -----

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例については、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例
■ 電化製品などの買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境にやさしい製品を購入します。
■ 自宅の新築や改修等を実施する場合は、断熱や採光等の省エネルギー性能に配慮するとともに、太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの利用を検討します。
■ マイカーの更新などの際には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の購入を検討します。
■ 「COOL CHOICE」などの環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組みます。
■ 買い物等の際には、必要に応じて、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
■ 不要なアイドリングを止め、燃費も向上するエコドライブを心がけます。
■ フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。
事業者の方々に期待される主な取り組み例
■ 「省エネルギー診断」などを受診し、事業所における省エネルギー対策に取り組むとともに、建物等の改修時には、省エネルギー性能に優れた機器等の導入を検討します。
■ 太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの利用を検討します。
■ 社用車の更新などの際には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の購入を検討します。
■ 「COOL CHOICE」などの環境にやさしいビジネススタイルの実践に取り組みます。
■ 原料の採取から製品の廃棄までの一連の流れを通して、温室効果ガスの排出量が少ない商品の製造・流通・販売による事業活動に努めます。
■ 従業員の通勤に当たっては、必要に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促します。
■ 不要なアイドリングを止め、エコドライブを実施するよう、従業員に対する指導に努めます。
■ 「フロン類」を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。

第 2 節：自然共生



人と動植物が共存し、緑と潤いのある自然の恵みを守り育て、次世代に引き継ぎます

----- 主な環境に関する現状と課題 -----

【動植物の生息・生育状況】

■兵庫県では、地域版のレッドデータブックとして、2003 年に「改訂・兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック 2003－」が作成されました。その後、新たな情報の蓄積が進んだことから 2012 年は昆虫類、2013 年は鳥類、2014 年は貝類及びその他の無脊椎動物、2017 年には哺乳類、爬虫類、両生類、魚類及びクモ類について改訂した新たなレッドリストが公表されました。しかし、現在、朝来市として独自に市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関するデータは保有しておらず、兵庫県版レッドリストの掲載データを使用することとします。今後は、朝来市として独自に市内に生息・生育する動植物のデータを蓄積するため、希少野生動植物の保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力し、情報収集活動とともに、活動に対する積極的な支援に努め、生物多様性に関する取り組みを実施する際の基礎資料として活用を図っていくことが必要です。

なお、兵庫県版レッドリストにおける掲載データを参考とした兵庫県内及び朝来市内における動植物の生息・生育状況は、次の通りです。朝来市内において生育が確認されている絶滅のおそれのある植物は 187 種、生息が確認されている絶滅のおそれのある動物は 159 種となっています

区分			朝来市内	兵庫県内
維管束植物	シダ植物		26 種	95 種
	種子植物	裸子植物	1 種	1 種
		離弁花類	41 種	204 種
		合弁花類	49 種	192 種
		単子葉植物	60 種	237 種
蘚苔類	苔類		3 種	45 種
	蘚類		4 種	87 種
藻類	淡水藻類		-	30 種
	海藻類		-	14 種
菌類			3 種	41 種
合計			187 種	946 種

▲：絶滅のおそれのある植物の確認種数

参考資料：兵庫県版レッドリスト

区分		朝来市内	兵庫県内
脊椎動物	哺乳類	10 種	18 種
	鳥類	57 種	153 種
	爬虫類	4 種	9 種
	両生類	11 種	18 種
	魚類	12 種	56 種
無脊椎動物	昆虫類	53 種	292 種
	クモ類	5 種	41 種
	貝類	7 種	153 種
	その他	-	65 種
合計		159 種	805 種

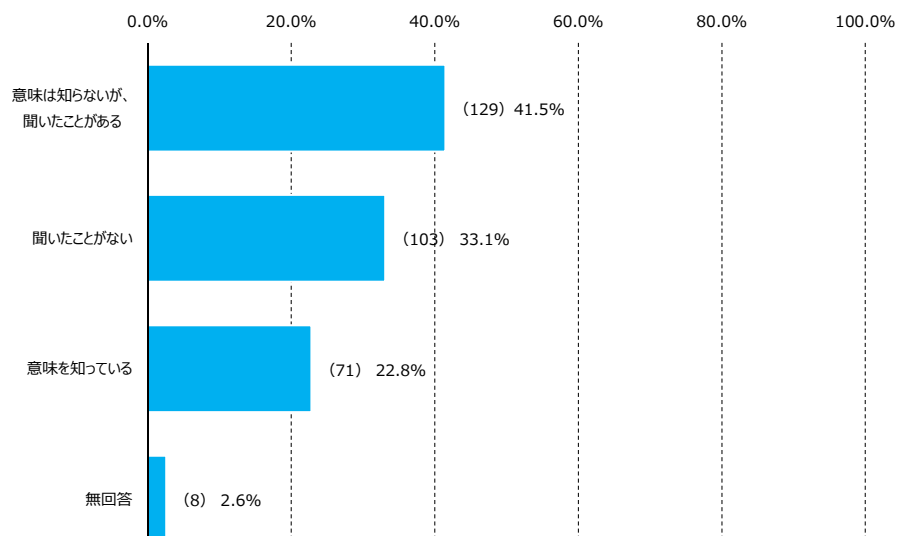
▲：絶滅のおそれのある動物の確認種数

参考資料：兵庫県版レッドリスト

■市民のアンケート調査結果では、「生物多様性に関する認知度」について、「意味は知らないが、聞いたことがある」との意見が多い一方、「聞いたことがない」との意見も見受けられます。

また、「生物多様性に関する市民活動への今後の参加意向」について、「オオサンショウウオが住める清流を未来へつなごう」、「朝来地域におけるササユリの保護・増殖」に関する保全活動の双方とも、「参加したい」といった前向きな意見が見受けられるものの、「あまり参加したいと思わない」との意見が多くなっています。

そのため、身近にある貴重な自然環境を守り育て、生き物とふれあいが持てるよう、朝来市内で保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力の上、体験型の生きもの調査等の観察会や学習会の積極的な開催を通して、生物多様性に関する市民等への意識の高揚を促していくことが必要です。



▲：市民の生物多様性に関する認知度

～「生物多様性」について～

地球上には、長い歴史の中で、その時々の変化に適応し、進化を遂げた 3,000 万種もの多様な生き物が存在すると言われています。これらの生命には、1 つひとつに個性があり、全てが直接的、間接的に支え合いながら生きています。こうした沢山の生き物たちの豊かな個性とつながりのことを生物多様性と言います。なお、「生物多様性条約」では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性といった 3 つのレベルの多様性があるとしています。

生物多様性の 3 つのレベル	
生態系の多様性	森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等の様々なタイプの自然環境があること。
種の多様性	動植物から細菌等の微生物に至るまで、様々な生き物が生息・生育している状態のこと。
遺伝子の多様性	同じ種でも、異なる遺伝子を持つために、形や模様、生態等に多様な個性があること。

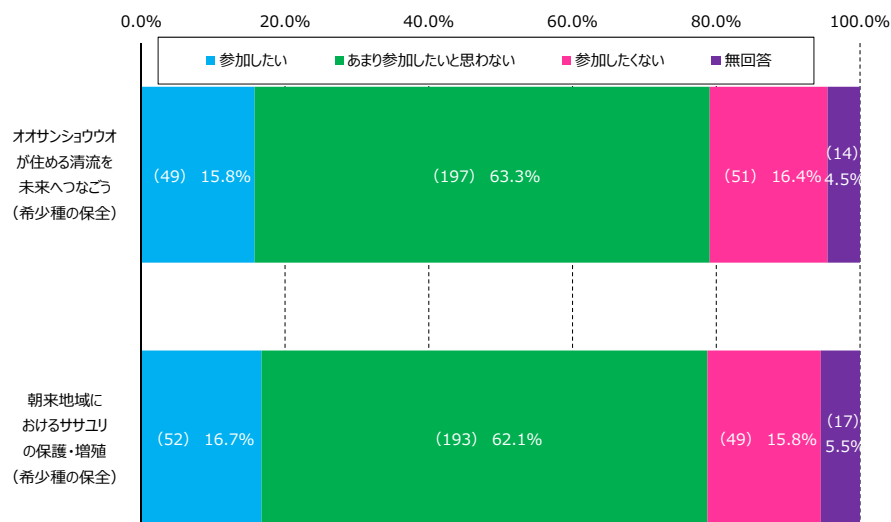
私たちは、日常の暮らしの中で、自然界から多くの恵み（＝生態系サービス）を受けています。身の周りに存在する多種多様な生態系は、きれいな空気や水を提供し、安全で快適な生活環境を担保しつつ、衣料や食料をはじめ、私たちが居住する際に必要となる様々な資源を提供しています。また、生き物が創出する美しい風景などは、安らぎや潤いを与え、自然体験や環境教育等の場としても大切なものです。さらに、多くの植生や健全な森林の存在は、木材の供給、河川の氾濫や土砂災害の未然の防止や軽減等に資するなど、様々な側面に好影響をもたらします。

このように生態系から受ける多くの恩恵は、生物多様性が健全に維持されることが前提となり、私たちの次の世代のためにも、生物多様性と良好な関係性を築いていく必要があります。



▲：自然の恵みについて

参考資料：環境省・生物多様性 HP



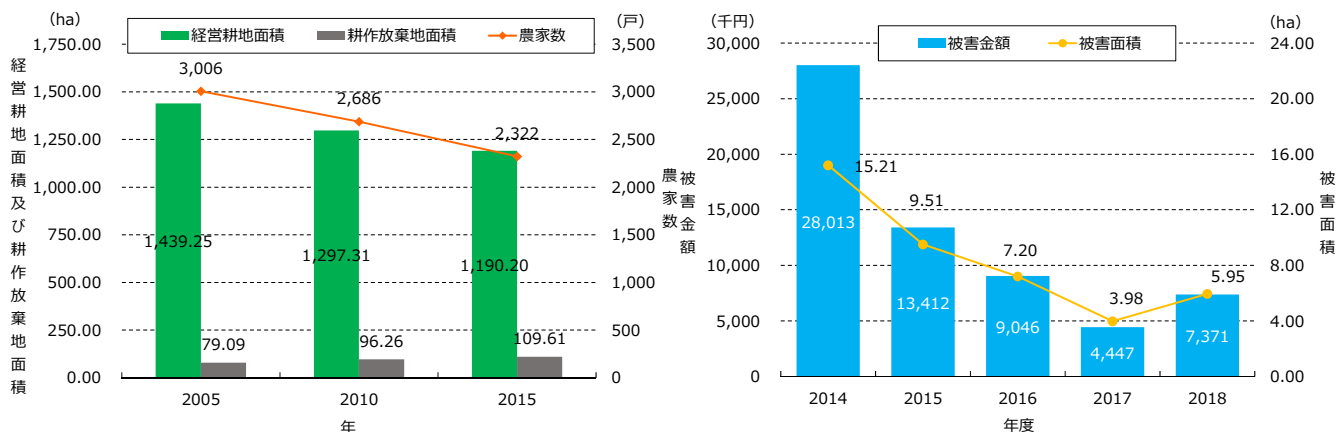
▲：市民の生物多様性に関する活動への今後の参加意向

【農業と鳥獣被害等の状況】

■ 経営耕地面積は、2015 年時点で、1,190.20ha となっており、近年は減少が続いています。また、耕作放棄地面積は、2015 年時点で、109.61ha となっており、近年は増加が続き、農家数は、2015 年時点で、2,322 戸で、減少が続いています。

一方、2018 年度時点での野生鳥獣による農作物への被害の状況は、被害面積が 5.95ha、被害金額が 7,371 千円となっており、2014 年度よりも、被害面積・被害金額の双方で減少傾向にあります。

また、有害鳥獣の捕獲状況は、シカが占める割合が多く、2018 年度の捕獲数は 1,193 頭で、全体の 70.7%を占めています。そのため、シカやイノシシをはじめとする野生鳥獣による農林水産業への被害の軽減対策として、防護柵の効果的な設置、個体数の調整、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の育成などに取り組んでいく必要があります。



▲：経営耕地・耕作放棄地及び農家数の推移

▲：野生鳥獣による農作物への被害状況の推移

参考資料：農林業センサス

参考資料：朝来市

(単位:頭・羽)

項目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
シカ	1,351	1,993	1,903	1,633	1,193
イノシシ	232	280	313	230	240
タヌキ	61	24	102	101	106
アナグマ		44	175	149	94
アライグマ		17	17	15	11
ハクビシン		10	23	18	32
ヌートリア		1	2	1	-
カラス		135	16	25	11
合計	1,644	2504	2,551	2,172	1,687

▲:有害鳥獣の捕獲数の推移

参考資料:朝来市

【森づくり、里地・里山の適切な管理】

■森林は、木材等の生産だけでなく、水源のかん養、山地災害の防止をはじめとする多面的な機能を有しています。また、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収等の機能にも注目されますが、近年、林業生産活動の停滞や利用価値を失った里山林の放置等により、多面的機能の発揮が難しくなっています。

兵庫県は森林を県民の共通の財産として豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、2006 年度から「県民緑税(県民税均等割超過課税)」を導入し、森林の防災面での機能を高める「災害に強い森づくり」、併せて環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めています。

人工林が大半を占め、流木災害等が発生するおそれのある危険流域の森林を対象に、間伐材による土留工を設置し、流木・土石流被害を軽減する災害緩衝林整備等を実施しています。

朝来市内の森林においても取り組みが進められていますが、今後も兵庫県等の関係機関、事業者や民間団体と連携の上、事業者への支援や後継者の育成などとともに、森林整備を継続して実施することで、森里川海を含む自然環境を保全しつつ、林産物の供給の促進による森林資源の有効活用に努めていく必要があります。



▲：朝来市内における広葉樹林と
植生の保護柵

参考資料：兵庫県 HP



▲：朝来市内における集落裏の
バッファーゾーンの整備

参考資料：兵庫県 HP



▲：朝来市内における間伐木を
利用した土留工

参考資料：兵庫県 HP



▲：朝来市内における広葉樹の植栽

参考資料：兵庫県 HP

【主な自然とのふれあいの場】

■兵庫県立南但馬自然学校は、朝来群山県立自然公園の一角に位置し、県下公立小学校全ての小学校5年生が実施する「自然学校」の中核施設として利用されるだけでなく、「大人の自然学校」や「親子で自然学校」など、小学生だけでなく、より多くの県民に自然に親しんでいただく事業も実施しています。施設内には、宿泊が可能な生活棟、野外活動が可能な大屋根広場、フレッシュエアータント等があり、四季折々の豊かな自然体験活動を行うことが可能となっています。

また、黒川自然公園センターは、朝来群山県立自然公園に位置し、朝来群山に生息・生育する動物・昆虫・植物等について学ぶことが可能な環境学習に関する施設です。施設内では、パソコン図鑑を使用して植物や昆虫の生態を調べることができます。

一方、「兵庫県立農林水産技術総合センター」の「内水面漁業センター」では、兵庫県下全域の内水面の水産技術に関する試験や研究、普及指導の拠点として役割を担っています。

こうした自然とのふれあいの場について、関係機関と連携して施設での環境学習会等を積極的に開催し、自然とのふれあいの場、学びの場として有効活用を図っていくことが必要です。



▲：兵庫県立南但馬自然学校

参考資料：兵庫県立南但馬自然学校



▲：黒川自然公園センター

参考資料：朝来市 HP

名称	指定年月日	面積	関係市町
朝来 群山	1958年11月21日 変更 1991年6月7日	14,766 ha	丹波市、朝来市、多可町
出石 糸井	1961年3月30日 変更 1996年12月17日	7,578 ha	豊岡市、朝来市
雪彦 峰山	1963年5月21日 変更 1994年7月5日 2016年4月5日	10,144 ha	姫路市、朝来市、 宍粟市、神河町

▲：朝来市の兵庫県立自然公園の状況(2018年3月31日現在)

参考資料：兵庫県環境白書

【生物多様性に関する環境保全活動】

■朝来市に拠点を置く「日本ハンザキ研究所」は、生野町の市川周辺において、オオサンショウウオを保全するために生息環境等の保全及び復元に係る調査・研究、オオサンショウウオを通じた環境学習の受け入れや環境保全活動に取り組む人材の育成を実施しています。朝来市内を流れる市川流域には、1,500匹を超えるオオサンショウウオが生息していることが同研究所の調査で判明しています。

また、「あさごササユリ 21」は、さのう高原などで、ササユリの保全を行うために自生地を調査し、ササユリの育つ環境の整備に取り組んでいます。さらに、個体数を増やすために種子を蒔き、地下発芽させ、球根に育てて現地に植える活動、イノシシやシカによる食害や盗掘から護るためのワイヤーメッシュ等の防護柵を設け、生育状況の観察も兼ねたパトロールも実施しています。

朝来市としては、民間団体等の関係者と緊密に連携し、オオサンショウウオをはじめとする希少野生動植物の生息・生育環境を保全していくための生物多様性に関する活動の現状把握と積極的な支援に努めていく必要があります。

▲：オオサンショウウオ
の調査の様子

参考資料：朝来市教育委員会 HP

朝来市が行う取り組み

1. 生物多様性に富んだ自然共生社会の実現

【希少野生動植物の生息・生育環境の保全】

- 生物多様性に関する活動に取り組む市民や民間団体と連携・協力の上、朝来市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関する詳細なデータの蓄積に取り組み、「朝来市レッドデータブック」及び「朝来市生物多様性地域戦略」の策定を進めます。
- 環境行政の立場から、生物多様性に関する活動を行う主体に対し、ヒアリング調査等を行い、的確に要望を把握した上で、必要となる支援策を積極的に実施していきます。
- 「オオサンショウウオ」などを守るためのモニタリングの実施をはじめ、生息・生育環境の保全と保護活動に努めるとともに、朝来市内における貴重な野生動植物に関する情報提供に取り組んでいきます。
- 開発事業などに関わる事業者に対し、自然環境保全への理解を深め、法令等を遵守するよう、指導していきます。
- 身近な自然や野生動植物等に関する意識を養うため、市民・事業者と民間団体が参加した動植物の自然観察会や有識者を招いた講演会等の開催による学習機会の充実を図りつつ、地域における生物多様性に関する保全活動を担うリーダーやコーディネーター等の人材の育成に努めていきます。



▲：生物多様性について

参考資料：環境省・生物多様性 HP

～「オオサンショウウオ」について～

オオサンショウウオは太古の遺留動物として両生類のうち最大のものであり、生息環境の変化によって住むべき場所や個体数も大きく減少していることから、1952年に国特別天然記念物に指定され、保護が行われています。

オオサンショウウオは日本特産であり、本州の中部以南の河川の中・上流域に生息しています。夜行性のため、日中活動することはほとんどありませんが、不用意に触ると噛みつかれる可能性があり、専門家以外の人々が許可なく触ったり、捕まえたり、場所を移動させることは文化財保護法違反となります。朝来市では、この貴重な生き物の生息状況を把握するため、2013年度から調査を実施しています。



▲：保護されたオオサンショウウオ

参考資料：朝来市教育委員会 HP

【特定外来生物対策】

■在来種の生態系に影響を与える特定外来生物が朝来市内で発見された場合には、速やかな情報提供等を通じ、市民の関心と理解を高めるとともに、生息・生育調査の実施、国をはじめ、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携の上、市外からの侵入防止対策及び繁殖防止対策を行うことで、生態系被害及び人的被害の予防に努めていきます。

【鳥獣による農林業等への被害防止対策】

■シカやイノシシ等の有害鳥獣による人的被害と農林業等への被害の防止に向けて、防護柵の設置をはじめ、個体数の調整、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の確保、捕獲した個体の資源化、猟友会と連携した駆除と耕作放棄地の整備等の取り組みを強化していきます。

【自然とのふれあいの場の創出】

■農林事業者をはじめ、各種団体、兵庫県等の関係者と連携し、自然の中での体験型の学習会の実施、「グリーン・ツーリズム」等によって自然とふれあう機会や場を創出するとともに、観光パンフレットや朝来市の観光情報サイトを活用した情報提供に努めることで、朝来市の内外に向けた自然の環境に対する意識を育んでいきます。

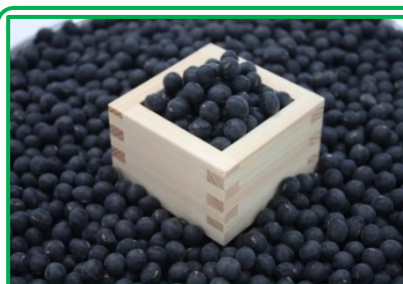
■子どもたちが自然と積極的にふれあうことができるよう、市民や民間団体の方々と連携・協力の上、「兵庫県立南但馬自然学校」における体験活動をはじめ、「黒川自然公園センター」を有効活用した野生動植物等に関する学習会などを開催し、学びとふれあいの場の提供による生物多様性についての意識の高揚に努めていきます。

■朝来市内の市川、円山川について、自然環境に配慮した維持管理を実施していくことはもちろん、各主体が連携・協働した清掃活動等の取り組みを行うことで、まちのシンボルとして磨き上げるとともに、子どもたちに対する環境学習の教材として活用するための各種イベント等を開催し、親水性を持った水辺空間の確保に努めていきます。

2. 環境にやさしい農林業等の推進

【荒廃農地の発生防止・解消】

- 都市からの就農者や農業体験・交流の場として、耕作放棄地の有効活用に取り組んでいきます。
- 夜久野高原での共同事業について、関係機関と連携し、農業の活性化に向けた取り組みを進めることで、荒廃農地の解消や集約化による岩津ねぎ等の高付加価値作物の栽培を促していきます。
- 「人・農地問題解決加速化支援事業」等の活用を通じ、農地の適正な管理に向けた意識啓発を図っていきます。



▲：丹波黒大豆

参考資料：兵庫県 HP



▲：岩津ねぎ

参考資料：朝来市 HP

【環境保全型農業の推進】

- 「コウノトリ育む農法」等による農業生産と加工・販売の一体化に取り組み、付加価値の高い農業経営の普及を進めていきます。

～「コウノトリ育む農法」について～

「コウノトリ育む農法」とは、おいしい農産物と多様な生きものを育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法です。（安全な農産物と生きものを同時に育む農法）

【国：環境保全型農業直接支払交付金】

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上、低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援。

【県民局】

1. コウノトリ育む田んぼ塾

栽培技術レベルの高い農業者（アドバイザー）の指導により、円滑な技術習得を推進。

2. 取り組みの拡大に向けた条件整備支援

- 新規に取り組む団体等へのスタートアップ支援
- 取り組みを拡大する集落等への栽培経費支援
- 必要な共同利用機械施設導入に対する支援

3. PR 活動等



▲：「コウノトリ育む農法」の様子

参考資料：兵庫県 HP

【朝来市：朝来市特産物振興対策事業補助金】

コウノトリ育む農法による水稻作付け及び団地化の取り組みに対して、補助金を交付。

- 農作物などを栽培する際には、地元の畜産糞尿と木質バイオマス発電事業によって発生する燃焼灰を活用した堆肥の利用を促し、農業や化学肥料の影響が軽減された環境創造型農業の実現を目指していきます。

【森林が保持する多面的機能の確保】

- 今後も引き続き、市行造林地における造林事業を行い、木材利用の促進を図っていきます。
- 森林組合をはじめ、各林業事業体が実施する森林整備に対する支援に努めていきます。
- 持続可能な森林資源の確保に向けて、森林技術者や林業従事者の確保と育成に努めていきます。
- 兵庫県が行う「県民緑税」を活用し、森林が保持する防災機能の強化に努めることで、豪雨等による斜面の崩壊や倒木の流出などの発生を抑制し、災害に強い森づくりを進めていきます。



▲：簡易流木止め施設

参考資料：兵庫県 HP

【森林資源の有効活用促進】

- 木質バイオマス発電所への燃料となる未利用材をはじめとする木材供給の拡大に向けて、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を図っていきます。
- 森林整備をはじめ、林産材を低コストで搬出できるよう、作業道の高密度化等を進めていきます。

----- 市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例 -----

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例については、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例
■ 朝来市内の自然環境、動植物等に対する関心を持ち、保護・保全活動に積極的に協力します。
■ 地域の希少動植物の乱獲や不法な採取は行わないようにします。
■ 特定外来生物は飼育せず、既に飼育している場合には責任を持って飼育します。
■ 地域で協力して生ごみや未収穫作物等の適切な管理等を徹底等し、有害鳥獣を誘引しない環境づくりに努めます。
■ 自然体験や動植物等の観察会に積極的に参加し、森林、農地等が果たす役割について学び、保全・整備に関する各種取り組みに積極的に協力します。
■ 「グリーン・ツーリズム」などに積極的に参加し、農業等に対する関心を高めます。
■ 行政と連携して、耕作放棄地の有効活用を検討します。
■ 朝来市内で生産された農作物等の積極的な購入による地産地消に努めます。
■ 地域の森林や里山における維持管理等の整備活動に参加・協力します。
事業者の方々に期待される主な取り組み例
■ 開発事業における土地利用計画等の設計や工事の実施に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。
■ 自然体験や観察会に社員が参加し、自然を大切にする企業風土づくりに努めます。
■ 社員研修の一環として、農業体験をはじめとする「グリーン・ツーリズム」などへの参加を検討します。
■ 行政と連携して、耕作放棄地の有効活用を検討します。
■ 農薬や化学肥料の低減、有機・低農薬栽培等の手法による農作物の生産に積極的に努めます。
■ 朝来市内で生産された農作物等の加工・販売による地産地消に取り組みます。
■ 地域の森林や里山における維持管理等の整備活動に参加・協力します。

第3節：資源循環

「関連するSDGsの主な目標」

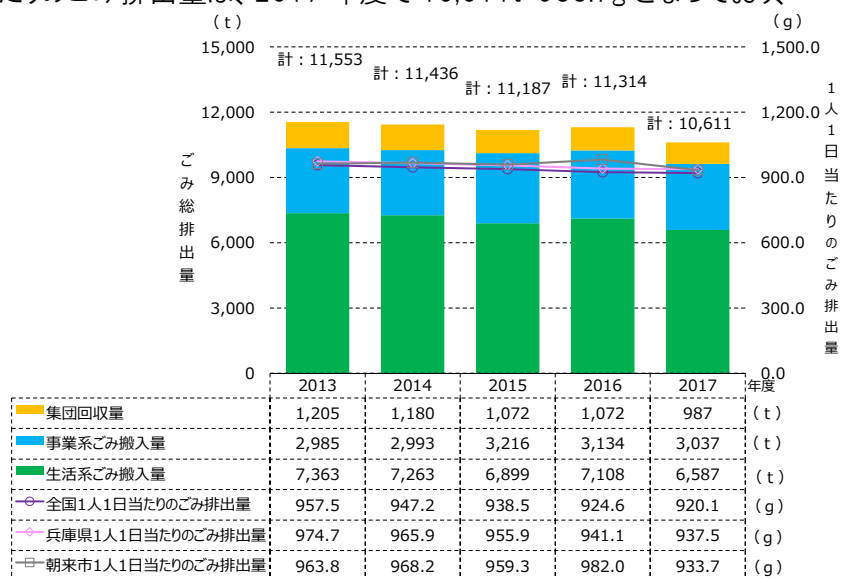


地域における健全な資源循環を促し、ものを大切にする持続可能な社会の構築を目指します

----- 主な環境に関する現状と課題 -----

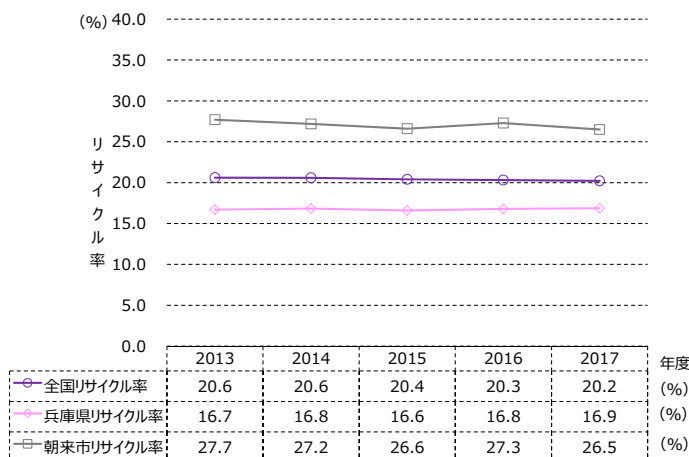
【ごみ排出量とリサイクル率】

■ごみの総排出量・1人1日当たりのごみ排出量は、2017年度で10,611t・933.7gとなっており、概ね減少傾向で推移し、割合としては、生活系ごみに由来するものが多く、全体の62.1%を占めています。また、リサイクル率は、2017年度で26.5%となっており、全国や兵庫県と比べても、高い状況で推移しています。今後も引き続き、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の3Rに資する各種取り組みを進めていくことが必要です。



▲：ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

参考資料：一般廃棄物処理実態調査



▲：リサイクル率の推移

参考資料：一般廃棄物処理実態調査(全国・兵庫県)、
南但広域行政事務組合(朝来市)

【食品ロス】

■「食品ロスの削減に関する法律（食品ロス削減推進法）」が 2019 年 10 月 1 日に施行され、10 月が「食品ロス削減月間」、10 月 30 日が「食品ロス削減の日」として新たに定められました。本来、まだ食べることができる食品が破棄されてしまう食品ロスは、年間に約 643 万トン発生し、これは国民 1 人が毎日の日常生活の中でお茶碗 1 杯分（約 140g）を消費する分量に当たります。

食品ロスについては、SDGs のターゲットの 1 つに、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれると同時に、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018 年 6 月）」でも家庭系の食品ロス量を 2030 年度に 2000 年度比で半減させる目標を掲げています。

朝来市は、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加する自治体として、生ごみの水切りや乾燥、消費期限切れ食品や食べ残しの発生抑制などの啓発活動に努めていく必要があります。



▲：「すぐたべくん」ポスター

参考資料：環境省 HP

【農業用廃プラスチックごみ】

■「南但農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」では、地域で使い終えた農業用廃プラスチック類の回収が実施されています。

今後も引き続き、こうした取り組みの実施に努め、環境保全型農業に貢献していくことが必要です。

【南但クリーンセンター】

■南但広域行政事務組合では、養父市内と朝来市内の一般廃棄物の収集・運搬・中間処分・資源化に関する共同事務を行っており、南但クリーンセンターにおいて処理が実施されています。南但クリーンセンターの施設は、高効率原燃料回収施設とリサイクルセンターから構成されており、高効率原燃料回収施設にあるバイオマス設備では、メタン発酵槽で得られたガスによって発電が行われ、熱回収設備（焼却炉）では、メタン発酵に適さない燃やすごみや発酵残渣が焼却されています。また、リサイクルセンターでは、不燃ごみや資源ごみ等が種類ごとに再資源化されています。さらに、建物の 2 階には、リユースプラザが開設され、ごみとして持ち込まれたものの中で、修理や清掃を行って使用することができるものとして再生し、希望者に無料で譲渡しています。

今後も引き続き、ごみ処理施設の適切な運営による環境負荷の低減と効率的なごみ処理体制の構築、資源の有効活用に努めていくことが必要です。



▲：南但クリーンセンター内のリサイクルセンターに開設されたリユースプラザ

参考資料：南但広域行政事務組合 HP

【地域における環境美化活動】

■但馬地域では、清掃活動を通じて美しいまちづくりに向けた意識を高めることを目的に、毎年6月の第1日曜日を実施基準日として定め、地域の住民が参加する「クリーン但馬10万人大作戦」が実施されています。活動は、但馬全域の各世帯や企業、各種団体が参画し、大規模な県民運動として定着しており、地域の住民と一体となった不法投棄防止対策を実施し、ごみを捨てない、捨てさせない地域づくりの推進を図っています。朝来市内では、河川敷や道路沿いの散乱ごみの清掃や草刈りなどが行われています。また、各地域で集められた散乱ごみ等については、「南但クリーンセンター」などに運び込まれています。

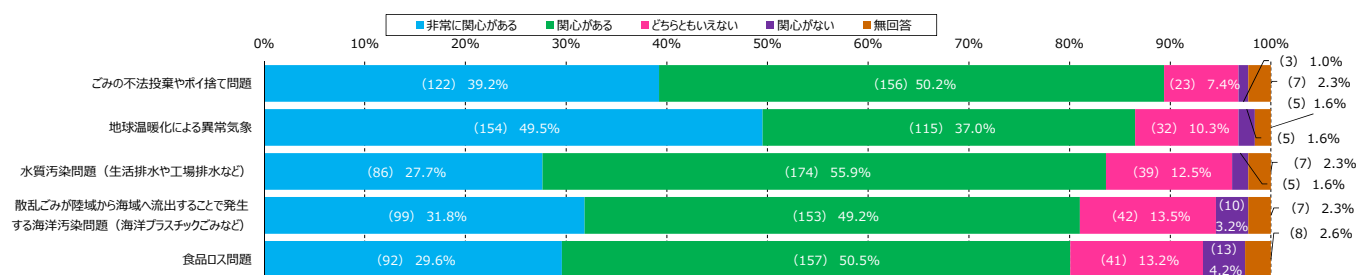
一方、市民のアンケート調査結果では、比較的、廃棄物に関する内容に対しての関心が寄せられていますが、その中でも「ごみの不法投棄やポイ捨て問題」への関心があるとの意見が多く見受けられます。さらに、生徒のアンケート調査結果では、「環境を守るために行ってみたいこと」について、「道路などをはじめ、地域における散乱ごみを拾うこと」との意見が多く見受けられます。

今後も引き続き、「クリーン但馬10万人大作戦」などに参画し、市民や事業者等をはじめ、多様な主体と連携・協働の上で取り組んでいくことで、廃プラスチック製品等を含む散乱ごみの陸域から海域への流出を食い止めていく必要があります。



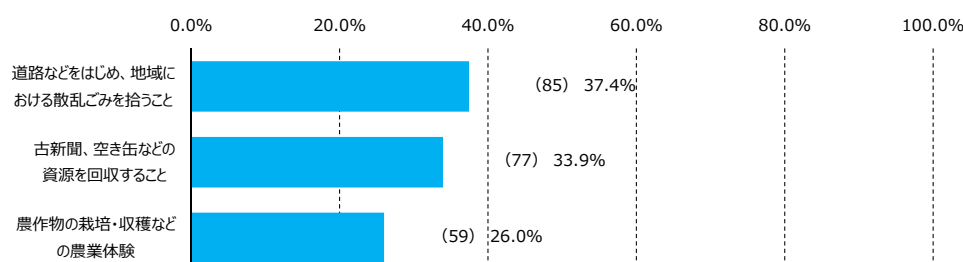
▲：朝来市内の清掃活動の様子

参考資料：兵庫県 HP



▲：市民の環境問題への関心度(上位5つ※)

※：「非常に興味がある」、「興味がある」と回答した市民の割合。



▲：生徒が環境を守るために行ってみたいこと(上位3つ)

- 朝来市においても高齢化が進行しているため、ごみの排出時や分別時の負担が軽減されるよう、ごみステーションの配置等についても、地域と協力しながら対応していきます。
- 安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、自治会や地域の住民との連携を強化し、ごみステーションの適切な配置と管理を実施していきます。また、生活系ごみの効率的な収集体制、収集ルート及び走行方法の確立に努めていきます。
- 分別ルールが守られていない地区には、ステーション管理者への改善を求めています。また、保健衛生委員に分別指導員としての研修を実施し、地域での分別指導に努めていきます。
- リサイクル関係法令や近隣自治体の収集・運搬体制等の動向を踏まえつつ、分別品目の見直し検討や地域に適した収集システムの構築に努めていきます。
- 資源物の混入が多い事業者に対し、適正に資源物を処理するように助言や指導等を実施していきます。また、多量排出事業者におけるごみ排出の実態把握に努めると同時に、「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成やごみの減量及び資源化等に関する指導等を実施していきます。
- 今後も引き続き、ごみの減量化・資源化を図っていくため、南但広域行政事務組合、養父市との連携の強化に努めていきます。

～3R について～

3R とは、発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会の構築に向けたキーワードとなります。

国は、循環型社会の形成に向けた取り組みを実効性のあるものとするため、2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定の上、3Rに関する考え方を明文化し、リデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処分の優先順位を定めています。

そうした中で、リサイクルよりも優先度が高い2R（リデュース、リユース）による社会経済システムの構築に向けた取り組みが進められています。さらに、今日では、3Rに断る（リフューズ：Refuse）と修理（リペア：Repair）を加えた5Rの取り組みを実施し、ごみの発生量を削減していく動きもあります。

環境省は3Rの取り組みを促進するため、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、3Rに関する活動や取り組みの浸透を広く呼びかけています。具体的には、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージに掲げ、3Rの取り組みを多くの方々に知ってもらい、自分たちの暮らしに取り入れてもらうよう、環境の側面だけでなく、歌やダンス、アニメや動画等のサブカルチャーなどと連携したコンテンツを発信し、楽しみながら、3Rについて知ること、循環型社会のライフスタイルである「Re-Style」をはじめめることができる情報を提供しています。



▲：「Re-Style」ロゴ

参考資料：環境省 HP

【食品ロスの削減】

- 朝来市は、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参画する自治体として、食品ロスの削減のため、全国の自治体と協力体制を構築し、市民・事業者への積極的な啓発活動の実施により、取り組みを波及させていきます。
- ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、もったいないを意識した食材調達や食べ残しをしないこと等に資する「3010 運動」などに関する情報について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した啓発活動に取り組むことで、家庭や事業所等で発生する食品ロスの解消を目指していきます。また、学校などの教育現場における子どもたちへの関連する環境教育に取り組み、意識啓発を図っていきます。
- 朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用したエコッキングに関する情報提供を行うことで、家庭や事業所における取り組みを促していきます。

～「3010 運動」について～

「3010 運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンのことで、宴会開始時に行う乾杯から 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、宴会のお開き 10 分前には自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけて、食品ロスを削減する取り組みです。



▲：「3010 運動」の POP

参考資料：環境省 HP

【プラスチックごみの削減】

- 近年、世界的な話題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、市民及び事業者に向けた海洋プラスチック問題等に関する朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信の実施、学校等における子どもたちへの環境教育に取り組み、意識啓発を図っていきます。
- マイバッグの積極的な利用に関する朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信に努めることで、市民にマイバッグを持参した買い物による不要なレジ袋の排出規制に取り組んでもらえるよう、啓発活動を実施していきます。
- ごみ減量・リサイクル推進週間(5月30日～6月5日)や環境月間(6月)、3R推進月間(10月)を中心に、マイバッグキャンペーンなどの啓発活動を実施していきます。
- ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制対策として、店舗などにおける unnecessary 箸・フォーク・スプーンの使用を断ること、飲食店でストローを使わないようにすること、それらを必要な場合以外には可能な限り提供しないことなどについて、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した啓発活動に努めていきます。

～関西プラスチックごみゼロ宣言について～

兵庫県が構成員となっている関西広域連合は、海洋プラスチックごみの問題に関して、「関西プラスチックごみゼロ宣言」を打ち出しています。

この宣言は、2019 年 6 月 28 日から 29 日に大阪で開催された G20 サミットで、海洋プラスチックごみ問題が議題の 1 つとなる機会を捉え、これまで取り組んできたマイボトルやマイバッグ持参運動等の 3R に関する取り組みをより一層推進するとともに、プラスチックごみによる海洋汚染の防止に取り組む強い決意を国際社会に向けて発信することを目的にしたものです。

宣言の内容については、次の通りです。



プラスチックは、社会や経済の発展により私たちの暮らしが利便性を増す中で身近に使用されてきました。使用済みプラスチックの一部は、ポイ捨てなどにより、河川等を通じて海へ流れ込んでいます。こうした海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染や生態系への影響が懸念され、国際会議で議論されるなど世界的に関心が高まっています。

関西地域は、日本海、瀬戸内海、太平洋に囲まれ、河川、湖沼の間に形成された山地、盆地、平地に 2,200 万人余りの人々が生活しており、この地域からも相当量のプラスチックごみが海洋に流出していると思われます。

本年 6 月、G20 サミットが関西の大阪で開催され、海洋プラスチックごみ問題が議題の一つとなる予定です。この機会を捉え、関西全体の広域行政を担う関西広域連合は、プラスチックごみによる海洋汚染防止に取り組むとともに、その強い決意を国際社会に向けて発信することが重要です。

ついでには、関係自治体が連携して、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指し、これまで取り組んできたマイボトルやマイバッグ持参運動等を通じた 3R（リデュース、リユース、リサイクル）をさらに推進し、住民、事業者、団体等と協力しながらごみのポイ捨て防止や一斉清掃活動、発生抑制などプラスチックごみゼロに向けた不断の取組を行うことをここに宣言します。

2019 年 5 月 23 日

関西広域連合

参考資料：兵庫県 HP

【資源の集団回収等の推進】

- 地域における資源循環を推進するため、資源ごみとして回収する品目の拡大を検討していきます。また、地域の団体や NPO 等が連携して、地域における資源回収が進むよう、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供に努めていきます。併せて、資源ごみの集団回収を実施する団体などの活動状況に関する紹介に努めていきます。
- 地域のコミュニティやネットワークの強化を図り、資源ごみの集団回収を活性化させていきます。また、自治会、地域の団体、PTA 等の参加による資源回収の機会を拡大するため、「資源ごみ集団回収事業」に関する助成制度を継続していきます。
- 南但クリーンセンターで処理することができない処理困難物や廃家電品など、引き取りが可能な製造元や販売店等を紹介・斡旋し、適正な処理及び資源化を推進していきます。
- 事業者が店頭などで実施する資源回収の取り組みについて、事業者への継続した要請や市民等への情報提供活動などを通じ、さらなる店舗の拡大を図っていきます。

2. ごみの適正処理の推進

【有害廃棄物の適正処理の推進】

- 在宅医療廃棄物のうち、生活系ごみとして収集・処理するものと、感染性廃棄物として医療機関等で処理を行うものについて、関係機関と協議・整理を図ることで、区分を明確にし、市民に対する周知徹底に努めていきます。
- 蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等の水銀を含む廃棄物について、破損防止に資する適正な排出方法を周知した上で、安全な体制による収集と処理を実施していきます。
- スプレー缶やカセットボンベ等について、中身を使い切って排出することなど、適正な排出方法を周知した上で、安全な体制による収集と処理を実施していきます。

【廃棄物処理施設等の適正な運用】

- 南但クリーンセンターについては、「南但広域行政事務組合」及び養父市と協働した適正な維持管理による運用に努めていきます。
- 南但クリーンセンターに搬入される資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等について、資源化が可能なものは適切に処理を実施するとともに、リユースプラザにおける資源の有効活用など、リサイクル率の向上に努めていきます。また、南但地域におけるバイオマスの有効活用を図るため、南但クリーンセンターにおけるバイオマス設備の効果的な運用に努めていきます。
- 朝来市のホームページや「広報朝来」等を用いた維持管理情報を適宜公表し、南但クリーンセンターに対する地域の住民の安心感や信頼感の向上を図っていきます。また、環境教育の一環として、学校や地域の住民による南但クリーンセンターの見学会や学習会の実施に協力し、ごみの正しい分別や出し方、排出状況、ごみ問題等に関する理解や認識を深めるための啓発活動に努めていきます。
- 朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場における埋立てに当たり、ごみの減容化を図ることで、最終処分場の延命化に努めていきます。また、焼却灰・ばいじんについては、民間の資源化事業者を活用し、朝来市一般廃棄物管理型最終処分場の安定的な利用を推進していきます。

【災害廃棄物対策】

- 災害発生時の廃棄物の迅速な処理に向けて、「朝来市災害廃棄物処理計画」を策定し、計画に基づいた対応をしていきます。
- 大規模災害発生時においても災害廃棄物の適正処理が図られるよう、平時から大規模災害を意識した訓練に努め、廃棄物処理施設における防災機能の強化を進めていきます。
- 災害廃棄物の処理については、兵庫県をはじめ、近隣自治体及び民間事業者等の関係機関と連携を図るため、協定の締結に努めていきます。

3. 美しいまちづくりの推進

【ごみの不法投棄防止対策】

- 朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じて、市民及び事業者等への不法投棄の防止に向けた意識啓発を実施していきます。また、看板等の設置や朝来市、市民、警察、関係機関と連携した監視の強化、監視員によるパトロールを実施していきます。
- 公共施設・道路・河川等における不法投棄の防止に向けたパトロールと不法投棄物の収集を継続して実施し、朝来市としても市内の環境美化に努めていきます。
- 不法投棄に関する取り締り体制の強化による対策を推進するため、国や兵庫県等の関係機関との連携体制の強化を図っていきます。また、不法投棄物に対する適切かつ迅速な処置等の対応を実施することで、汚染等による2次被害の未然防止に努めていきます。



▲：不法投棄防止看板

参考資料：朝来市

【地域における環境美化活動の促進】

- 河川や道路における清掃活動や「クリーン但馬 10 万人大作戦」等を通じ、廃プラスチック製品などを含む散乱ごみの回収による朝来市内の環境美化に取り組んでいきます。
- 地域の住民や事業者等が実施する環境美化活動や清掃活動について、専用のごみ袋の配布、廃棄物の処分等の実施による積極的な支援を行っていきます。
- 各種イベントや人が集まる場所等においては、地域の住民や観光客への啓発活動の実施により、散乱ごみの減少を図っていきます。
- 朝来市のアダプト制度を活用の上、道路や公園等の公共施設について、市民がボランティアで美化及び保全のために管理していくことで、市民と行政が一体となった地域活動を今後も継続して推進していきます。

～朝来市のアダプト制度について～

アダプト制度とは、地域の住民や地元の企業の皆さんが自分たちの身近な公園や道路、河川等の公共空間の里親となり、自発的に清掃・美化活動を行う制度です。

- 対象：個人、団体、企業
- 活動内容：ボランティアによる美化活動、道路等の公共空間のごみ拾い、除草など
(ボランティア保険料は朝来市で負担、ごみ袋の支給有)

----- 市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例 -----

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例については、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例
■ マイバッグ運動、リターナブル容器の使用等によるごみの減量化に積極的に取り組みます。
■ ごみの分別方法を遵守し、資源循環型の社会の形成に協力します。
■ ごみを出す曜日や時刻、方法等のルールに努めます。
■ 家電製品、車、家具等を修理して長期的な使用に努めます。
■ 地域における資源の集団回収に協力します。
■ 製品等を廃棄する前には、リサイクルショップやフリーマーケット等を活用できないか検討します。
■ 買い物時には、環境に配慮したエコな製品の購入を心がけます。
■ ごみステーションの清掃と適切な維持管理に努めます。
■ 生ごみの資源化などによって、手軽にごみを減らせる取り組みを進めます。
■ 食材等は、必要な量を購入し、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄を防ぎます。
■ 買い物の際にはマイバッグを持参する、レジ袋や使い捨ての割り箸・スプーン等をなるべくもらわないようにします。
■ 廃棄物の不法投棄はしません。
■ 河川・道路の清掃活動や「クリーン但馬 10 万人大作戦」等への参加を通じ、地域の環境美化に取り組みます。
事業者の方々に期待される主な取り組み例
■ 耐久性の高い製品や修理・再生が容易な製品など、長期間の使用が可能な製品の開発や製造、販売に努めます。
■ 店舗などにおける事業活動の場面では、詰め替え商品や量り売り商品等の取り扱い及びばら売りを拡大することで、消費者に環境にやさしい買い物行動を促します。
■ 調理の工夫や食材を有効活用したメニューを提供し、「3010 運動」などをはじめとする食品ロスを出さないための取り組みに努めます。
■ 買い物の際にはマイバッグの持参を呼びかけるとともに、レジ袋や使い捨ての割り箸・スプーン等をなるべく提供しないように努めます。
■ 廃棄物の不法投棄はしません。
■ 社有地などを適正に管理し、不法投棄が行われないように配慮します。
■ 河川・道路の清掃活動や「クリーン但馬 10 万人大作戦」等への参加を通じ、地域の環境美化に取り組みます。

「関連するSDGsの主な目標」



第4節：安全・快適

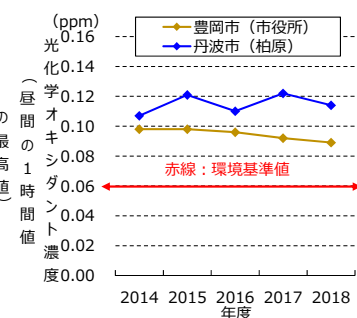
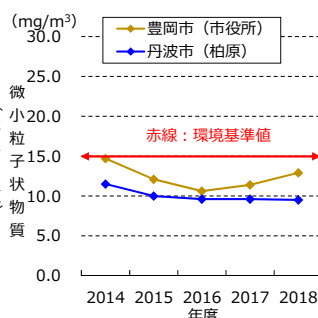
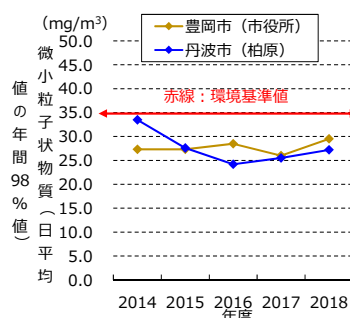
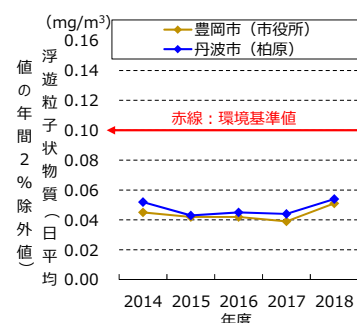
良好な生活環境の確保と歴史・文化を大切に、安全・快適なまちをつくります

主な環境に関する現状と課題

【大気質】

■朝来市内には、大気の常時観測所は設置されていませんが、周辺の豊岡市と丹波市で監視が行われており、光化学オキシダント(Ox)以外は、環境基準を達成しています。

兵庫県、周辺自治体等と連携体制を整備し、大気質に関する情報収集と市民等への情報提供を行っていく必要があります。



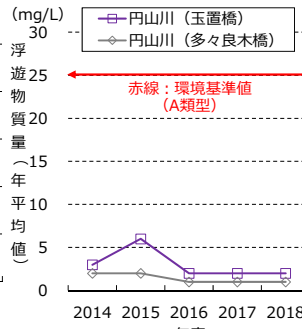
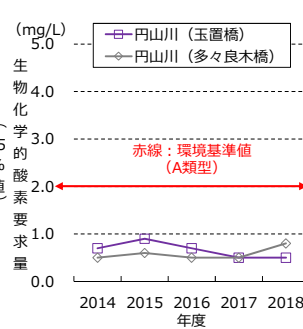
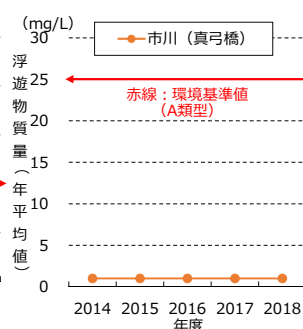
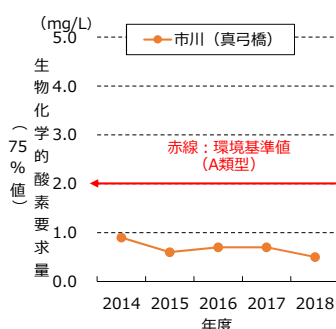
▲：大気質の推移

参考資料：ひょうごの環境

【水質】

■朝来市内の市川の1地点、円山川の2地点で水質に関する環境基準の類型が指定され、毎年度測定が行われていますが、2河川3地点の全ての場所で環境基準を達成しています。

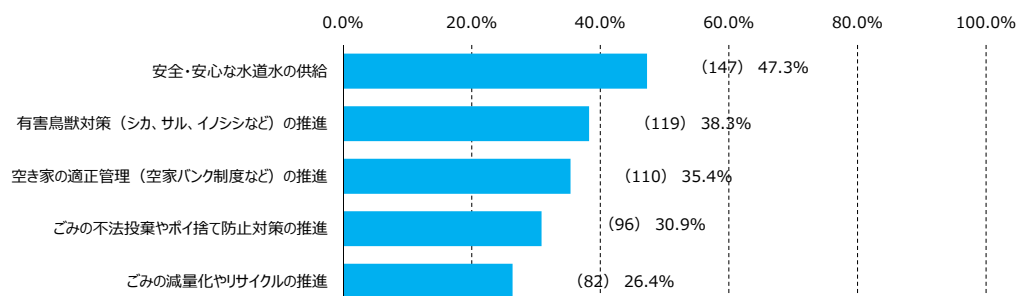
今後も定期的な検査を兵庫県等の関係機関と連携して行い、市民等への情報発信による水質保全のための啓発に努めていく必要があります。



▲：水質の推移

参考資料：兵庫県

■市民のアンケート調査結果では、「より良い環境を目指していくために市役所が力を入れるべき分野」について、「安全・安心な水道水の供給」との意見が多く見受けられます。そのため、水道施設の適切な維持管理と今後の人口減少等の社会情勢を見据えた経営の健全化に努めていく必要があります。

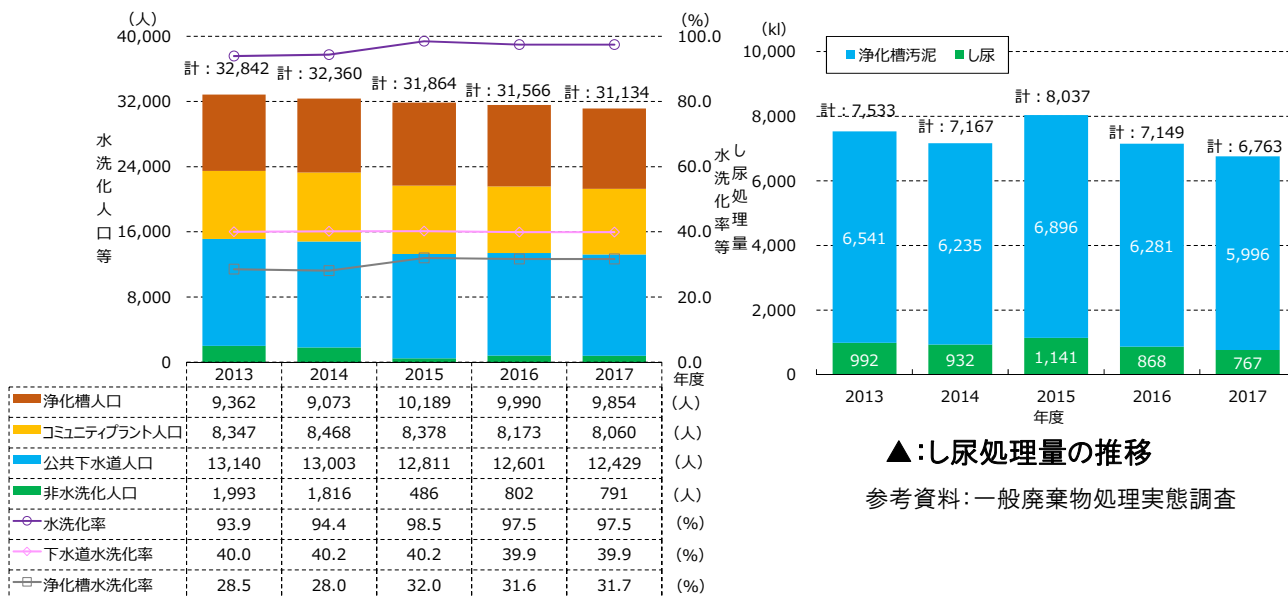


▲：市民が思うより良い環境を目指していくために市役所が力を入れるべき分野(上位 5 つ)

【水洗化人口等及び水洗化率等】

■水洗化率・下水道水洗化率・浄化槽水洗化率は、それぞれ 2017 年度で 97.5%・39.9%・31.7%となっています。また、し尿処理量は 2017 年度で 6,763kl となっており、近年は減少傾向で推移しています。

今後も引き続き地域特性を踏まえた公共下水道に関する整備事業を推進し、効率的な污水处理体制の実現と、地域の実情に即した排水処理施設の整備に努めていく必要があります。



▲：し尿処理量の推移

参考資料：一般廃棄物処理実態調査

▲：水洗化人口等及び水洗化率等の推移

参考資料：一般廃棄物処理実態調査

【自動車騒音】

■朝来市内の主要道路における自動車騒音の測定結果は、過去5年間で、2013年度のみ一般国道312号線の和田山町牧田と多々良木で昼間・夜間ともに環境基準を超過していますが、その他の全ての道路は環境基準値を継続的に達成しています。

今後も引き続き、測定データの蓄積を継続して行うとともに、道路管理者と連携し、良好な環境を保っていく必要があります。

測定年度	住所	路線名	時間区分	環境基準 (dB)	測定結果 (dB)
2013	朝来市和田山町枚田	一般国道312号	昼間	70	71
			夜間	65	66
	朝来市石田	一般国道312号	昼間	70	69
			夜間	65	65
	朝来市多々良木	一般国道312号	昼間	70	71
			夜間	65	66
2014	朝来市和田山町加都	国道312号 (播但有料自動車道)	昼間	70	52
			夜間	65	42
	朝来市山東町矢名瀬町	国道427号	昼間	70	64
			夜間	65	59
2015	朝来市和田山町筒江	北近畿豊岡自動車道	昼間	70	67
			夜間	65	61
2016	朝来市和田山町林垣	物部養父線	昼間	70	66
			夜間	65	59
2017	朝来市山東町大内	一般国道9号	昼間	70	67
			夜間	65	64
	朝来市和田山町宮田	一般国道9号	昼間	70	69
			夜間	65	65

[注]: 灰色による着色箇所は、環境基準を上回っていることを示す。

▲: 朝来市の自動車騒音の状況

参考資料: 兵庫県環境白書

【公害苦情件数】

■公害に関する苦情として寄せられる中で、各年度を通じて多いものは、不法投棄に関するものですが、野焼きについても毎年度、一定程度の苦情が寄せられている状況です。

関係機関と連携の上、不法投棄や野外焼却の防止に向けた対策に努めることで、良好な生活環境を維持していく必要があります。

項目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
大気汚染	3 件	2 件	2 件	1 件	2 件
水質汚濁	2 件	4 件	4 件	5 件	6 件
騒音	2 件	-	1 件	2 件	-
悪臭	4 件	2 件	4 件	6 件	3 件
不法投棄	17 件	16 件	6 件	12 件	15 件
野焼き	7 件	5 件	5 件	6 件	11 件
計	35 件	29 件	22 件	32 件	37 件

▲：朝来市の公害苦情の状況

参考資料：朝来市

【空き家バンク】

■空き家バンクは、空き家等を有効活用し、人々の定住促進と地域活性化を図るため、空き家情報を登録して利用希望者と売却・賃貸を希望する人をマッチングするシステムです。朝来市内における空き家バンクへの物件登録は 2017 年度時点で 105 件、利用者登録は 267 件、成約件数は 36 件となっています。

こうした空き家バンク制度も活用しつつ、「朝来市空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生予防、適切な管理、有効活用等に努めることで、周辺的生活環境を向上させていくことが必要です。

年度	物件登録	利用者登録	成約済
2013	4 件	8 件	-
2014	11 件	44 件	9 件
2015	37 件	69 件	10 件
2016	20 件	113 件	13 件
2017	31 件	32 件	4 件
計	105 件	267 件	36 件

▲：朝来市の空き家バンクの状況

参考資料：朝来市空家等対策計画

【空き家活用促進事業】

■空き家活用促進事業は、空き家の活用を促進することで、良質な住環境の再整備と住宅供給を図ると同時に、朝来市内への定住を促進することを目的に、空き家の改修費用等の一部を朝来市の予算の範囲内で補助する制度です。こうした制度を活用し、地域の活性化と良好な生活環境を確保していくことが必要です。

補助対象事業	
区分	補助対象経費
改修事業	台所改修、トイレ改修、風呂改修、下水道接続、その他補助が適当と認められる内部改修（畳替、襖・障子張替え、ガラス入替え等の簡易改修を除く）
除去事業	建物の除却経費、整地費用

▲：空き家活用促進事業の概要

参考資料：朝来市 HP

【歴史的文化財等】

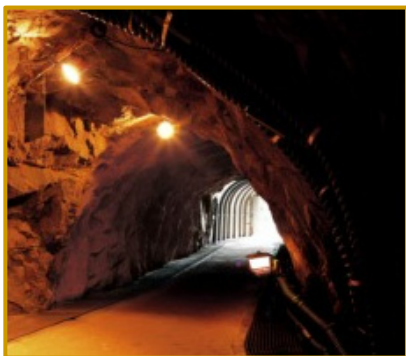
■朝来市内には、茶すり山古墳をはじめとする古代遺産、国史跡の竹田城跡や生野銀山等の中世から近世にかけての遺産、由緒ある神社・仏閣、各地に伝わる伝統芸能等の歴史文化遺産などが数多くあります。

こうした生野銀山や竹田城跡をはじめとする地域に残る貴重な歴史的文化財や歴史的景観等の非常に価値の高い資源の保存と活用を進めると同時に、内外に向けたPR活動に積極的に取り組むことで、歴史を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

種別	名称	所在地
国指定重要文化財（考古資料）	但馬城ノ山古墳出土品	山東町大月（朝来市埋蔵文化財センター）
	兵庫県茶すり山古墳出土品	同上
国指定重要文化財（建造物）	赤淵神社本殿	和田山町枚田
	神子畑鉄橋	佐囊（神子畑）
国指定史跡	竹田城跡	和田山町竹田（古城山）
	茶すり山古墳	和田山町筒江
国選定重要文化的景観	生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	生野町（口銀谷・太盛・奥銀谷地区）
国登録有形文化財（建造物）	旧海崎医院	生野町口銀谷
	桑田家住宅	同上
	日下旅館	同上
	松本家住宅母屋	同上
	佐藤家住宅別邸	同上
	今井家住宅	同上
	旧吉川家住宅（生野まちづくり工房井筒屋）	同上
	綾部家住宅	同上
	日下家住宅	山東町栗鹿（西谷）
	旧木村酒造場	和田山町竹田

▲：朝来市の各種文化財等の状況（2019年3月31日現在）

参考資料：朝来市教育委員会



▲：生野銀山坑道

参考資料：朝来市 HP



▲：竹田城跡

参考資料：朝来市 HP

指定区分	名称	所在地
国指定天然記念物	糸井の大カツラ	和田山町竹ノ内
	八代の大ケヤキ	八代（足鹿神社）
県指定天然記念物	延応寺大ケヤキ	生野町口銀谷（延応寺）
	ウツギノヒメハナバチ群生地	山東町楽音寺（楽音寺）
市指定天然記念物	断層と鉱脈	生野町小野（生野銀山）
	金香瀬のヒカゲツツジ群落	生野町小野（生野銀山）
	大將軍スギ	和田山町藤和
	久世田の大イチョウ	和田山町久世田（表米神社）
	法宝寺のクスノキ	和田山町岡田（法宝寺）
	諏訪の菩提樹	山東町諏訪（諏訪神社）
	粟鹿神社社叢林	山東町粟鹿（粟鹿神社）
	當勝神社社叢林	山東町粟鹿（當勝神社）
	西谷のフジ	山東町粟鹿（西谷）
	神子畑のサルスベリ	佐囊（神子畑ムーセ旧居）

▲：朝来市の天然記念物の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

参考資料：朝来市教育委員会

【坂根公園】

■朝来市が与布土ダム・浄水場に近接する山東町与布土字坂根地内に整備した坂根公園は、5,320m²の広さがあり、芝生の広場をはじめ、せせらぎを再現した水路、水車、水琴窟など、市民が水と親しみが持てる空間が設置されています。また、施設で使用する電力の一部を賄う小水力発電機、展示等に利用が可能な資料館なども設置しています。坂根公園などの公園の維持管理については、地域の住民が主体となった取り組みを進めると同時に、市民が親しみを持てる空間として活用を図っていく必要があります。



▲：坂根公園

参考資料：朝来市 HP

----- 朝来市が行う取り組み -----

1. 良好な生活環境が確保されたまちづくりの推進

【大気汚染に関する情報提供の実施】

- 光化学オキシダント(Ox)注意報や警報、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起情報が発表された場合は、関係機関と連携し、速やかな情報提供に努めていきます。
- 工場・事業場に対し、兵庫県等の関係機関と連携・協力の上、大気汚染に係る排出基準等の遵守を指導していきます。

【水質汚濁に関する情報提供の実施】

- 生活環境の保全のため、公共用水域等における定期的な水質検査を兵庫県などの関係機関と連携して実施し、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた啓発活動に努めることで、水質の保全に向けた市民等の意識を高めていきます。
- 地域自治協議会が実施する「マイエンザ」を活用した「あさご ECO」活動への支援の一環として、朝来市内の各小学校における「マイエンザ」に関する出前授業を実施し、環境保全に対する意識の醸成を図っていきます。
- 廃食油を流さない、食べ残しをそのまま流さない、「マイエンザ」等を利用した洗剤の適切な量の使用、水切りネットの使用など、家庭で取り組みが可能な生活排水対策に関する啓発活動に努めていきます。
- 「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場については、兵庫県と協力し、排水基準の遵守を指導していきます。
- 自然環境に対する意識啓発を兼ねて、多くの子どもや各主体が参加できる水生生物調査や簡易の水質調査の実施などを必要に応じて検討していきます。

【公害に関する現状の把握と意識啓発の実施】

- 市民等の健康を保護し、朝来市内の良好な環境を確保するため、公害の防止に関する事業者との協定の締結に努めていきます。
- 適切な地点での自動車騒音に関する常時監視の測定を今後も継続して実施し、調査結果の情報提供に努めていきます。
- 道路沿道の交通騒音の緩和を図るため、国や兵庫県と協力して、遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化による環境施設帯の整備等に努めていきます。
- 自動車の安全運転及び静穏な環境に対する意識の高揚に向けた啓発活動に努めていきます。
- 家庭における生活騒音等については、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用し、地域社会のルールづくりや意識の向上に資する効果的な啓発活動に努めていきます。
- 不法な野外焼却への対策として、関係機関と連携の上、監視及び指導等の措置を実施するとともに、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた啓発活動に努めていきます。
- 工場や事業場から発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準の遵守を指導していきます。

- 工場や事業場から発生する悪臭を防止するため、兵庫県等の関係機関と連携・協力の上、悪臭の原因となる物質の削減等を指導していきます。
- 工場や事業場の跡地では、土地所有者が土壌汚染調査を実施し、適切な措置をとるよう、指導していきます。

【有害化学物質対策】

- 兵庫県と連携・協力の上、建築物解体現場等からのアスベストの大気中への飛散を防止するための適切な飛散防止対策等の実施徹底、健康被害の早期発見に向けた各種支援を推進していきます。
- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、兵庫県と連携し、工場・事業場における排出基準の遵守の徹底を図っていきます。
- 兵庫県と連携し、「PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度」の普及や各種法令の遵守徹底を求めるとともに、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた情報提供に努めていきます。

2. 健全な生活排水処理体制の確立と維持・管理

【上水道事業の運営】

- 水道施設等の水質の監視体制の強化に努めるとともに、設備の更新や耐震化を行い、長寿命化を図ることで、安全安心な水道水を安定的に供給していきます。

【水資源の有効活用の促進】

- 風呂の残り湯や雨水の雑用水への利用等に向けた朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた啓発活動とともに、雨水浸透ます、雨水タンク等の設備に関する情報提供に努めることで、水資源の有効利用を促進していきます。

【下水道事業の運営】

- 下水道施設等の適正な運営管理を実施し、良好な水質の保全に努めていきます。

3. 歴史文化遺産の保存と活用

【歴史文化遺産の保存・整備と利活用の推進】

- 今後も引き続き、歴史文化遺産の価値の評価や調査活動の計画的な実施に努め、文化財への登録や指定を推進し、歴史文化資産の保存・整備を進めることで、後世に引き継いでいきます。
- 歴史文化遺産の所有者との連携を深め、円滑な保存・整備を促進していきます。
- 朝来市内に存在する歴史文化遺産について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた積極的な情報発信に努めていきます。
- 国や兵庫県、近隣の他自治体と連携の上、歴史文化遺産の広域的な活用を図るとともに、日本遺産を活用した交流人口などの増加による地域の活性化を図っていきます。

～竹田散策マップについて～

朝来市では、竹田城跡を訪れた観光客の方々に城下町の魅力を発信するため、竹田地域散策マップを作成しています。

散策マップでは、竹田城跡の歴史や縄張りに関する説明の掲載をはじめ、竹田駅を中心とした観光スポットの情報とともに、モデルコースも紹介しています。



▲：竹田散策マップ

参考資料：朝来市 HP

【郷土教育の促進】

- 郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を保存し、後世への伝承とともに、担い手の育成に努めていきます。
- 市民が歴史文化遺産の価値を再認識することが可能となるよう、学習機会の提供をはじめ、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じた啓発活動に取り組むことで、郷土に対する愛着の醸成と地域の活性化に努めていきます。
- 埋蔵文化財センターにおける展示や体験型学習、見学会や出前講座等の様々なイベントを実施し、未来の朝来市を担う小中学生に対する教育の強化を図ることで、郷土の歴史文化遺産への意識の高揚に努めていきます。



▲：朝来市和田山郷土歴史館

参考資料：朝来市教育委員会 HP

4. 安全・快適なまちづくりの推進

【「朝来市空き家等対策計画」の推進】

- 空き家等が発生しやすい相続時などでの啓発活動とともに、多世代同居や空き家バンク等の各種制度に関する情報提供に努めることで、空き家等の発生の予防に取り組んでいきます。
- 今後も継続的に空き家等の実態を把握の上、関係団体等と連携した支援などの仕組みを整備し、空き家等の適切な管理を促進していきます。
- 空き家等の有効活用に向けたリフォームや住宅の取得等に関する支援とともに、関係団体等と連携し、空き家等の流通を促進していきます。併せて、空き家等の管理や有効活用に資する支援制度に関する情報を朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用して発信していきます。
- 管理不全な空き家等の所有者等に対し、各種支援制度の情報提供や助言等を実施すると同時に、改善されない場合は、改善要請を行い、指導と支援の両面からの対策を推進していきます。また、管理不全な状態の空き家等への対策については、生活環境や保安上の観点から、周辺に与える影響が大きいいため、新たな制度や事業創設も視野に優先度を高めて取り組んでいきます。

【生活道路等の整備】

- 市道については、地域と連携を図り、計画的な整備や修繕等を実施し、適切に管理していきます。
- 道路の適切な維持管理に向けて、行政と地域自治協議会などが連携した仕組みづくりを推進し、地域の実情に即した除雪、側溝の清掃、草刈り等の実施に努めていきます。

【良好な景観の形成と保全】

- 「朝来市景観条例」及び「朝来市景観計画」に基づく規制や景観形成の取り組み、景観まちづくり活動団体への支援等により、朝来市固有の歴史的景観の保全を図るとともに、屋外広告物の改善など、沿道の景観向上に努めていきます。
- 地域の住民と連携・協働した適切な公園の維持管理等の整備を進めると同時に、市民が親しみを持てる空間として活用を進めていきます。

----- 市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例 -----

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組みについては、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例
■ 行政機関が発信する大気汚染に関する情報に留意し、必要な場合は屋外での活動を控えるなどします。
■ 廃食油は古新聞等に吸収させ、食べ残しの処理には水切りネットを使用するなど、生活排水対策に取り組みます。
■ 「マイエンザ」を活用し、洗剤の使用量を削減するとともに、環境にやさしい洗剤の使用に努めます。
■ 近隣の迷惑となり、苦情につながる不用意な生活騒音を発生させないように気をつけます。
■ 不法なごみの野外焼却はしません。
■ 公共下水道が整備された地区では、速やかに下水道に接続するように努めます。
■ 地域の文化財や歴史的な建造物の保全に協力します。
■ 地域の歴史文化遺産についての理解を深め、将来の世代に伝えていきます。
■ 地域の祭りや伝統文化を大切にするとともに、関連する行事などに積極的に参加します。
■ 空き地などの雑草やごみを除去し、適切な維持管理に努めます。
■ 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱うとともに、適切な維持管理に向けたボランティア活動に積極的に参加します。
事業者の方々に期待される主な取り組み例
■ 「大気汚染防止法」などの関連法令を遵守し、良好な大気環境の保全に協力します。
■ 排水基準を遵守し、汚染物質の排出を防止します。
■ 「悪臭防止法」などの関連法令を遵守し、悪臭の発生防止に努めます。
■ 不法なごみの野外焼却はしません。
■ 「騒音規制法」などの関連法令を遵守します。
■ 建設工事の際には、低騒音型の建設機械などの使用と作業時間にも配慮します。
■ 有害物質の地下浸透防止のため、保管等に十分注意するとともに、敷地内の土壌や地下水の状況把握に努めます。
■ 建物の建て替えや改修時には、アスベストの使用の有無を確認し、関係機関と連携して適切な処理を行います。
■ 地域の文化財や歴史的な建造物の保全に協力するとともに、創業時の建築物など、歴史文化遺産の保全に努めます。
■ 祭りや伝統文化を大切にし、地域の一員として関連する行事などに積極的に参加します。
■ 建物を新たに建てる際や立て看板等の設置時には、周辺の景観と調和するように配慮します。
■ 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱うとともに、適切な維持管理に向けたボランティア活動に積極的に参加します。

《関連する SDG s の主な目標》

第 5 節：地域力

良好な環境の創出と保全に向けて、地域のあらゆる主体が連携・協働する
まちを目指します



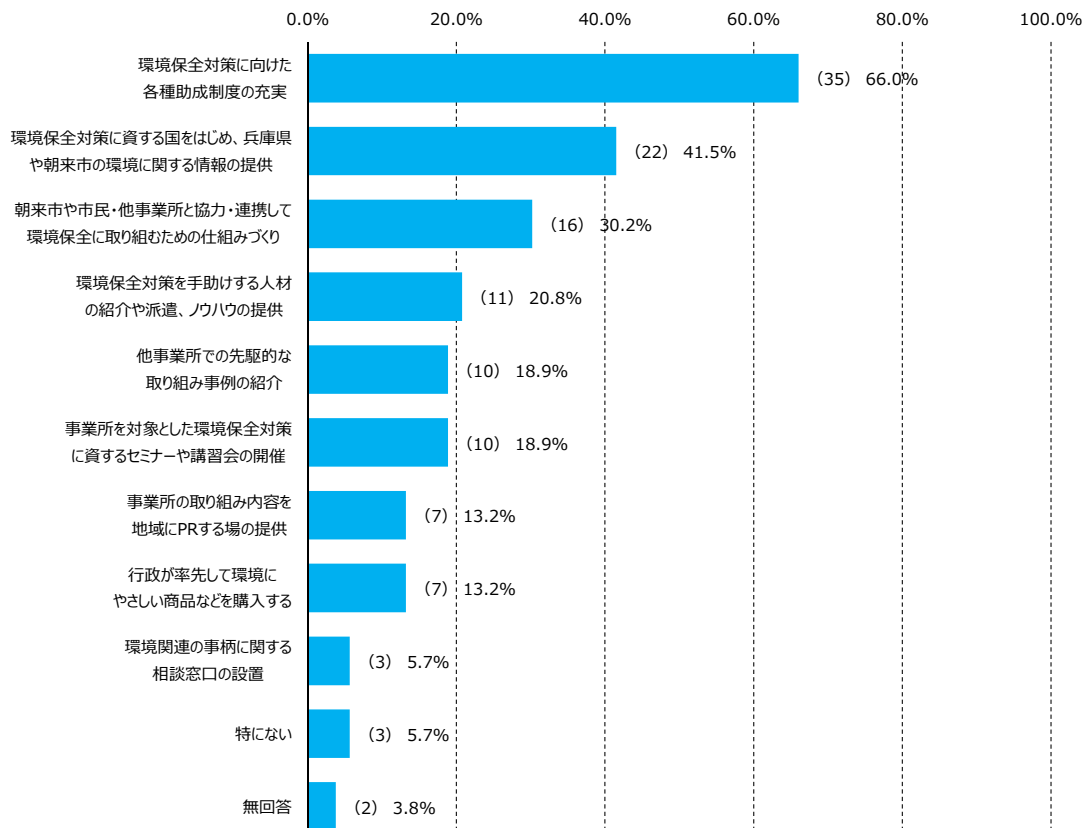
----- 主な環境に関する現状と課題 -----

【環境保全活動等に対する支援】

■事業者のアンケート調査結果では、「環境保全に関する取り組みを推進するために行政に対して期待すること」について、「環境保全対策に向けた各種助成制度の充実」との意見が多くなっていますが、「環境保全対策に資する国をはじめ、兵庫県や朝来市の環境に関する情報の提供」を望む声もあります。

そのため、事業者による環境保全活動の促進に向けた各種支援をはじめ、国、兵庫県、朝来市が実施する環境負荷の低減に向けた各種取り組みについての情報提供等に努めていくことが必要です。

また、地域で環境保全活動を展開する団体等と連携・協働し、地域のあらゆる主体の参画に向けた意識啓発を図り、取り組みを波及させていくとともに、行政がそうした活動を行う市民、事業者、団体等に対し、積極的な支援を実施していくことが必要です。



▲：事業者が環境保全に関する取り組みを推進するために行政に対して期待すること

■朝来市では、市政への理解を深めようとする市民などの団体が主催する集会等の要望に応じ、職員を派遣し、行政運営に関する情報を提供すること等を通じ、地域における自主的な各種まちづくりに資する活動を支援することを目的とした「朝来市まちづくり出前講座」を実施しています。朝来市内においては、今後も高齢社会の進行に拍車がかかることが想定され、地域における環境保全活動を継続して実施していくためには、次世代を担う新たな人材の確保が急務となっています。そのため、シニア世代などに対する環境分野に関連する「朝来市まちづくり出前講座」などへの参加を促し、各種活動を支える貴重な人材として積極的に巻き込んでいくことが必要です。また、市民・事業者への環境に関する情報を提供し、取り組みを波及させていくため、「朝来市まちづくり出前講座」をはじめ、「広報朝来」、朝来市のホームページ、SNS 等の各種広報媒体を積極的に活用した啓発活動を実施していくことが必要です。

No.	講座名と主な内容	担当課
1	【環境浄化微生物 MAIENZA（マイエンザ）の作り方と効果】 ●製造方法や利用効果の説明。	朝来支所 TEL：677-1165
2	【バス利用促進】 ●「アコバス」の概要や利用状況、「あこか（Asago Convenience Card）」の販売 PR。	市長公室 総合政策課 TEL:672-6110
3	【空き家バンク制度】 ●朝来市における空き家バンク制度の説明。	市長公室 総合政策課 TEL:672-1492
4	【朝来市岩津ネギ振興事業】 ●生産拡大とブランド力強化、栽培・管理、販路拡大、朝来市土づくり事業と農業振興の説明。	産業振興部 農林振興課 TEL：672-2774
5	【朝来市の森林の現状と森づくり】 ●朝来市の森林の現状と森づくりの説明。	同上
6	【屋外広告物】 ●「兵庫県屋外広告物条例」の規制の説明。	都市整備部 都市開発課 TEL：672-6127
7	【「混ぜればごみ、分ければ資源」（ごみの分け方・出し方）】 ●資源のリサイクルの目的と必要性、サンプルを用いた分け方・出し方の説明。	市民生活部 市民課 TEL：672-6120
8	【下水道事業】 ●汚水処理の仕組み、下水道の正しい使い方の説明。	都市整備部 上下水道課 TEL：676-2081
9	【上水道事業】 ●上水道給水エリアや実績、大路浄水場のフロー、緊急時の対応等の説明。	同上
10	【みんなで守ろう「文化財」】 ●文化財の保存と次世代への継承・まちづくりへの活用等の説明。	教育委員会 文化財課 埋蔵文化財センター TEL：670-7330

▲：「朝来市まちづくり出前講座」の環境に関連するメニュー(1/2)

参考資料：朝来市 HP

No.	講座名と主な内容	担当課
11	【モノから学ぶ地元の歴史（みんなで守ろう「文化財」個別メニュー）】 ● 小学校 5・6 年生から中学生を対象に歴史に理解を深めるため、朝来市内から出土した遺物の現物を参考にした説明。	教育委員会 文化財課 埋蔵文化財センター TEL：670-7330

▲：「朝来市まちづくり出前講座」の環境に関連するメニュー（2/2）

参考資料：朝来市 HP

【学校等における環境教育】

■ 兵庫県では、学校における環境教育として、各種取り組みを実施しています。その中でも、環境教育実践発表大会・グリーンスクール表彰では、先進校の実践事例発表や講演を通して、環境教育推進の成果や課題等についての情報交換を行うほか、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰し、活動内容等の普及を図っています。2017 年度におけるグリーンスクール表彰校の全 11 校の中では、朝来市立東河小学校が選ばれました。また、兵庫県では、人格形成の基礎が培われる幼児期において、自然体験を通じ、生命の大切さや資源を大切にするなど環境に配慮した生活習慣を育成することを目的に、乳幼児期における環境学習「ひょうごっこグリーンガーデン」に取り組んでいます。

教育現場における環境学習の充実を図るためには、環境に関する知見を備えた専門家や市民団体等との連携を強化し、環境学習に携わる新たな人材育成及び確保に努めていくことが必要です。さらに、世界的に話題となっている環境問題等について、次世代を担う生徒の関心も高いことから、学校などの場においても、意識と知識を養っていくことが必要です。

～朝来市立東河小学校での取り組みについて～

朝来市の東河小学校では、2010 年度から小学校 3 年生の環境学習に「ヒメボタル・ホタルミズの学習」として、地域の方を講師に招き、学習や観察に取り組んでいます。

また、学習内容をまとめたリーフレットを作成し、地域の方や交流を行う長崎県の壱岐市立箱崎小学校の児童に対しても紹介をしています。

ヒメボタルやホタルミズを題材にした学習を通じて地域と一緒に環境について学び、考えることで「命を尊び、ふるさとを愛し、ふるさとを誇るこころ豊かなたくましい東河っ子」を育てています。



▲：「朝来市立東河小学校」
での環境学習の様子

参考資料：兵庫県 HP

【多様な主体との連携及び協力】

■ 近年、話題となっている海洋プラスチックごみ問題等をはじめ、世界で起こる環境問題は広域化、複雑化し、1 つの自治体が単独で解決を図っていくことは困難となっています。

そのため、地域が複雑に絡み合う海洋ごみや大気汚染等の広域的な環境に関する問題については、近隣自治体をはじめとする国や兵庫県と連携及び協力した体制の構築を模索していくことで、「SDGs」の各目標への貢献や「地域循環共生圏」の創出に資する取り組みを積極的に進め、諸課題の同時解決を図っていくことが必要です。

朝来市が行う取り組み

1. 環境教育・学習の推進

【地域における環境教育・学習の推進】

- 「朝来市まちづくり出前講座」の開催時には、必要に応じて環境に関する講座等の内容の充実を図ることで、環境に対する意識や知識の蓄積とともに、地域における積極的な取り組みにつなげていきます。
- 従業員が自社の事業活動と環境との関わりを理解することで、事業活動における環境に配慮した取り組みが促進されるよう、社内における環境教育の実施に資する啓発活動に努めていきます。

【子どもたちに対する環境教育・学習の実施】

- 兵庫県と連携し、幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもたち自らが動物や花木に触れることで、いのちの大切さを知る力を養っていきます。
- 兵庫県と連携し、学校等における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の環境学習や教育に関する取り組みを引き続き推進していきます。
- 各教科や総合的な学習の時間を活用し、環境に対する児童の意識や知識の蓄積に努め、主体的な行動を促すとともに、各学校の特色を生かした環境教育・学習が行えるよう、兵庫県をはじめとする教育関係機関と連携した環境教育・学習内容の充実を図っていきます。
- 環境学習ソフト「うちエコキッズ」を活用した小学校における授業の実施により、次世代を担う子どもたちに対する環境教育を推進していきます。また、「ひょうごグリーンサポーター」を活用した子どもたちの自然体験をはじめとする環境教育・学習を推進していきます。
- 教職員が環境に関するデータ等の情報や環境学習教材を積極的に環境教育の場で活用できるよう、兵庫県のホームページ等を活用した環境情報の活用をはじめ、兵庫県などの教育関係機関と連携した教職員に対する研修の実施等に取り組んでいきます。
- 持続可能な未来や社会づくりに向けて行動ができる人材の育成を目的とした「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）」の視点を踏まえた幼児期からの環境教育に取り組むことで、環境保全に対する意識を育んでいきます。



▲：「朝来市立山口こども園」
での環境学習の様子

参考資料：兵庫県 HP



▲：「ESD」の概念

参考資料：文部科学省 HP

2. 地域における自主的な活動の促進

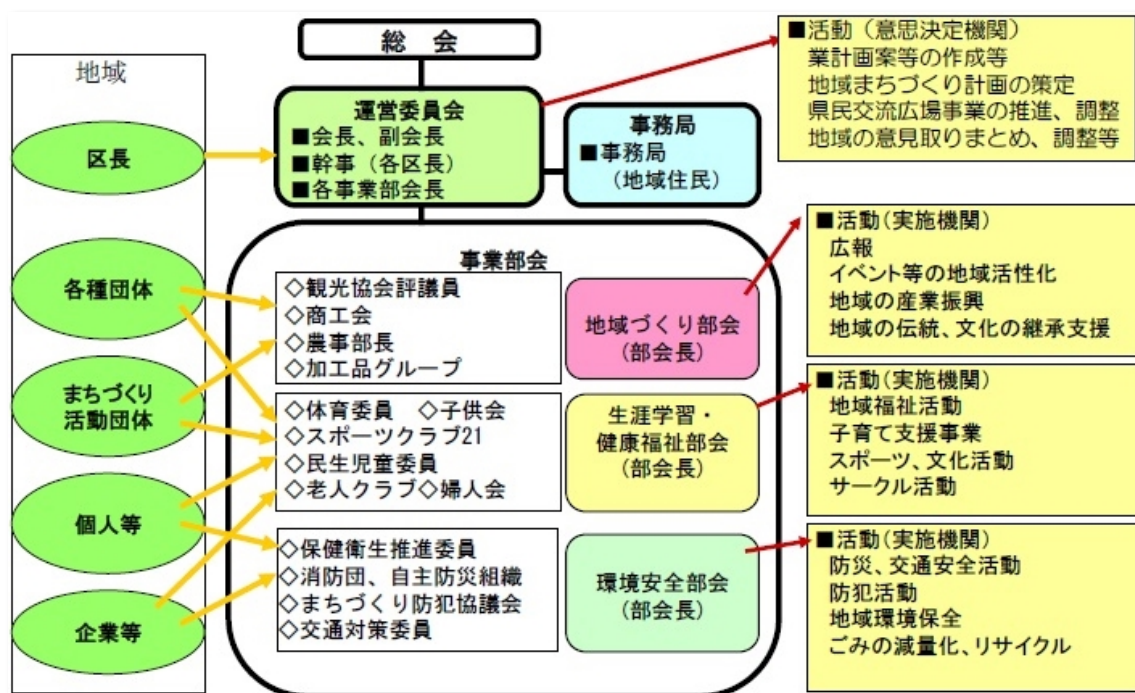
【多様な主体の参画・協働による環境保全活動の推進】

- 朝来市内の各自治協議会が実施する環境美化活動や不法投棄物の回収活動等の各種取り組みについて、行政の立場から協力・支援に努めていきます。
- 環境教育・環境学習の実施、各種行事の開催等の際には、地域で活動する市民団体、企業等と連携を図るとともに、朝来市内で環境保全活動を展開する市民団体等に対する積極的な支援に努めていきます。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む個人や市民団体等を表彰するとともに、そうした活動を広く紹介することで、環境保全活動の活性化を図っていきます。
- 朝来市、事業者、市民、地域自治協議会等の各主体が協力し、地域における環境保全活動に関する組織や体制の構築に取り組んでいきます。

～地域自治協議会について～

地域自治協議会とは、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念にして、地域の課題は基本的に地域で検討・解決し、地域を将来にわたって持続可能なものとしていくため、地域の住民の力を最大限に発揮できる組織です。概ね小学校区を単位にして、地域の様々な団体や事業者が参加し、それぞれの特性を活かして連携・協働する新しい地域の自治システムです。

地域自治協議会は、地縁型組織である自治会とテーマ型組織である各種団体やNPO等が協調・補完し合うことで、地域力を向上させることができます。また、地域包括性、地域代表制、情報伝達力等の自治会が持つ総合力とともに、各種団体やNPOなどが持つ専門性、自主性、多彩なテーマ性等の行動力を集結させることで、より大きな活力を地域で創出することが可能となります。



▲：地域自治協議会の役割とイメージ

参考資料：朝来市 HP

【環境保全活動を支える人材の育成】

- 朝来市内で活動を行う市民団体等と連携の上、地域において専門知識や経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境保全活動を支える指導者等の育成に努めていきます。また、そうした人材を環境保全活動の場面において積極的に活用していきます。
- 地域における環境学習の講師や指導者の確保のため、関係機関、各種団体間との交流をはじめ、情報収集と発信、紹介等に取り組んでいきます。

【環境情報の収集・提供】

- 環境問題や朝来市内における環境保全活動等に関する情報の集約に努めるとともに、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した発信に努めることで、市民や事業者等の各主体の環境に対する意識の高揚を図っていきます。
- 日常生活や事業活動の場面における環境にやさしい各種取り組みが広く浸透するよう、国や兵庫県の融資制度をはじめとする支援策や環境保全に関連した事例等の情報について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を通じて提供することで、家庭や職場における各種取り組みを促していきます。

3. 分野横断的な取り組み

【地域循環共生圏の実現と「SDGs」への貢献】

- 海洋ごみや大気汚染等の地域が複雑に絡み合う広域に渡る環境問題の状況の把握や原因の解明、解決に向け、朝来市内の各地域をはじめ、国や兵庫県、近隣自治体、各種団体等との連携・協力体制を構築し、環境に関する諸課題の同時解決に貢献していきます。
- 朝来市の職員に対する「SDGs」の理念や意義等についての理解を促すため、必要に応じて外部の有識者等を招いた勉強会の開催などを検討するとともに、市民や事業者等に対する「SDGs」に関する啓発活動を実施し、朝来市内の各種豊富な資源の有効利用と「SDGs」の考え方を活用した「地域循環共生圏」の実現のための意識の醸成を図っていきます。

----- 市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例 -----

「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たり、市民や事業者の方々に期待される主な取り組み例については、以下の通りとなります。

市民の方々に期待される主な取り組み例
■ 環境関連の施設見学への参加や地域の環境教育・学習に協力します。
■ 「朝来市まちづくり出前講座」の環境関連の講座の開催時には、積極的に参加し、環境に関する知識を養います。
■ 家庭において日頃から、地域の環境などについて話し合う機会をつくり、子どもとともに環境の大切さを学びます。
■ 専門知識や経験を踏まえ、学校や地域の環境教育・環境保全活動の指導者として、地域の良好な環境の創出に寄与します。
■ 朝来市が発信する環境情報等に目を通し、地球温暖化の防止、自然環境の保全、ごみの減量化等の環境にやさしい暮らしに積極的な姿勢で取り組みます。
■ 環境情報を有効に活用し、環境学習や地域における環境保全活動に取り組みます。
■ テレビや新聞、インターネット等を利用し、環境問題などについての認識を高めます。
■ 家庭における環境にやさしい行動の参考とするため、行政が実施する環境に関するイベントなどに積極的に参加します。
■ 「SDGs」が掲げる理念や目指す社会の姿などを理解した上で、環境にやさしい日常生活に取り組みます。
事業者の方々に期待される主な取り組み例
■ 社内研修会等を開催し、従業員が事業活動と環境との関係を理解することで、環境保全活動に向けた取り組みに向けた職場における環境教育を推進します。
■ 従業員の専門知識や経験を踏まえ、学校や地域の環境教育・保全活動の指導者として、地域の良好な環境の創出に寄与します。
■ 環境情報を有効に活用し、環境学習や地域における環境保全活動に取り組みます。
■ テレビや新聞、インターネット等を利用し、環境問題などについての認識を高めます。
■ 事業所における環境にやさしい行動の参考とするため、行政が実施する環境に関するイベントなどに積極的に参加します。
■ 「SDGs」が掲げる理念や目指す社会の姿などを理解した上で、環境にやさしい事業活動に取り組みます。

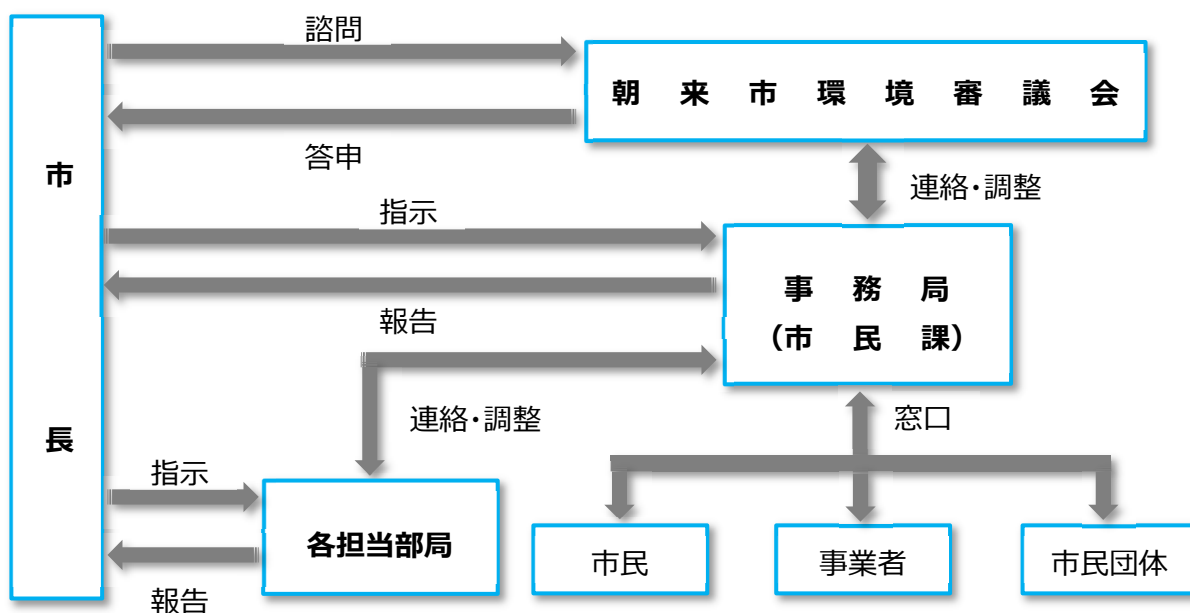
第4章 計画の推進と進行管理



第1節 計画の推進体制

「第3次朝来市環境基本計画」で掲げられた各種取り組みの実施については、地域の各主体の参画と同時に、緊密な連携が不可欠であることから、環境施策に関する庁内の合意形成など、関係各部署との間で調整を図っていきます。

また、市民や事業者は、地域におけるまちづくりの主人公として、その行動が大きな意味を持つことから、「第3次朝来市環境基本計画」の推進においては、各主体が緊密に連携・協働しつつ、朝来市内の環境を今後も継続して守り育てていくためのさらなる取り組みが実現可能となる体制の構築を目指していきます。それにより、各主体が環境に関する取り組みを進める際の問題となる課題などに関する積極的な情報交換や意識の共有を図ることで、環境保全活動における各主体間の連携を促していきます。



▲：計画の推進体制

【朝来市環境審議会】

「朝来市環境審議会」は、公募や推薦等によって選出される市民の代表及び事業者の代表等を加えて構成され、学識経験者などから助言や指導を受けることとします。

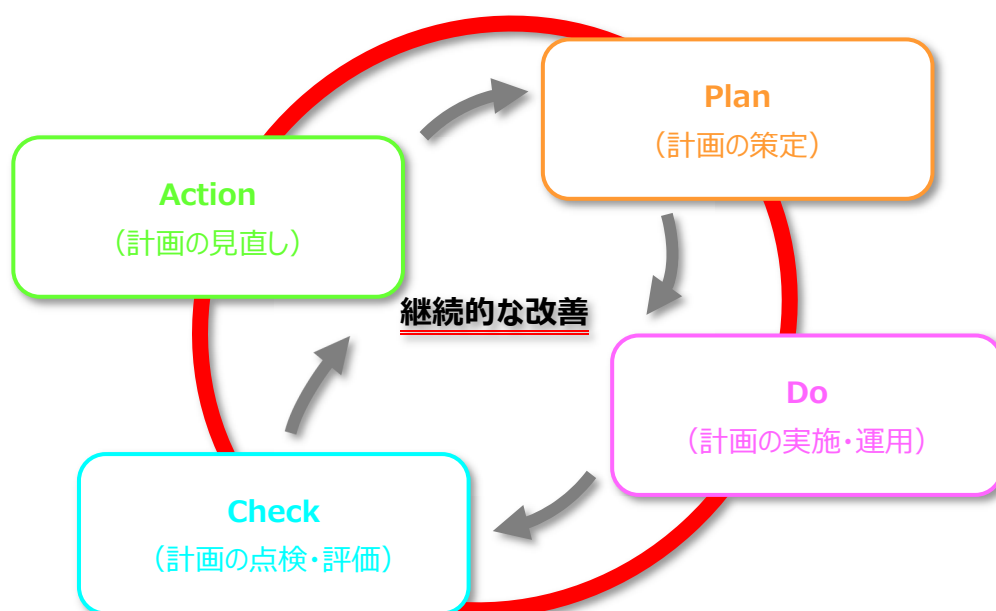
また、今後の国内外の様々な社会動向などの変化を踏まえ、計画の期間が満了となる前に改定を行い、環境施策の見直しや拡充等を図っていきます。

第2節 計画の進行管理

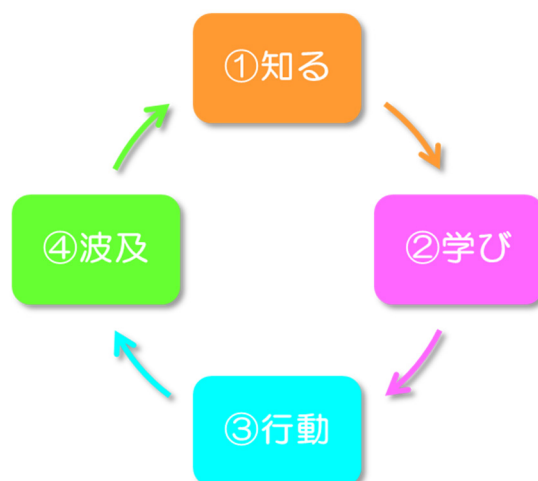
「第3次朝来市環境基本計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan(計画の策定)、Do(計画の実施・運用)、Check(計画の点検・評価)、Action(計画の見直し)の「PDCA サイクル」に基づき、これらの一連の流れを繰り返し行い、計画の進行状況の把握に努めて課題を解決していくことで、継続的な改善を図っていきます。

今後、「第3次朝来市環境基本」及び個別計画に基づく各種事業を実施し、その結果については、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用して必要に応じて公表を行っていきます。

また、市民、事業者、市民団体と協働して計画の推進を図っていくためには、各主体が、『知る』⇒『学び』⇒『行動』⇒『波及』といった一連のサイクルの中で、それぞれが自主的な取り組みを行っていく必要があり、まずは第一ステップである『知る』を促すことが重要となります。そのため、行政が積極的に環境に関する情報などを発信していくことで、各種取り組みに向けたきっかけづくりに努めていきます。



▲:「PDCA サイクル」のイメージ



▲:『知る』⇒『学び』⇒『行動』⇒『波及』のサイクル



第1節 朝来市生活環境保全条例

○朝来市生活環境保全条例

平成21年2月26日

条例第1号

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市長の責務(第3条—第9条)

第3節 事業者の責務(第10条—第13条)

第4節 市民等の責務(第14条・第14条の2)

第2章 生活環境の保全

第1節 公共の場所等の清潔保持(第15条—第18条)

第2節 廃棄物の処理(第19条—第23条)

第3節 愛がん動物の管理(第24条・第25条)

第3章 公害防止

第1節 特定施設等に関する規制(第26条—第35条)

第2節 動物飼養施設に関する規制(第36条—第42条)

第3節 特定建設作業に関する規制(第43条—第45条)

第4節 自動車等に関する規制(第46条・第47条)

第5節 拡声機等に関する規制(第48条—第50条)

第4章 雑則(第51条—第55条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、朝来市民(以下「市民」という。)が健康で文化的な生活を営むために必要な生活環境を保全するための基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で明朗な心身を養い、快適な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境の保全 良好な環境を確保し、人と自然の調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全するとともに、善良な風俗を保持することをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (6) 市民等 市民、市内に滞在する者及び市内を旅行する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行うもので個人、法人及び団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の利用に供されている場所をいう。
- (9) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。
- (10) 特定施設 事業活動を行う工場又は事業所(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設をいう。
- (11) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生させる作業をいう。
- (12) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。
- (14) 産業廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定するものをいう。

第 2 節 市長の責務

(市長の基本的な責務)

- 第 3 条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、事業者及び市民等との協力のもとに環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市長は、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、前項の施策を計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、朝来市環境審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(調査及び監視)

- 第 4 条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況、廃棄物の処理状況その他環境の保全に支障を及ぼすおそれのある事項について調査し、監視しなければならない。

(公害に係る苦情等の処理)

第5条 市長は、関係行政機関と協力し、公害に関する苦情及び紛争について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。

(公共施設の整備等)

第6条 市長は、良好な環境を保全するため、道路、公園、下水道その他公共施設(以下「公共施設」という。)の整備及びその適切な維持管理に努めなければならない。

2 市長は、良好な生活環境及び景観を創出するため、公共施設の緑化に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第7条 市長は、市民等の健康を保護し、良好な環境を確保するため、必要な公害防止に関する協定を事業者と締結するよう努めなければならない。

(環境の保全への指導)

第8条 市長は、事業者及び市民等に対し、健康と快適な環境を保全するため必要と認めるときは、関係行政機関とともに適切な指導を行うことができる。

(事業者及び市民等への知識の普及)

第9条 市長は、良好な環境の確保に関する事業者及び市民等の認識を深めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の基本的な責務)

第10条 事業者は、その事業活動によって人の健康又は良好な環境を侵害しないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市長その他行政機関が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、関係法令及びこの条例に違反しない場合でも、良好な環境を保全するよう最大の努力をしなければならない。

3 事業者は、その事業活動により環境の保全に係る紛争が生じたときは、誠意をもって速やかにその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、環境への負荷を低減するため、自主的かつ継続的な取組に努めなければならない。

(管理及び報告義務)

第11条 事業者は、公害発生のおそれのある事業活動を厳重に管理するとともに、公害が発生した場合は、発生源、発生原因及び発生状況を直ちに市長に報告しなければならない。

(廃棄物の自己処理等の義務)

第12条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の排出を抑制し、適正な処理及び再生利用に努めるとともに、再生利用後において廃棄物となった場合は、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

(公害防止協定の履行)

第 13 条 事業者は、市長又は市民の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

第 4 節 市民等の責務

(市民等の基本的な責務)

第 14 条 市民等は、環境の保全に関する認識を深め、次の各号に掲げる事項を遵守し、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。

- (1) 自らの日常生活において他人の生活を阻害するような行為を慎み、良好な生活環境の確保に努めること。
- (2) 自らの廃棄物の排出を抑制し、減量化に努めること。
- (3) 公害の発生及び環境の侵害を知ったときは、その状況を市長に通報し、かつ、市長その他の行政機関が実施する施策に協力すること。
- (4) その所有し又は管理する土地、建物及びその周辺の清潔を保持し、相互に協力して地域の良好な環境の確保に努めること。

(森林所有者の責務)

第 14 条の 2 森林所有者(管理者を含む。)は、環境の保全のため、森林の有する多面的機能が確保されるよう、その森林の適正な管理に努めなければならない。

第 2 章 生活環境の保全

第 1 節 公共の場所等の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第 15 条 何人も、公共の場所を汚損してはならない。

2 何人も、公共の場所の美化及び環境の保全に努めなければならない。

(土地等の管理義務)

第 16 条 土地(空き地を含む。)又は建造物(以下「土地等」という。)の所有者又は占有者は、その管理する土地等に雑草等が繁茂し、又は廃棄物の放置等により、地域の良好な環境又は景観を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(資材等の管理義務)

第 17 条 何人も、土地等に自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を放置し、これらを飛散させ、流出させ、脱落させ、又は堆積させて地域の良好な環境を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第 18 条 市長は、前 2 条の管理義務を有する所有者又は占有者が当該義務を怠ったときは、その改善に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定により指導を受けた者が当該指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第2節 廃棄物の処理

（廃棄物の投棄及び処理義務）

- 第19条 何人も、市長が指定する場所以外の場所に廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。
- 2 市民等は、廃棄物の処理に当たっては、関係法令に定めるところによるほか、自ら処理する場合は、地域の良好な環境を害することのないよう努めなければならない。
- 3 市民等は、良好な環境の保全のため、ごみ及び再生資源の散乱防止に努めなければならない。

（屋外焼却の制限等）

- 第20条 何人も、燃焼に伴い、ばい煙又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、硫黄、皮革、合成樹脂、油類その他のものを屋外において焼却してはならない。ただし、関係法令で定められた内容又は方法により焼却する場合にあっては、この限りでない。

（産業廃棄物の処理）

- 第21条 事業者は、工場等から生じる産業廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

（勧告及び命令）

- 第22条 市長は、第19条第1項又は第20条本文若しくは前条の規定に違反している者に対して、その行為に対する措置及び投棄された廃棄物の回収等の措置を講ずることを勧告し、又は命ずることができる。
- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令に従わない者があるときは、関係行政機関に対し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

（河川等の汚濁防止義務）

- 第23条 何人も、生活排水の流出路の清掃に努めるとともに、生活排水を放流するときは公共用水域の汚濁防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 2 浄化槽の使用者又は所有者(事業者を含む。)は、河川及び水路等を汚濁しないよう当該浄化槽を常に適正に管理しなければならない。

第3節 愛がん動物の管理

（愛がん動物の所有者の義務）

- 第24条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者は、飼い犬等に関する法令を遵守した飼養管理をするとともに、飼い犬等が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は生活環境を侵害しないよう適正に管理しなければならない。
- 2 飼い犬等の所有者は、飼い犬等の管理ができなくなり、又は飼い犬等が死亡したときは、自らの責任において適正な措置を講じなければならない。

（指導及び勧告）

- 第25条 市長は、飼い犬等の所有者が前条第1項の規定に違反すると認める場合は、その者に対して必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

第3章 公害防止

第1節 特定施設等に関する規制

(工場等の規制基準の設定)

第26条 市長は、工場等における事業活動によって生ずるばい煙等の排出又は発生量等の許容限度及び環境を保全する上で維持されることが必要な基準(以下「工場等の規制基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により工場等の規制基準を定めようとするときは、朝来市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(工場等の規制基準の遵守等)

第27条 特定施設を設置している者又は特定建設作業を行う者は、工場等の規制基準を超えるばい煙等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

2 工場等の規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設工事等の作業を行う者は、前項の規定に準じてばい煙等を発生させないように努めなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第28条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であつて、規則で定めるもの(以下「特定施設等」という。)を設置し、又は行おうとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあっては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際、現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該特定施設等が特定施設等となった日から30日以内に、前項各号に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

(特定施設等の変更の届出)

第29条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画の変更命令等)

第30条 市長は、第28条第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出の内容が工場等の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

第31条 第28条第1項又は第29条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)を経過した後でなければ、その届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第28条第1項又は第29条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善命令等)

第32条 市長は、特定施設等が工場等の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定により改善命令等を受けた者は、当該改善命令等に係る計画を速やかに変更しなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第28条第1項の規定による届出をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第34条 第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第28条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第28条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設管理者の設置)

第35条 ばい煙等の発生するおそれのある工場等を設置する者は、当該工場等の公害防止に当たらせるため、施設管理者を設置しなければならない。

2 前項の規定により施設管理者を設置し、又は変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第2節 動物飼養施設に関する規制

(動物飼養施設の規制基準の設定)

第36条 市長は、別表右欄に掲げる動物の種類及び飼養数の動物を飼養する施設(以下「動物飼養施設」という。)を設置することに必要な基準を定めなければならない。

(動物飼養施設の規制基準の遵守)

第 37 条 動物飼養施設を設置している者又は設置しようとする者は、地域の環境を保全するために、前条の動物飼養施設の規制基準を遵守しなければならない。

(動物飼養施設の設置又は変更の届出)

第 38 条 動物飼養施設を設置し、又は変更しようとする者(化製場等に関する法律施行条例(昭和 59 年兵庫県条例第 21 号)第 9 条の規定により、申請した者で知事の許可を得た者を除く。)は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 動物飼養施設の名称及び所在地
- (3) 動物飼養施設の構造、配置並びに飼養及び管理の方法
- (4) 動物飼養施設の衛生上の必要な措置

(計画の変更命令等)

第 39 条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が第 36 条の動物飼養施設の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(完了届の提出及び使用開始の制限)

第 40 条 第 38 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る動物飼養施設の設置又は変更の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出の内容及び第 38 条の届出内容について確認しなければならない。
- 3 第 38 条の規定による届出をした者は、前項の規定による市長の確認を受けた後でなければ、動物飼養施設の使用又は変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び地位の承継等における準用)

第 41 条 第 33 条及び第 34 条の規定は、前条の規定による確認を得た者について準用する。

(改善勧告及び命令)

第 42 条 市長は、設置され、又は変更された動物飼養施設が動物飼養施設の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該動物飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて改善を勧告し、又は命ずることができる。

第3節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第43条 住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、規則で定める特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を伴う建設工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
 - (4) 騒音又は振動の防止の方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び命令)

- 第44条 市長は、前条第1項の規定により指定した区域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに市長が定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(特定建設作業の周知義務)

第45条 特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業を行おうとする周辺の住民に対し、その内容、期間並びに騒音、振動防止の方法等について説明し、周知しなければならない。

第4節 自動車等に関する規制

(運転者等の責務)

- 第46条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項及び同条第3項に規定する自動車及び原動機付自転車(以下「自動車」という。)の運転者及び所有者(以下「運転者等」という。)は、その自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。
- 2 運転者等は、自動車を運転するときは、物の転落又は飛散を防止するため、被覆等の必要な整備をしなければならない。
- 3 何人も、公の土地の所有者又は管理者の承諾なしに相当の期間にわたり自動車及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第11項の2に規定する自転車を放置してはならない。

(放置車両に係る取扱い)

第 47 条 市長は、前条第 3 項の自動車及び自転車(以下「放置車両」という。)の所有者に対し、当該放置車両の撤去その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

2 市長は、所有者の確認ができない放置車両は、関係機関の協力を得て、当該放置車両を移動し、又は処分することができる。

第 5 節 拡声機等に関する規制

(拡声機の使用の制限)

第 48 条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域、その他静穏の保持を必要とする区域であつて、市長が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後 5 時から翌日の午前 10 時までの間においては、拡声機を使用してはならない。

3 前 2 項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 市長は、前 3 項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(深夜における音響機器の使用の制限)

第 49 条 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業を営む者は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が防音措置を講ずること等により当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

2 前条第 4 項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

(夜間の静穏の保持)

第 50 条 何人も夜間(午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)においては、道路その他の公共の場所においてみだりに附近の静穏を損なう行為をし、又はさせてはならない。

第 4 章 雑則

(立入調査及び立入検査)

第 51 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場及び事業所、工事現場、建築物の敷地、動物飼養施設、その他の場所に立ち入らせ、機械、設備、建築物、関係書類その他の物件並びにその場所で行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に指示若しくは指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反事業者名等の公表)

第52条 市長は、第32条、第42条、第44条第2項及び第48条第4項(準用する第49条第2項を含む。)の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表することができる。

(市民等への支援)

第53条 市長は、環境の保全に関する活動を促進するため、市内で組織する市民等の団体に対し、必要な措置を講ずることができる。

(報告の徴収)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(和田山町民の環境をまもる条例及び朝来町環境保全条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 和田山町民の環境をまもる条例(昭和49年和田山町条例第1号)

(2) 朝来町環境保全条例(平成7年朝来町条例第28号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、和田山町民の環境をまもる条例又は朝来町環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、朝来市の区域に適用された環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第36条関係)

動物飼養施設設置の 規制区域	動物飼養施設の規制対象動物の種類及び飼養数
市全域	(1) 牛、馬又は豚 1頭以上 (2) めん羊又はやぎ 4頭以上 (3) 犬 10頭以上 (4) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽以上 (5) あひる(30日未満のひなを除く。)又は七面鳥 50羽以上

第2節 計画の策定経過

1. 策定スケジュール

月 日	内 容
2019年 7月22日	第1回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 計画の基本的事項について ●協議事項2. アンケート調査（案）について
2019年 8月8日～9月6日	アンケート調査票（市民1,000通、事業所100通）について、郵送により配布。
2019年 9月3日～9月12日	アンケート調査票（中学3年生245通）について、教育委員会を通じて朝来市内4中学校へ配布。
2019年 10月7日	第2回朝来市環境審議会 ●協議事項1. アンケート調査の結果について ●協議事項2. 地域の概況及び環境の現状と課題について ●協議事項3. 望ましい環境像と基本目標について
2019年 11月25日	第3回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 第3次朝来市環境基本計画素案について
2019年12月24日～ 2020年1月23日	第3次朝来市環境基本計画素案の閲覧及び市民などの意見募集 ●意見数：10件（うち、計画への意見の反映：10件）
2020年2月17日	第4回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 計画案の主な変更点 ●協議事項2. 計画素案へのパブリックコメント意見に対する市の考え

2. 朝来市環境審議会委員名簿

【委員】

任期：2019年7月22日～2021年7月21日

区 分	氏 名	所属・役職	備 考
知識経験を有する者	山村 充※	兵庫県立大学 環境人間学部教授	会長
	山畠 操	朝来市立梁瀬中学校 教頭 朝来市中学校環境教育担当者代表	
	服部 保	兵庫県立南但馬自然学校長 兵庫県立大学 名誉教授	
	岡田 純	特定非営利法人 日本ハンザキ研究所理事長	
	有末 圭一	関西電力株式会社 送配電カンパニー兵庫支社 担当部長（但馬）	
住民を代表する者	中村 八郎	朝来市連合区長 会長	
	柴本 修	朝来市保健衛生推進協議会長	副会長
	早草 田鶴子	朝来市いづみ会 会長	
	松原 高晴	公募委員	
	関 綾乃	公募委員	
事業者を代表する者	西垣 隆	朝来市商工会長	
	伊藤 明美	朝来市商工会 女性部長	
	長谷川 直大	たじま農業協同組合 和田山総合営農生活センター長	
	井上 利之	朝来森林組合代表理事組合長	
関係行政機関の職員	足立 武彦	南但広域行政事務組合次長兼環境課長	
	津田 稔	但馬県民局地域政策室室長補佐兼環境課長	

※：2020年3月31日までの任期。

【事務局】

氏 名	所属・役職
北垣 利晃	市民生活部長
中島 浩之	市民生活部 市民課付課長
足立 篤司	市民生活部 市民課 課長補佐
奥 ゆかり	市民生活部 市民課 生活環境 係長

第3節 アンケート調査結果

1. 市民アンケート調査結果

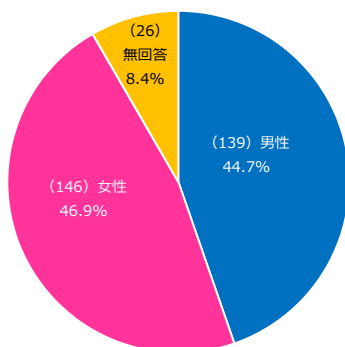
～調査概要～

- 【調査対象】 1,000 人
- 【調査方法】 郵送による配布、回収
- 【調査期間】 2019 年 8 月 8 日（木）～9 月 6 日（金）
- 【回収状況】 配布数：1,000 通 回収数：311 通（回収率：31.1%）

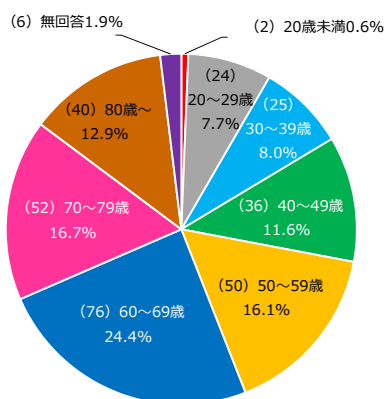
問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。（単一回答）

【n=311】

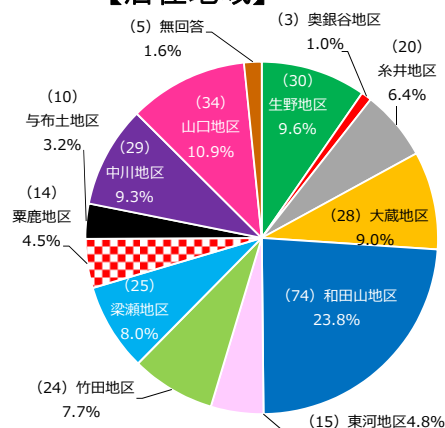
【性別】



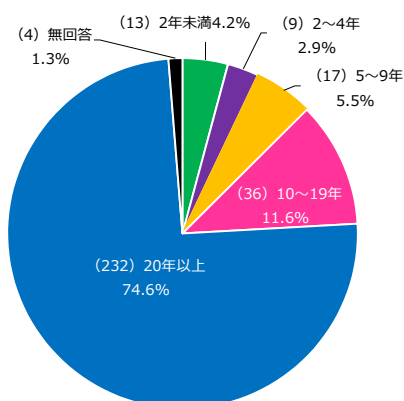
【年齢】



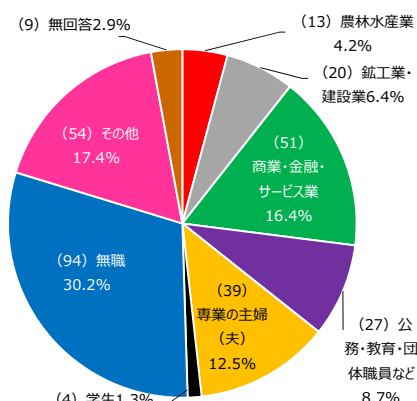
【居住地域】



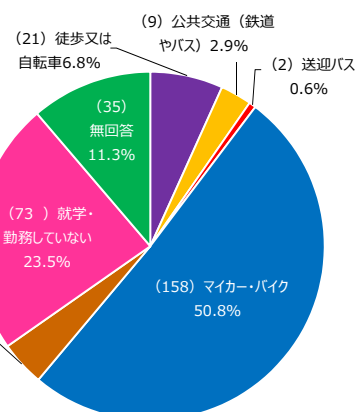
【居住年数】



【職業】



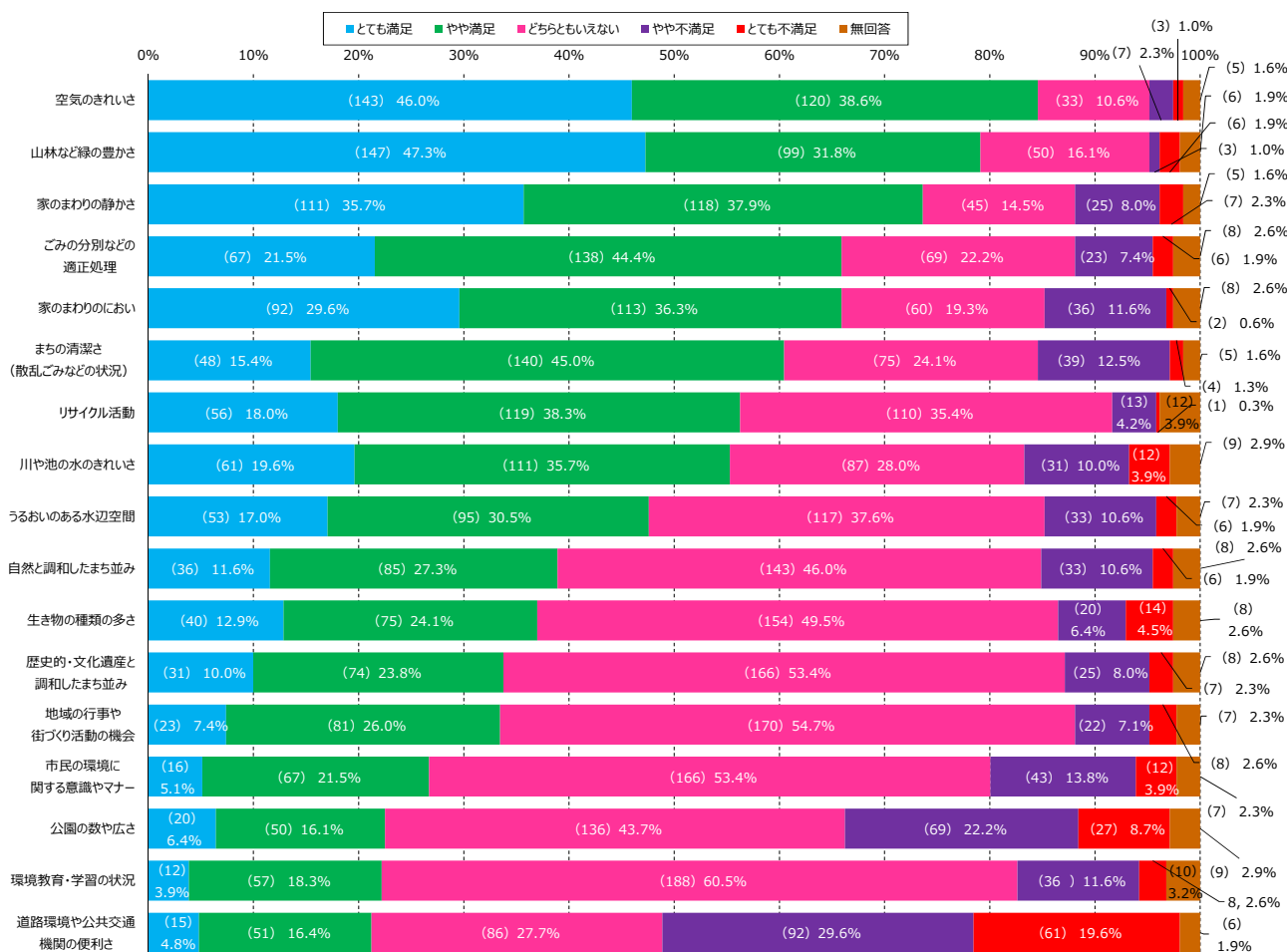
【通勤・通学の主な交通手段】



問 2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の朝来市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。(単一回答)

【n=311】

【満足度】



第1章

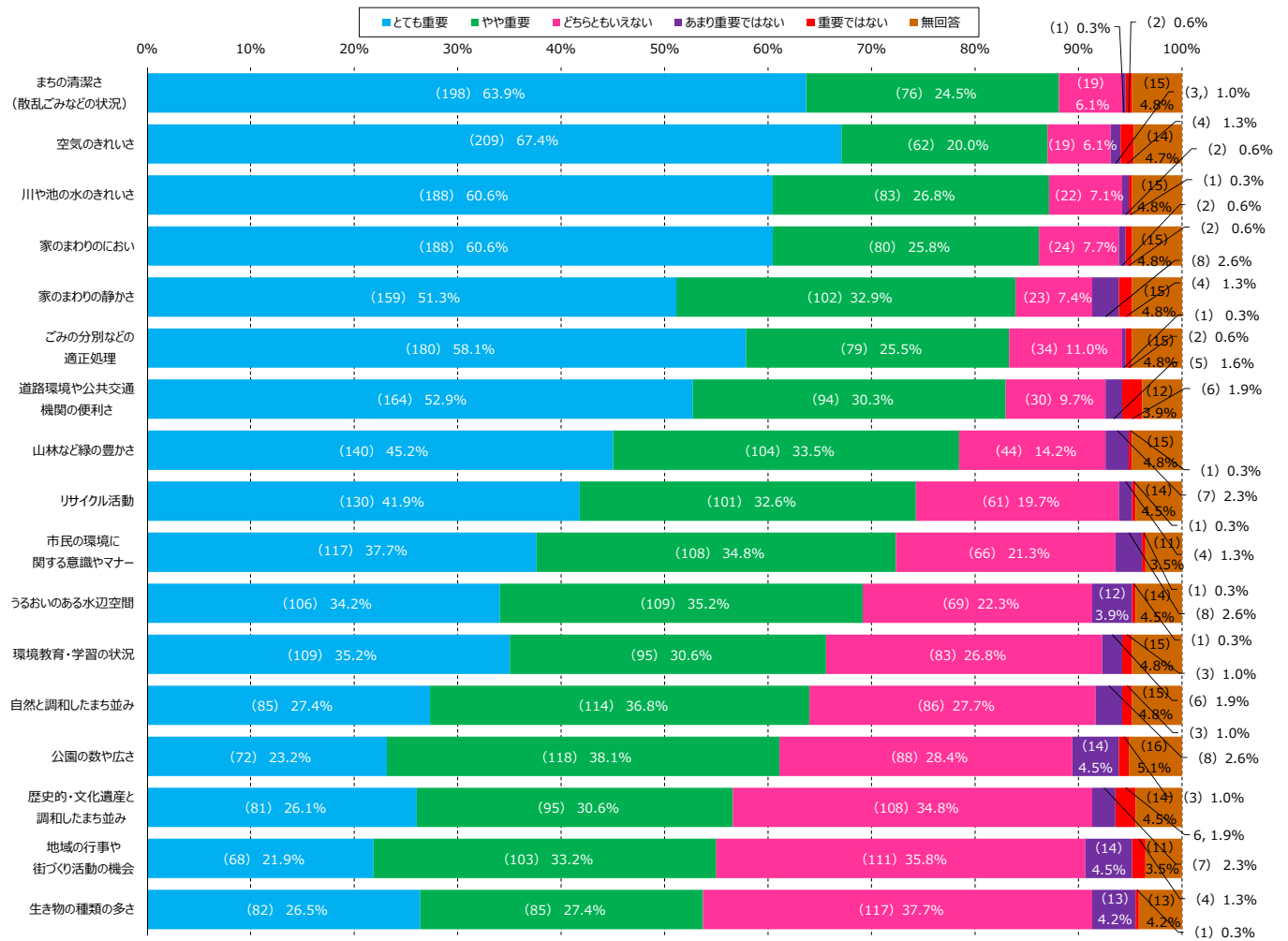
第2章

第3章

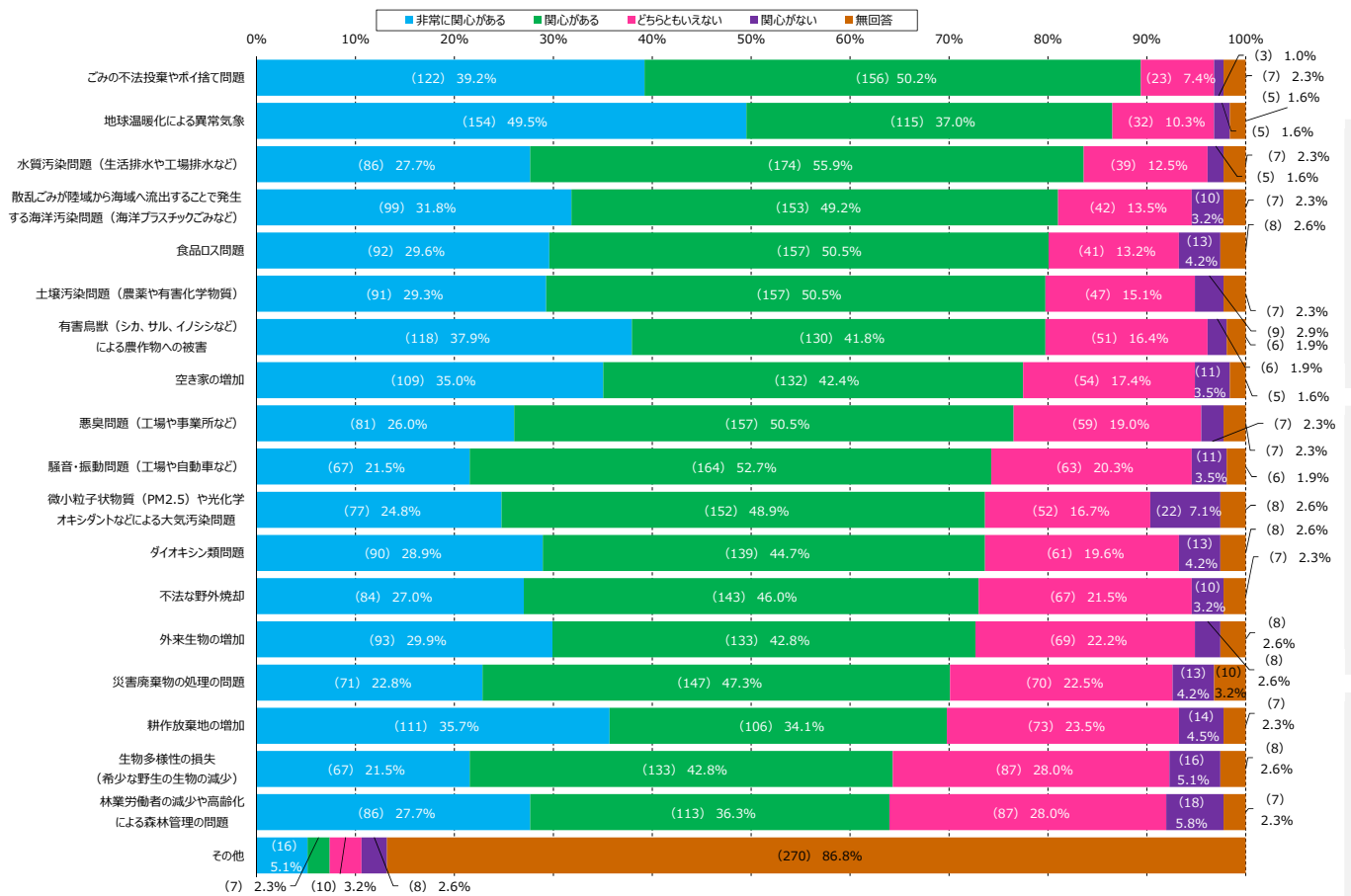
第4章

第5章

【重要度】



問 3 あなたは、環境問題について、どの程度関心がありますか。(単一回答)【n=311】
【関心度】



第1章

第2章

第3章

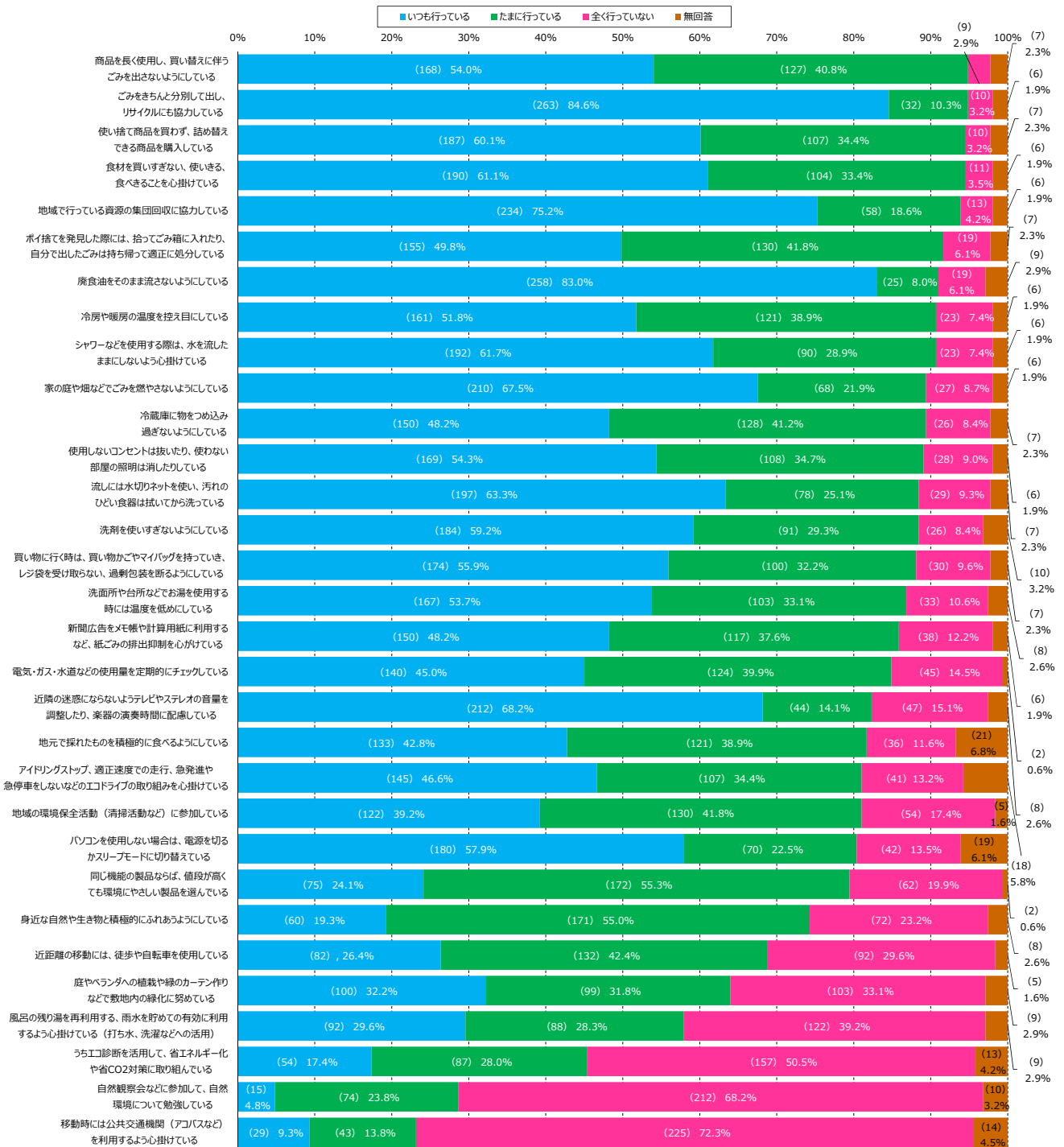
第4章

第5章

問 4 あなたは、環境にやさしい行動を、日頃どの程度実施していますか。(単一回答)

【n=311】

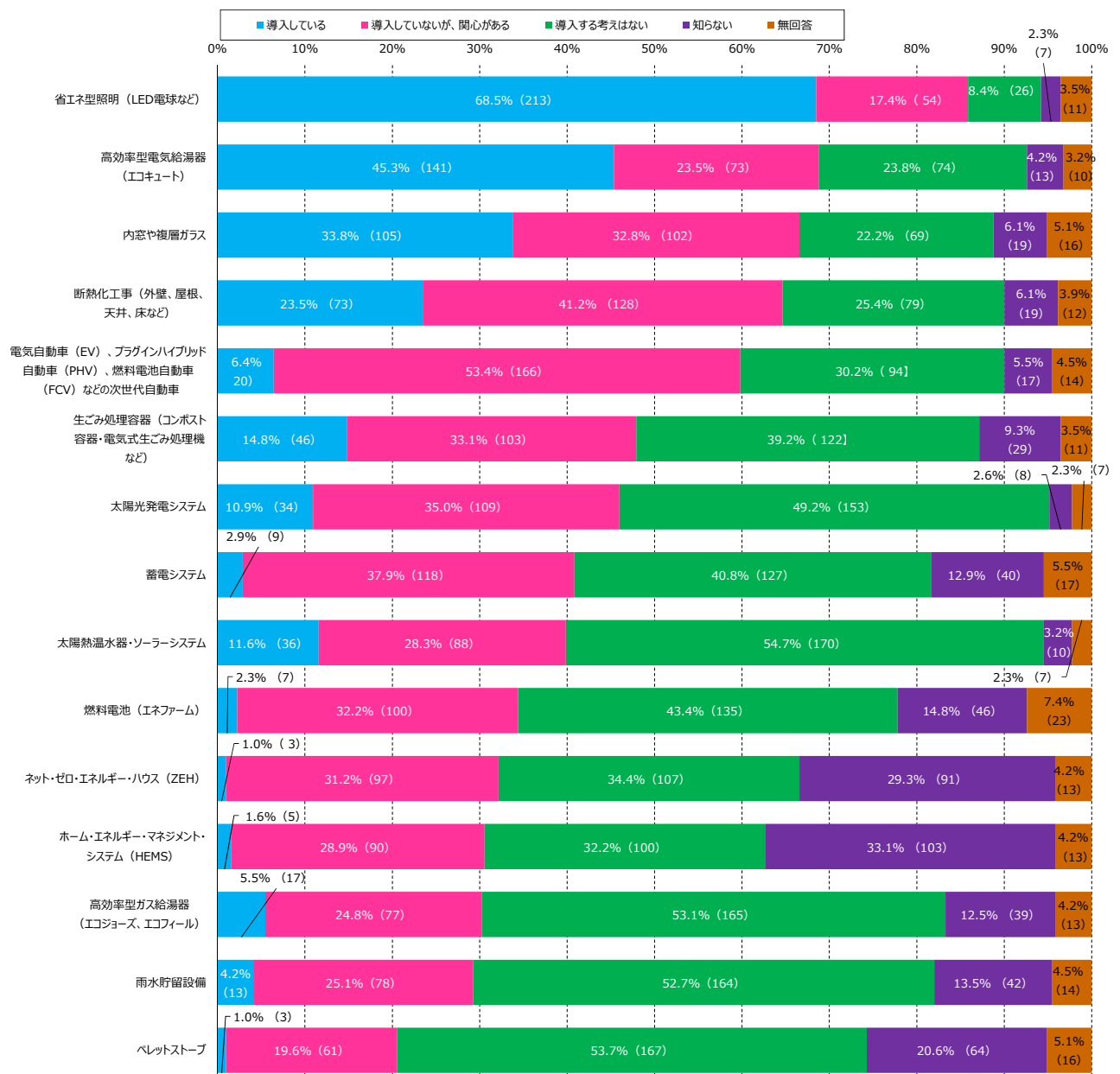
【取り組み状況】



問 5 あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。(単一回答)

【n=311】

【導入状況】



第1章

第2章

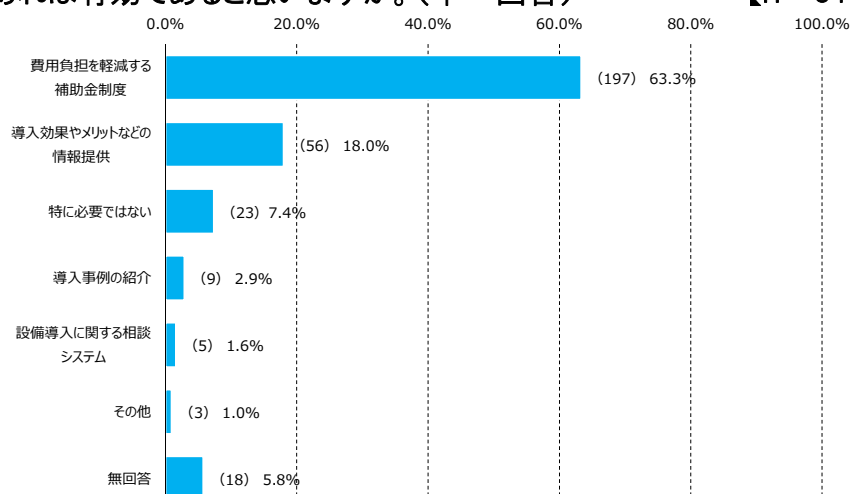
第3章

第4章

第5章

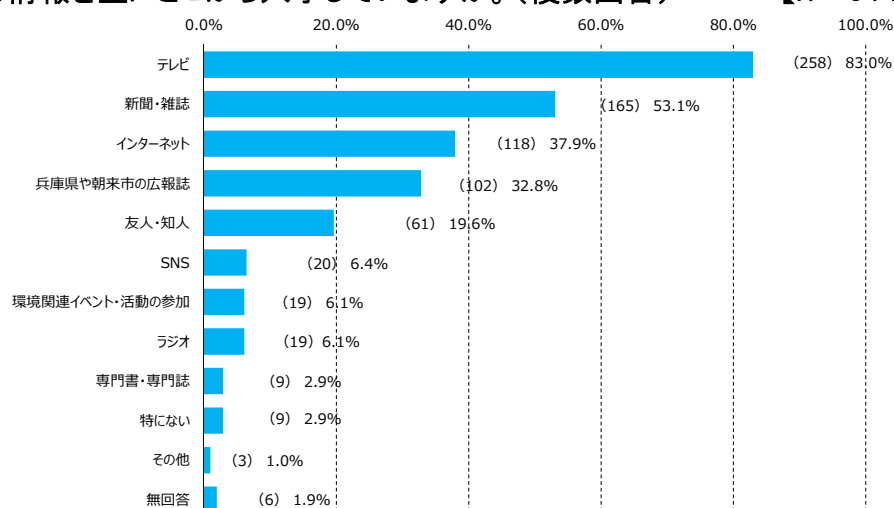
問 6 あなたは、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するに当たって、どのような支援があれば有効だと思いますか。(単一回答) 【n=311】

【導入に向けた要望】



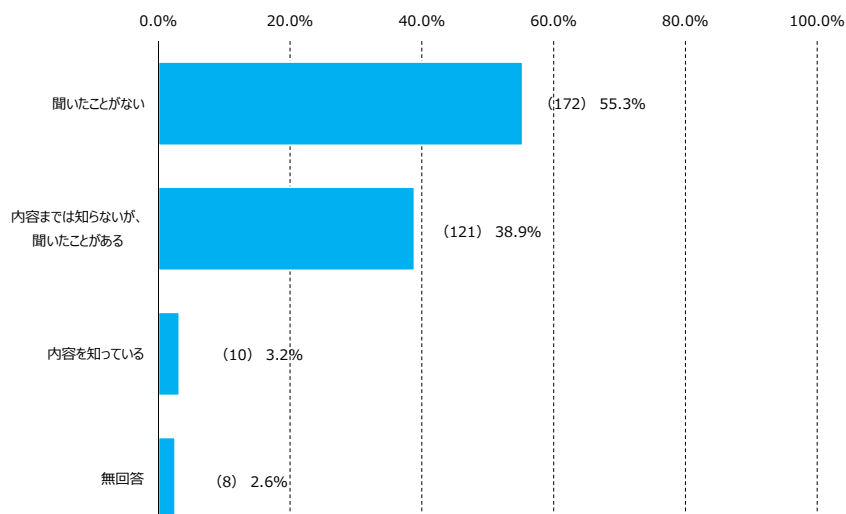
問 7 環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答) 【n=311】

【情報の入手手段】



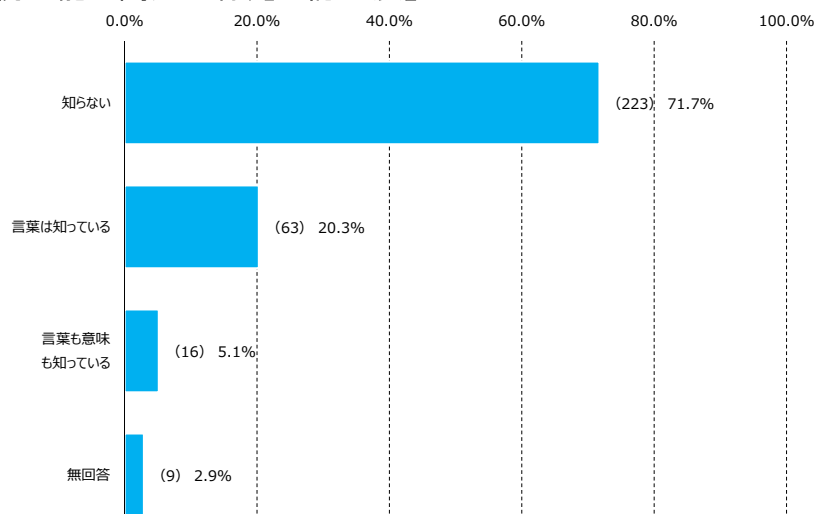
問 8 朝来市では、2015 年 3 月に「第2次朝来市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する取り組みを進めています。あなたは、「第2次朝来市環境基本計画」を知っていますか。(単一回答) 【n=311】

【「第2次朝来市環境基本計画」の認知度】



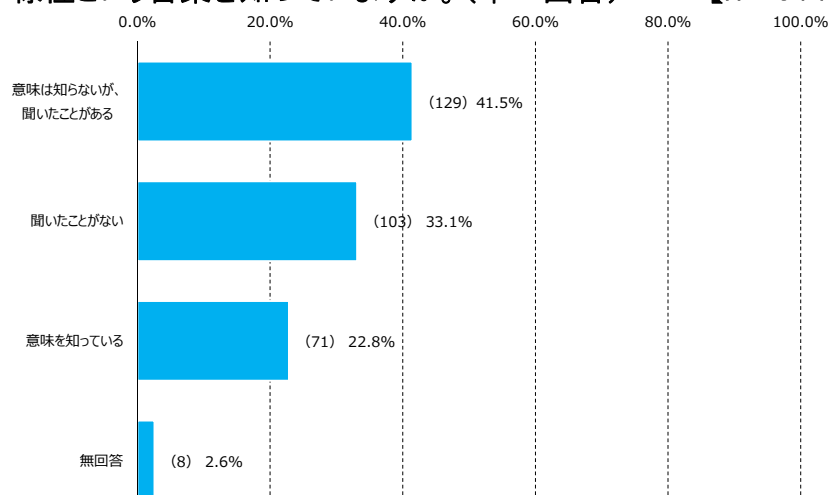
問 9 あなたは、2015 年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するために、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である「SDGs」という言葉を知っていますか。(単一回答) 【n=311】

【「SDGs(持続可能な開発目標)」の認知度】



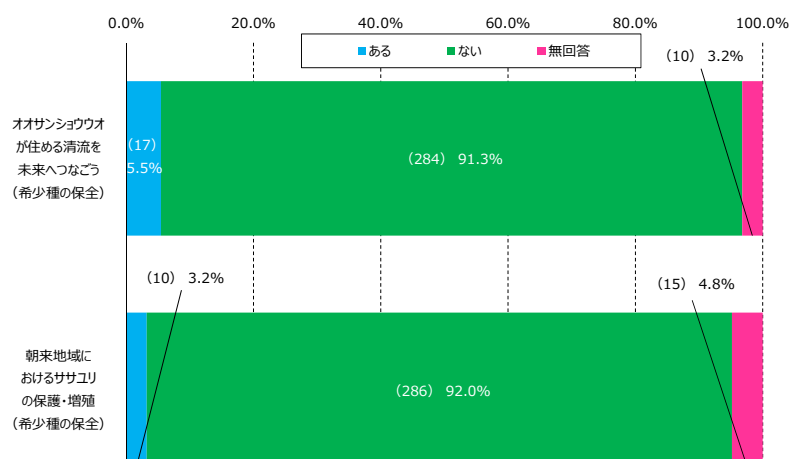
問 10 あなたは、生物多様性という言葉を知っていますか。(単一回答) 【n=311】

【生物多様性の認知度】

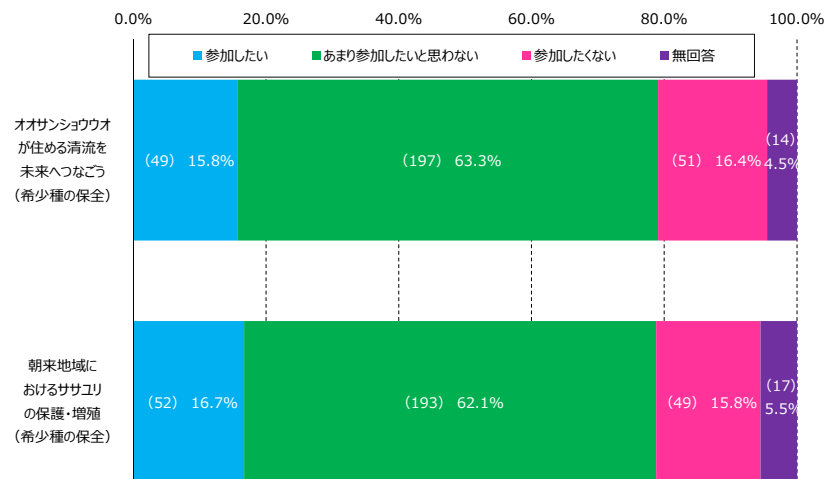


問 11 あなたは、朝来市で生物多様性に関する市民活動に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。(単一回答) 【n=311】

【市民活動への参加経験】

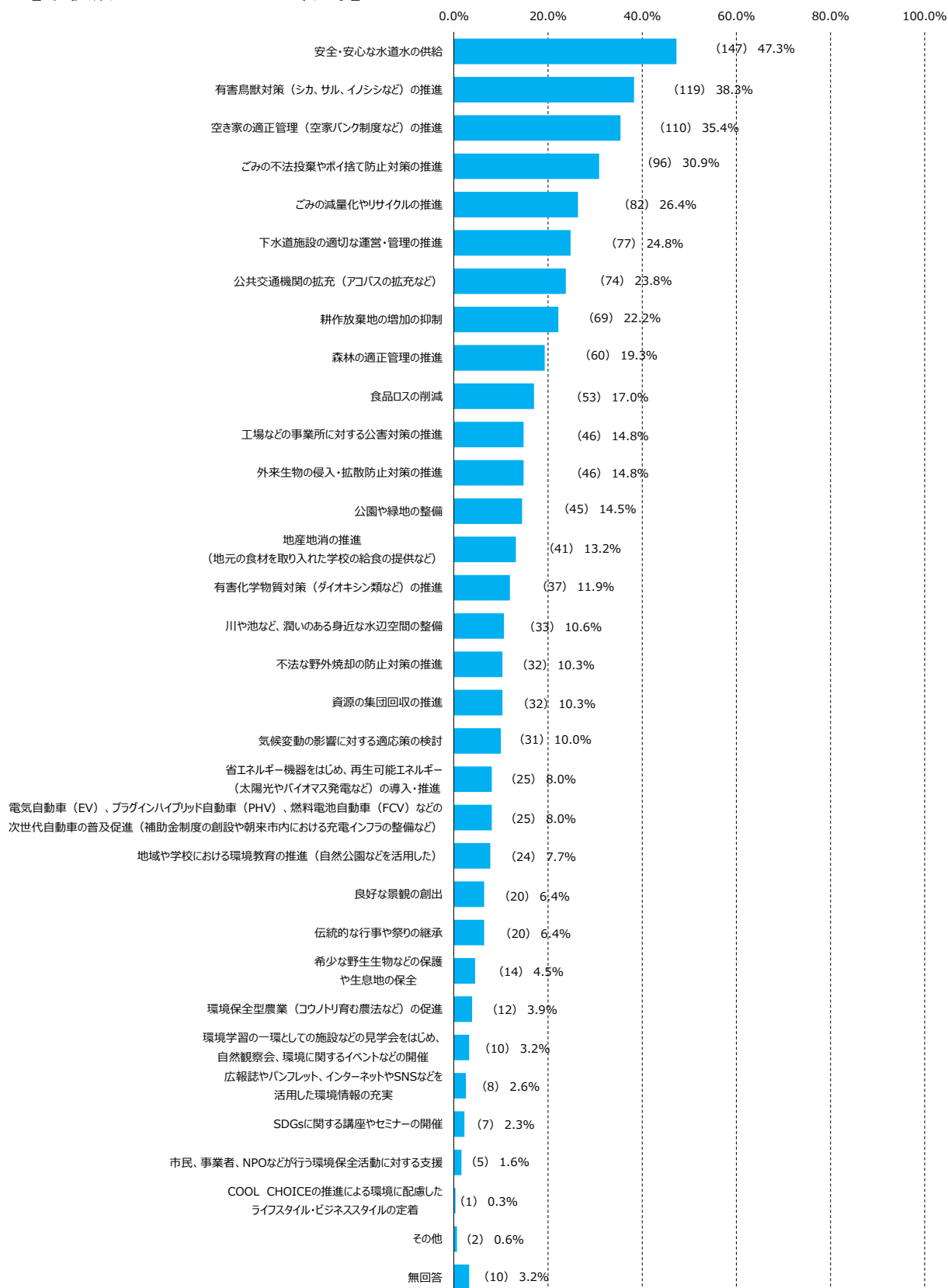


【市民活動への今後の参加意向】



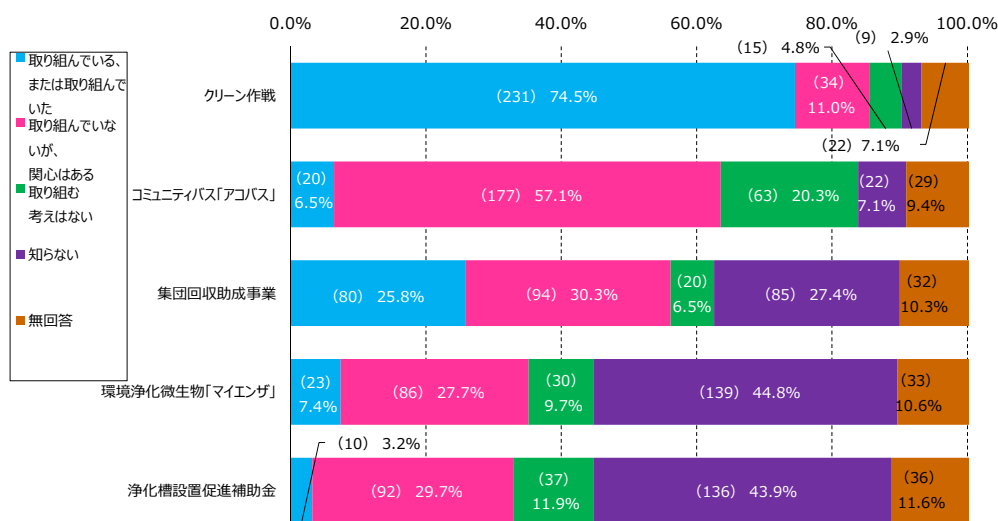
問 12 あなたは、より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答） 【n=311】

【市役所が力を入れるべき分野】



問 13 あなたは、より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答） 【n=311】

【取り組んでいるもの】



問 14 あなたが思う、朝来市で将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的・文化的遺産はありますか。（自由記述） 【n=311】

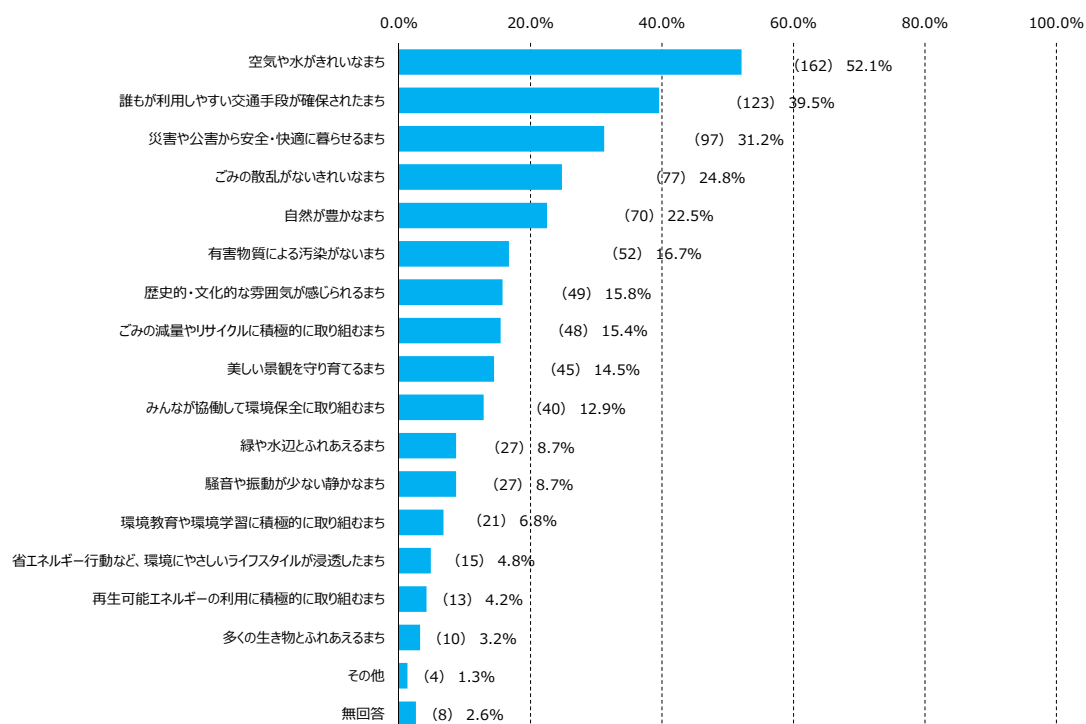
【自然や歴史的・文化遺産】

自然（山、川、池など）で多く挙げられたものとしては、円山川、粟鹿山、糸井川、糸井溪谷、黒川、市川、糸井の大カツラなどであった。また、山、川、自然などの意見も見受けられた。

歴史的・文化的遺産（神社、寺、史跡、建築物、祭りなど）で多く挙げられたものとしては、竹田城跡、生野銀山であった。また、粟鹿神社、赤淵神社、石部神社、神子畑選鉱所、寺内ざんざか踊り、各地の秋祭りなどの意見も見受けられた。

問 15 あなたは、朝来市が今後、環境保全に関する取り組みを進める上で、どのようなまちを目指すべきだと思いますか。（複数回答） 【n=311】

【目指すべきまちの姿】



問 16 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述） 【n=311】

主な内容としては、空き家対策、耕作放棄地、地域における美化活動（河川や道路等の除草）、河川の保全、公共交通機関、ごみの分別などについての意見が寄せられた。

2. 事業者アンケート調査結果

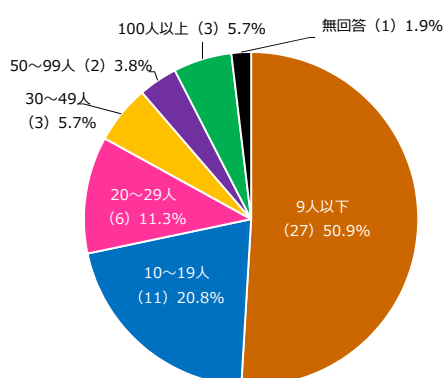
～調査概要～

- 【調査対象】 100 事業所
- 【調査方法】 郵送による配布、回収
- 【調査期間】 2019 年 8 月 8 日（木）～9 月 6 日（金）
- 【回収状況】 配布数：100 通 回収数：53 通（回収率：53.0%）

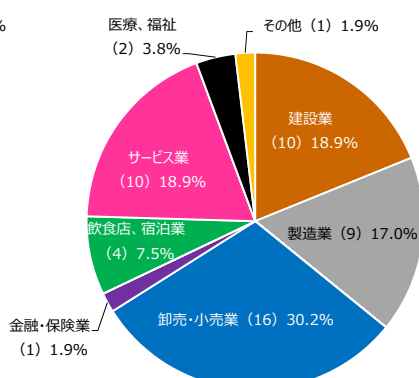
問1 事業所のことについてお尋ねします。（単一回答）

【n=53】

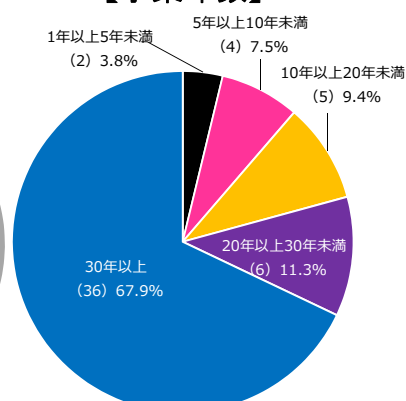
【従業員数】



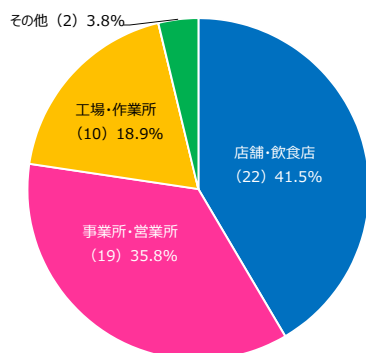
【業種】



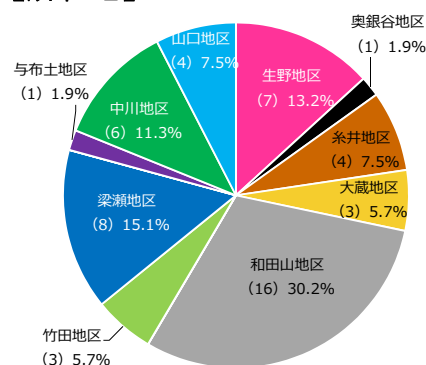
【事業年数】



【事業所形態】



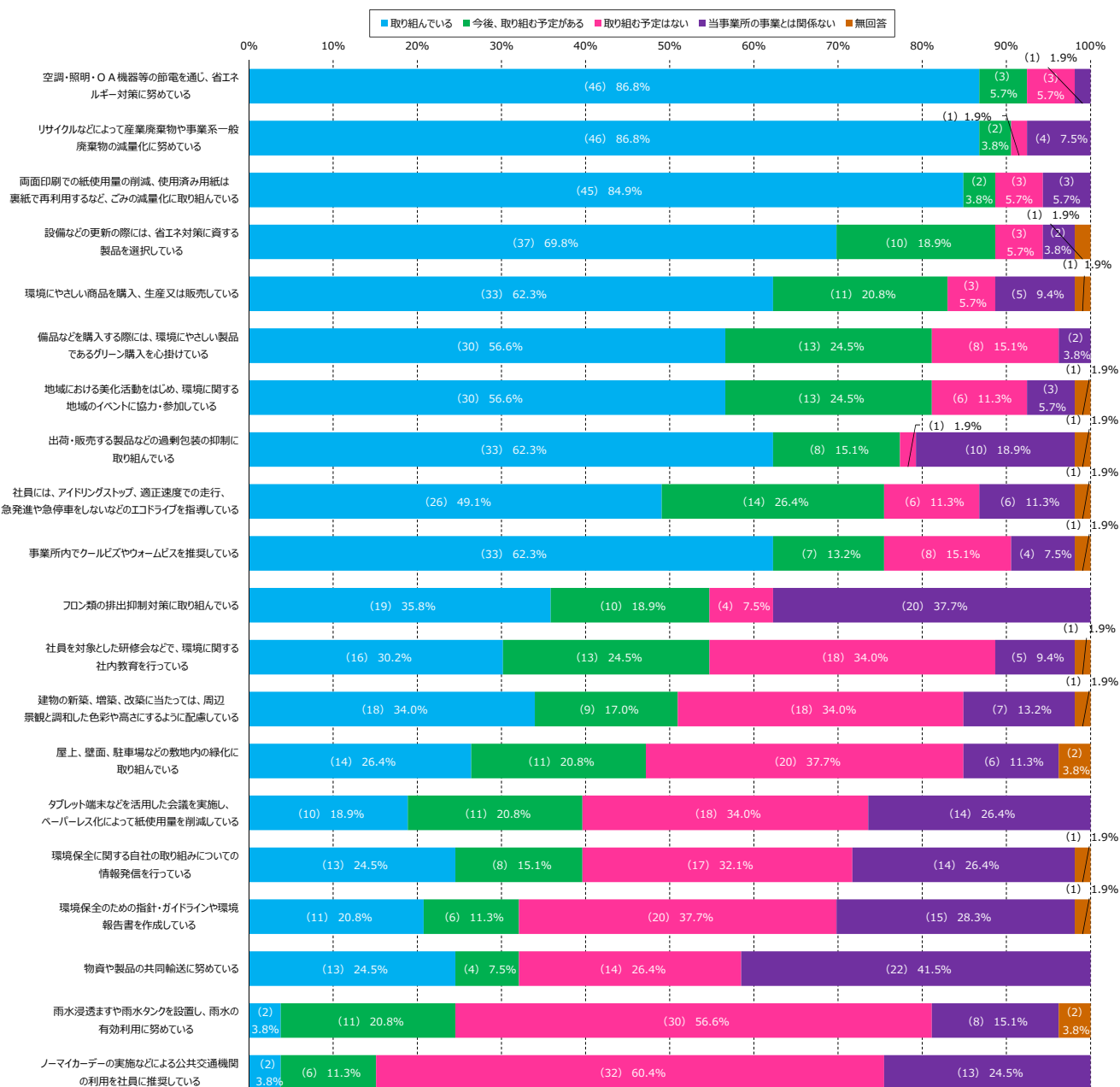
【所在地】



問 2 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みを実施していますか。(単一回答)

【n=53】

【取り組み状況】



第1章

第2章

第3章

第4章

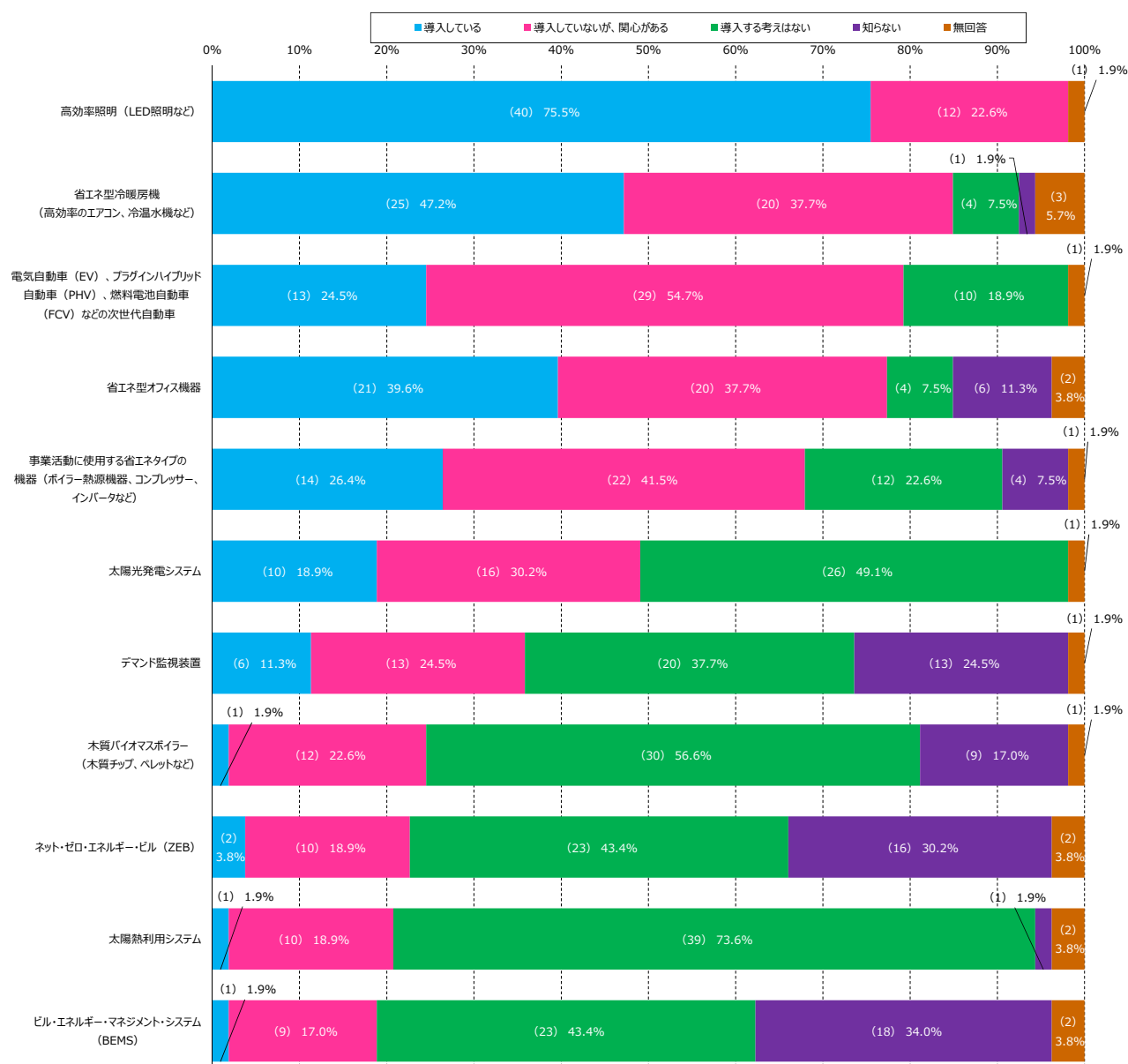
第5章

問 3 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。

(単一回答)

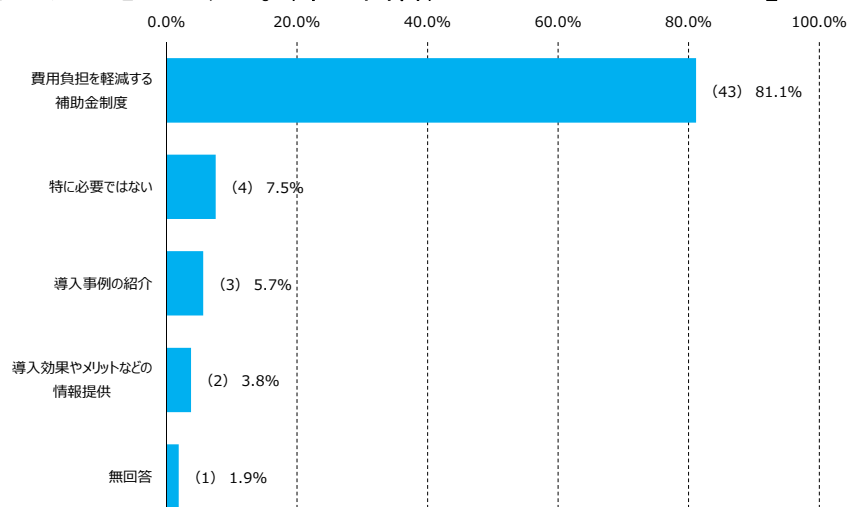
【n=53】

【導入状況】



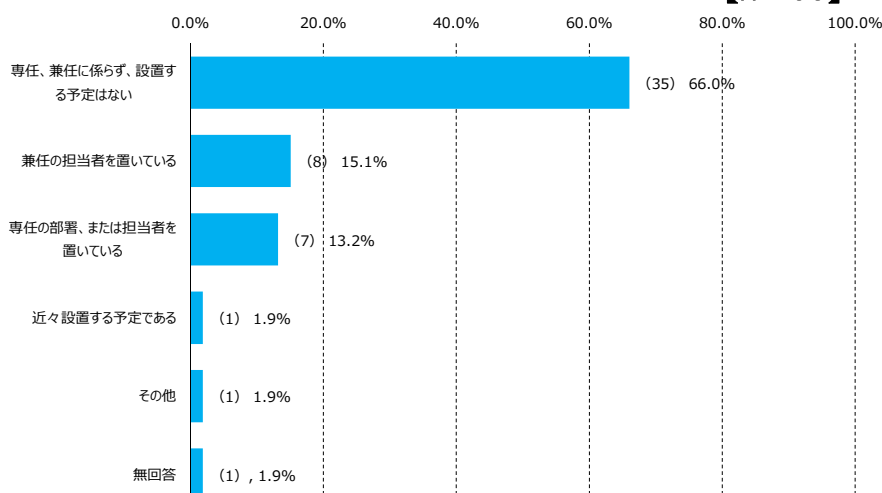
問 4 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するに当たって、どのような支援があれば有効であると思いますか。(単一回答) 【n=53】

【導入に向けた要望】



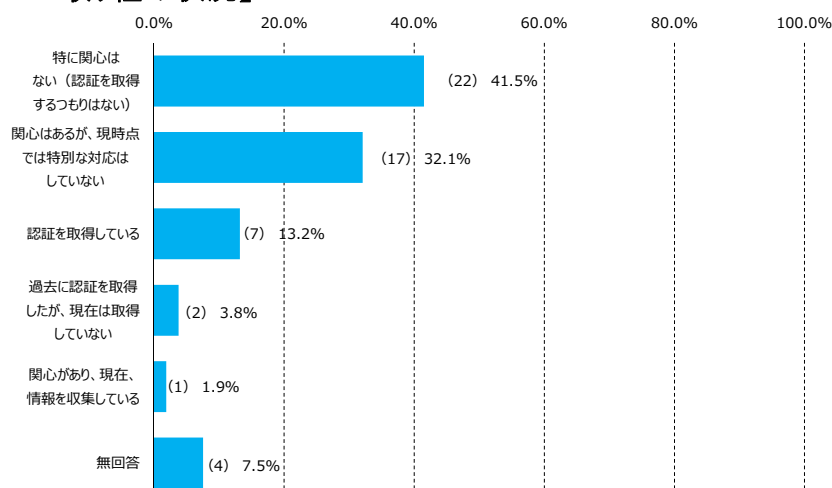
問 5 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。(単一回答) 【n=53】

【専門部署の設置状況】

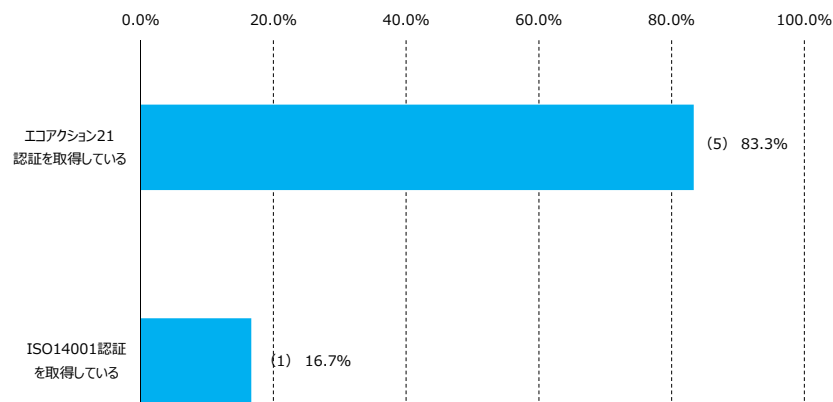


問 6 貴事業所では、環境マネジメントシステム(ISO14001 やエコアクション 21 など)について、どのように取り組まれていますか。(単一回答) 【n=53】

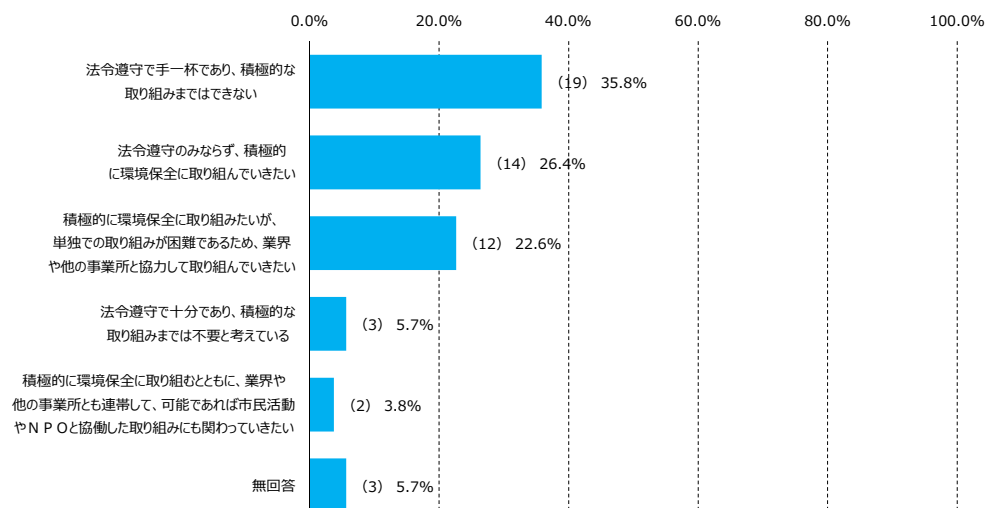
【環境マネジメントシステムへの取り組み状況】



問 7 問 6 で、「認証を取得している」に○をつけた事業所の方にお聞きます。貴事業所では、どのような環境マネジメントシステムを取得していますか。(複数回答)【n=6】
【取得している環境マネジメントシステムの種類】

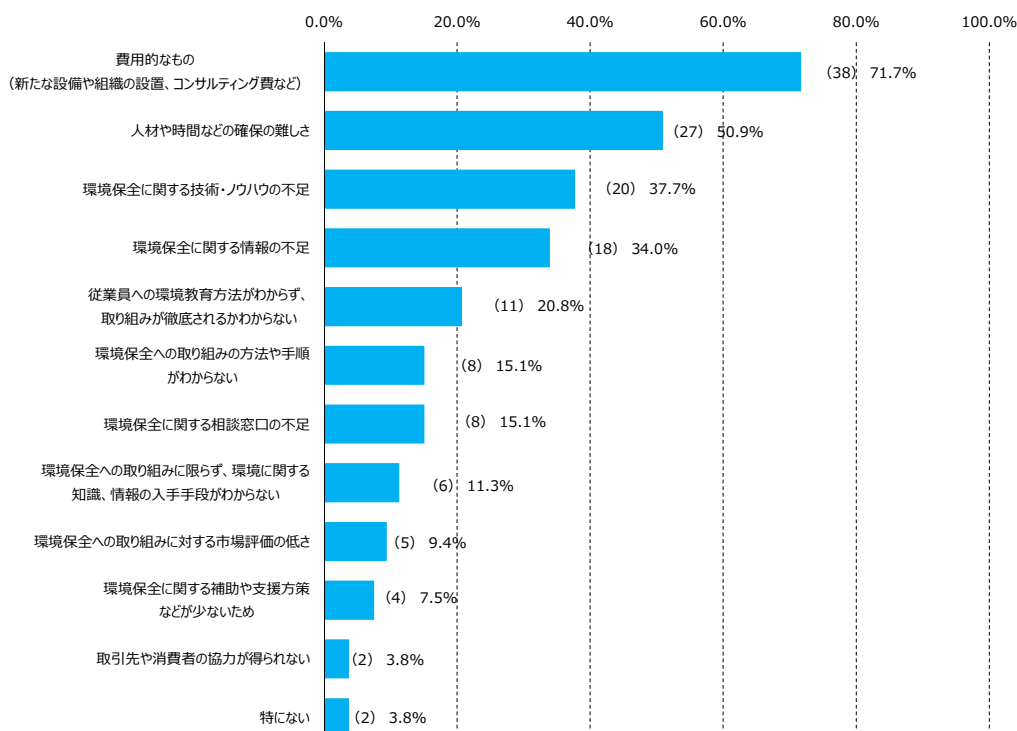


問 8 環境保全に向けた取り組みに当たり、貴事業所のお考えに最も近いものはどれですか。(単一回答)【n=53】
【環境保全に対する考え方】



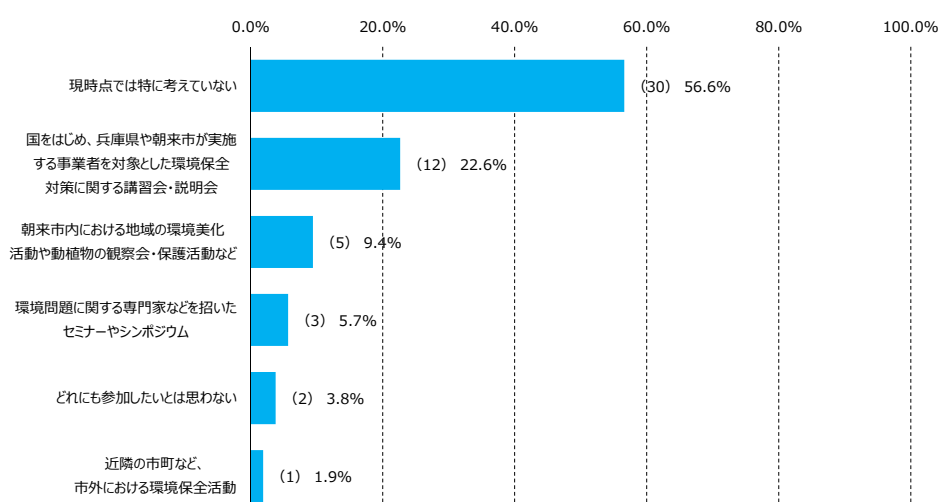
問 9 環境保全に向けた取り組みを進める上で問題・課題になることで、貴事業所のお考えに近いものはどれですか。(複数回答) 【n=53】

【環境保全に取り組む上での問題・課題】



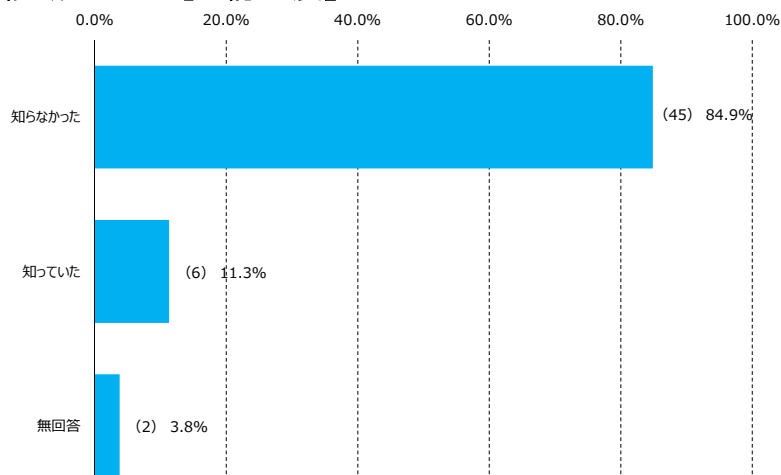
問 10 環境保全に関するセミナーや環境保全活動等に参加してみたいですか。(単一回答) 【n=53】

【セミナーや活動等への参加意向】



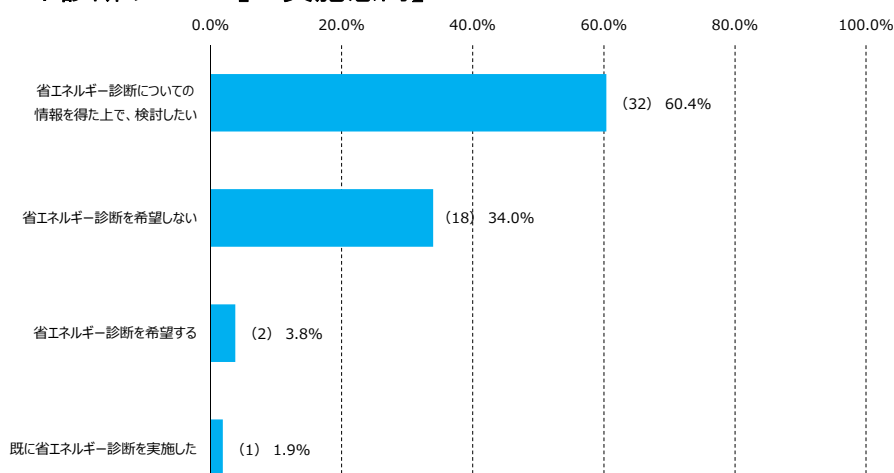
問 11 (一財)省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知
ですか。(単一回答) 【n=53】

【「無料省エネ診断サービス」の認知度】



問 12 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。(単一回答) 【n=53】

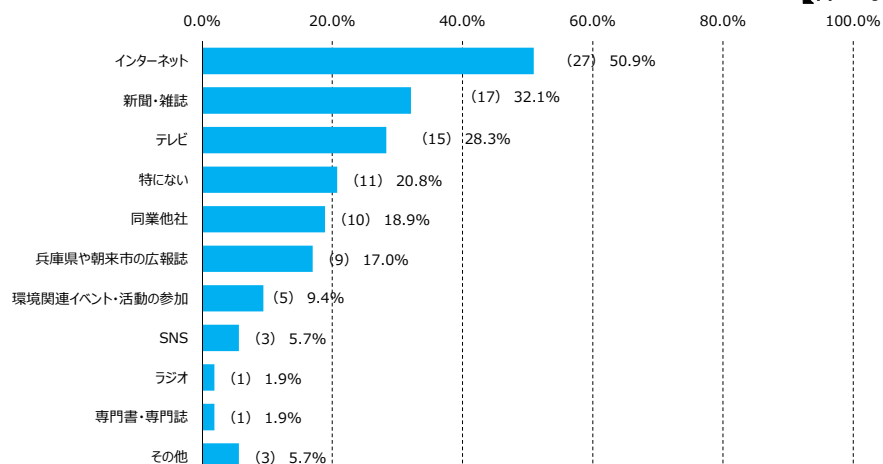
【「無料省エネ診断サービス」の実施意向】



問 13 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

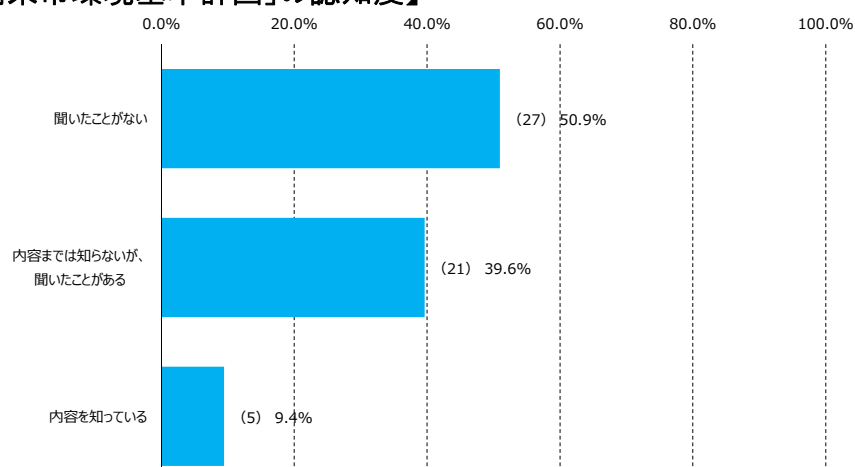
【n=53】

【情報の入手手段】



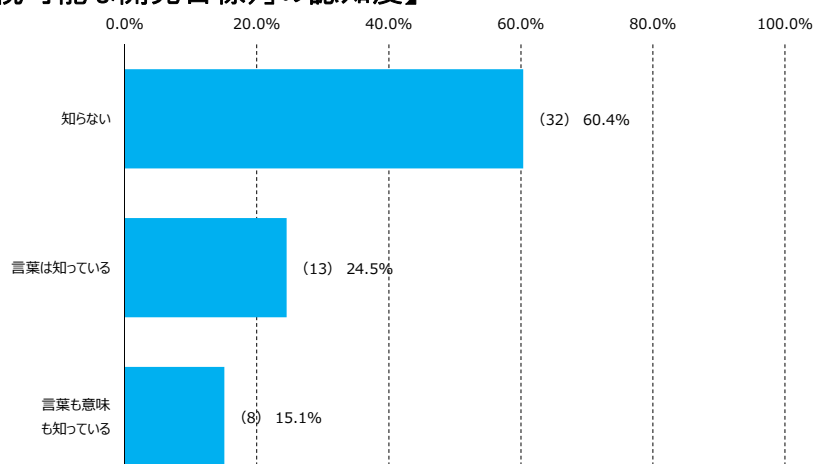
問 14 朝来市では、2015 年 3 月に「第2次朝来市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する取り組みを進めています。貴事業所では、「第2次朝来市環境基本計画」について、どの程度認知していますか。(単一回答) 【n=53】

【「第2次朝来市環境基本計画」の認知度】



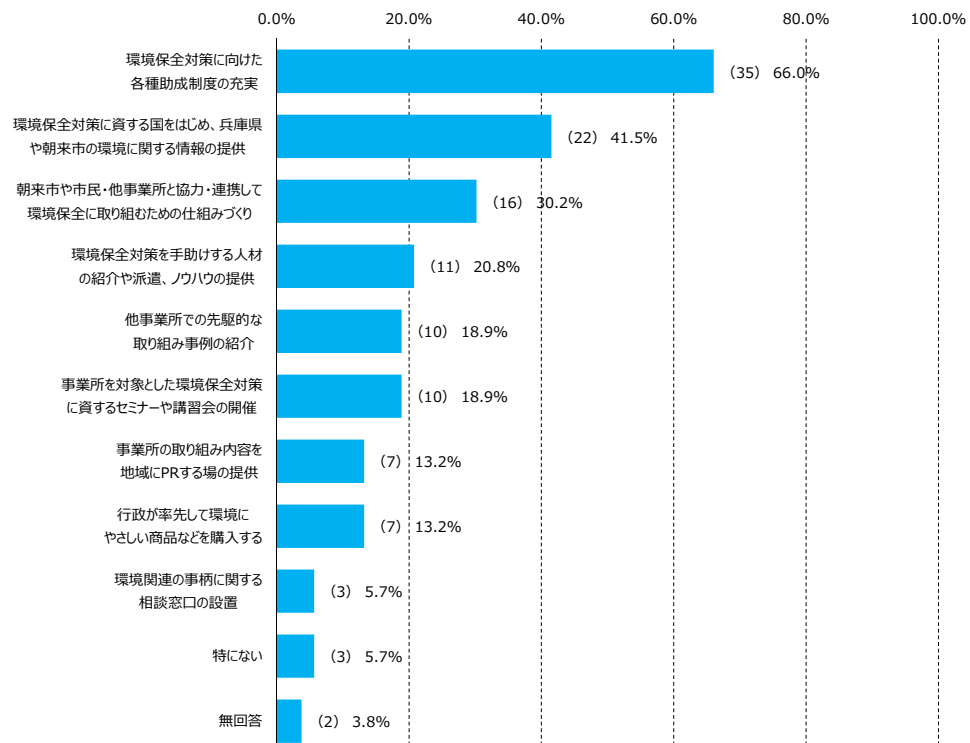
問 15 2015 年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するために、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」を普段の事業活動に取り入れる企業が増えています。貴事業所では、「SDGs(持続可能な開発目標)」について、どの程度認知していますか。(単一回答) 【n=53】

【「SDGs(持続可能な開発目標)」の認知度】



問 16 貴事業所では、自主的な環境保全への取り組みを推進していくために、行政にどのようなことを期待しますか。（複数回答） 【n=53】

【行政に期待すること】



問 17 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

主な内容としては、森林整備、ごみの分別、オオサンショウウオなどについての意見が寄せられた。

3. 生徒アンケート調査結果

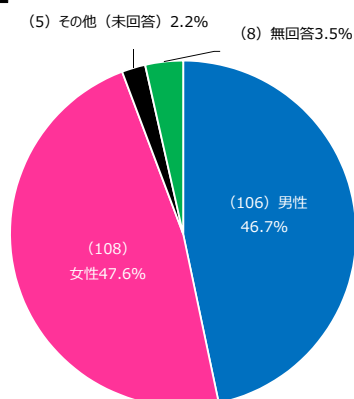
～調査概要～

- 【調査対象】 245 人
- 【調査方法】 教育委員会を通じて配布、回収
- 【調査期間】 2019 年 9 月 3 日（火）～9 月 12 日（木）
- 【回収状況】 配布数：245 通 回収数：227 通（回収率：92.7%）

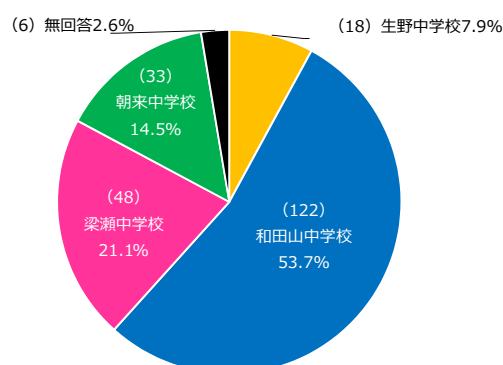
問1 あなたのことについて教えてください。（単一回答）

【n=227】

【性別】

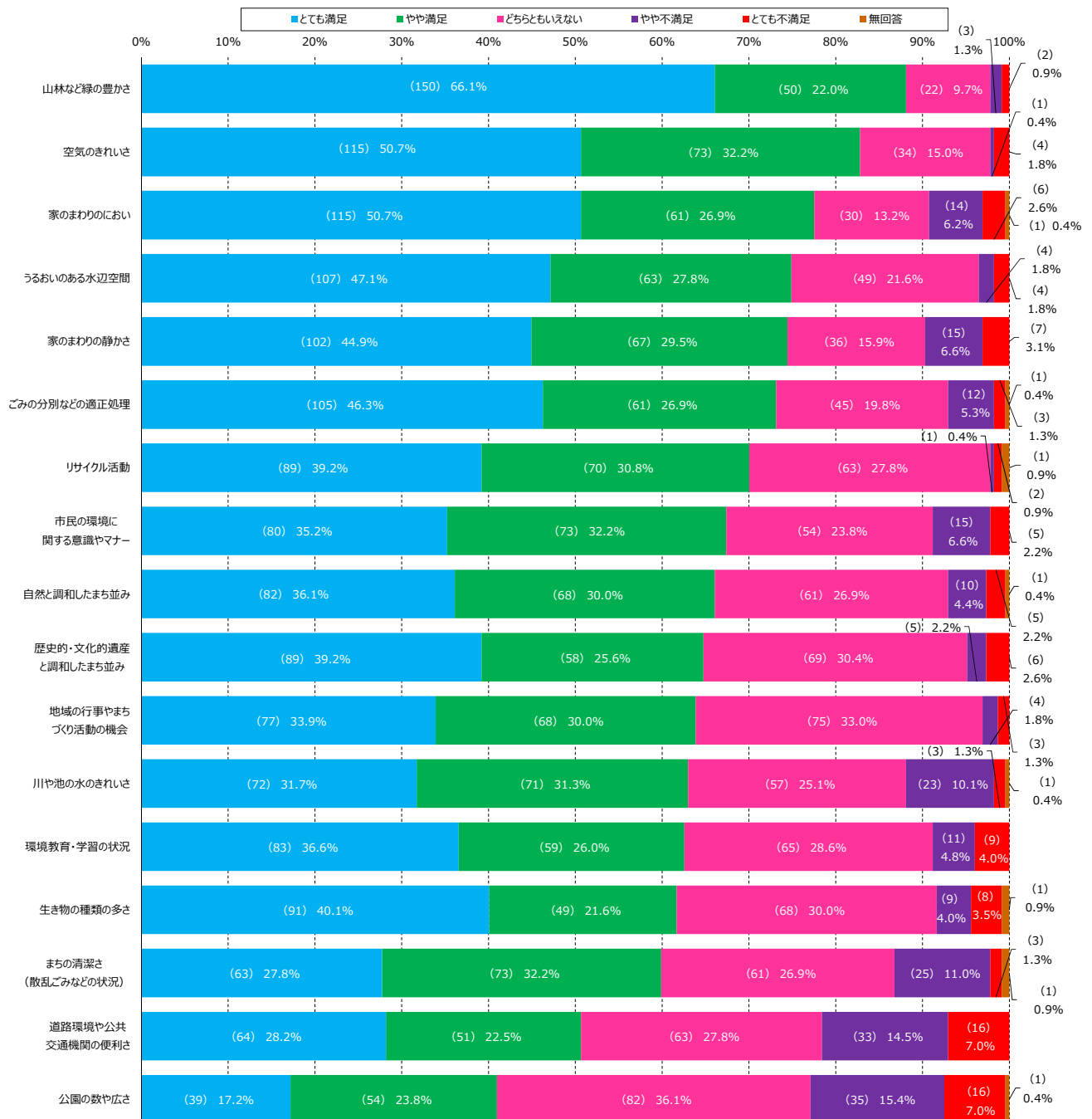


【学校】

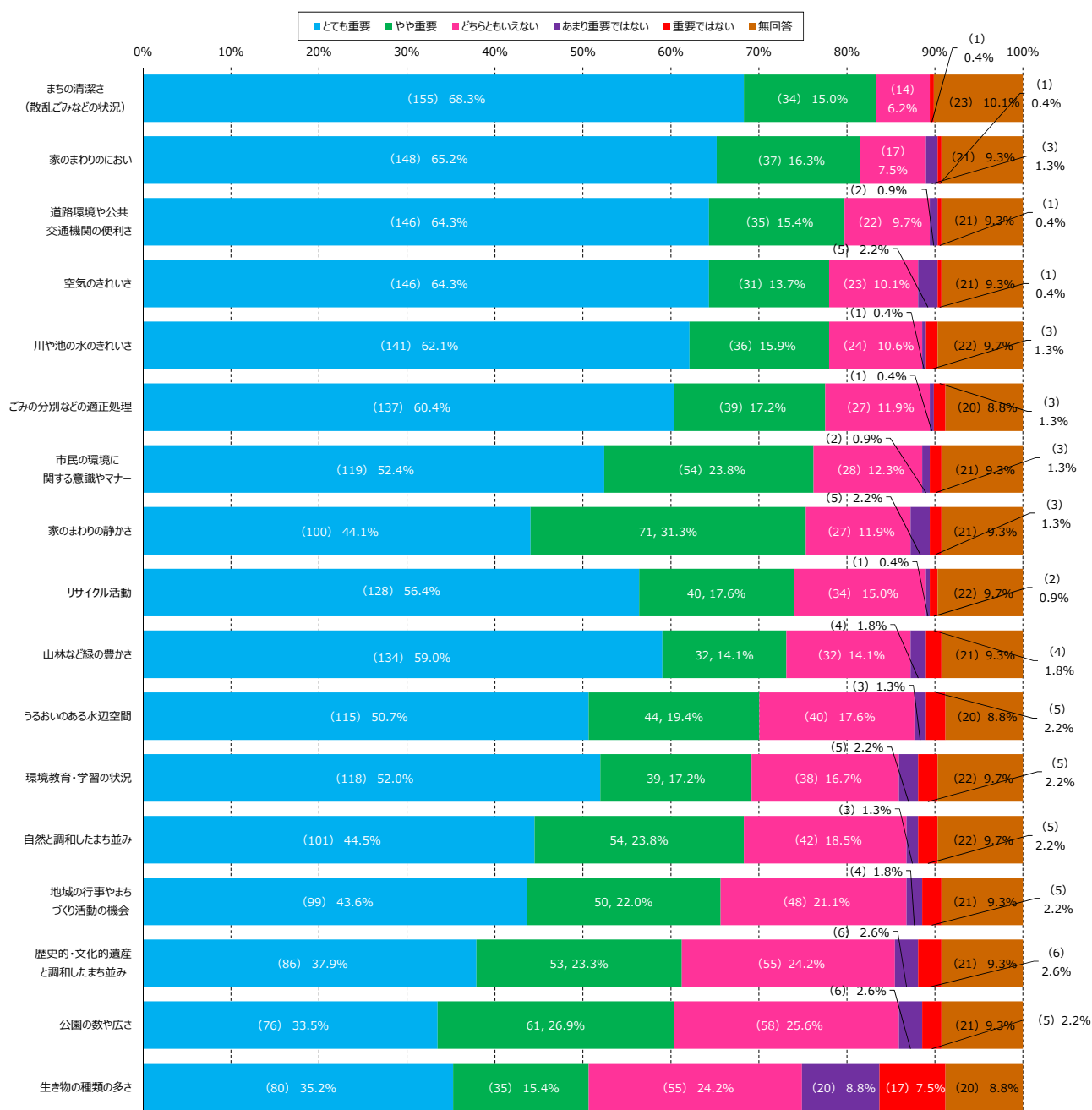


問 2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の朝来市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。(単一回答) 【n=227】

【満足度】



【重要度】



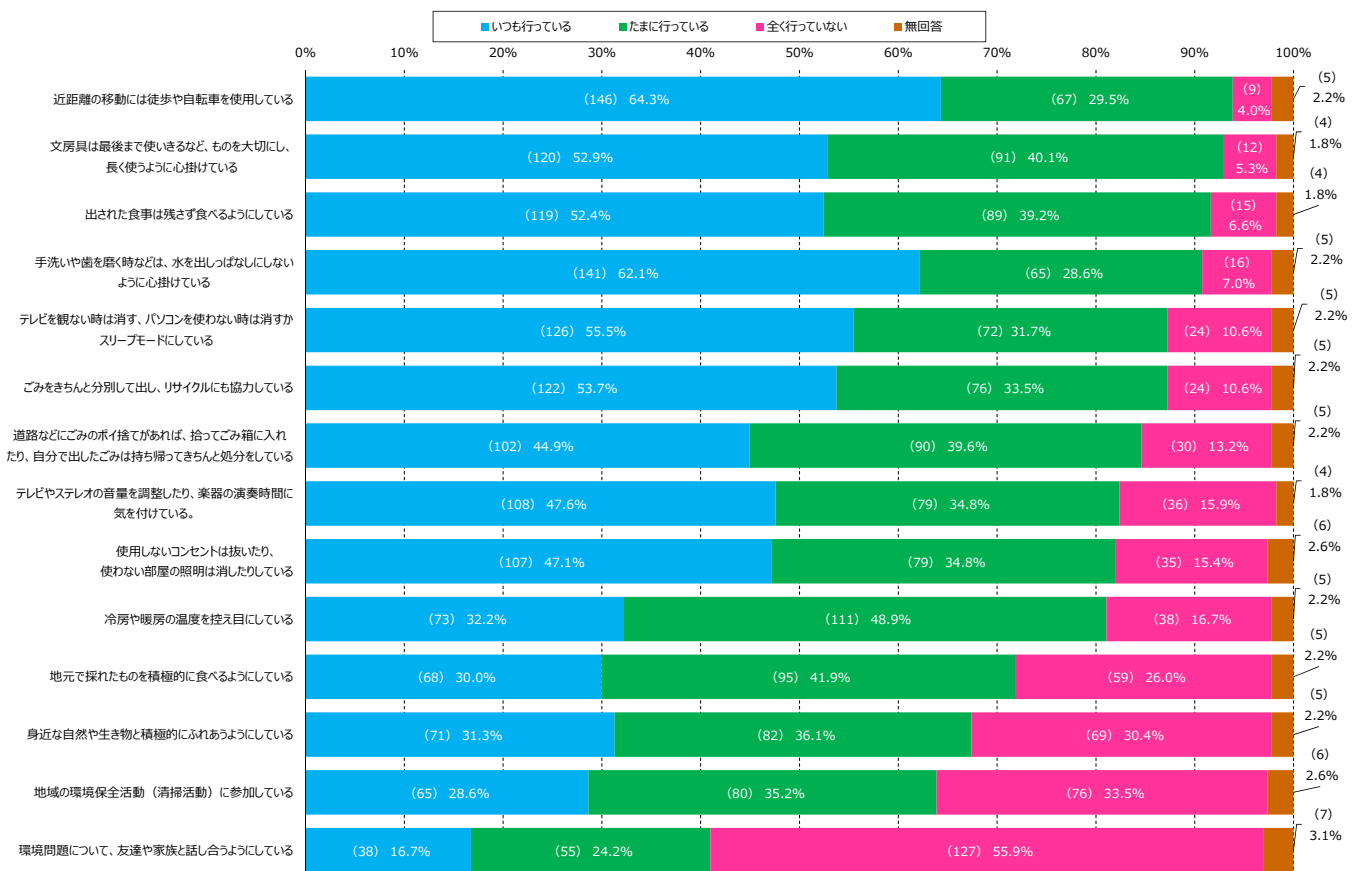
問3 あなたは、環境問題について、どの程度関心がありますか。(単一回答)【n=227】
【関心度】



問 4 あなたは、環境にやさしい行動を、日頃どの程度行っていますか。(単一回答)

【n=227】

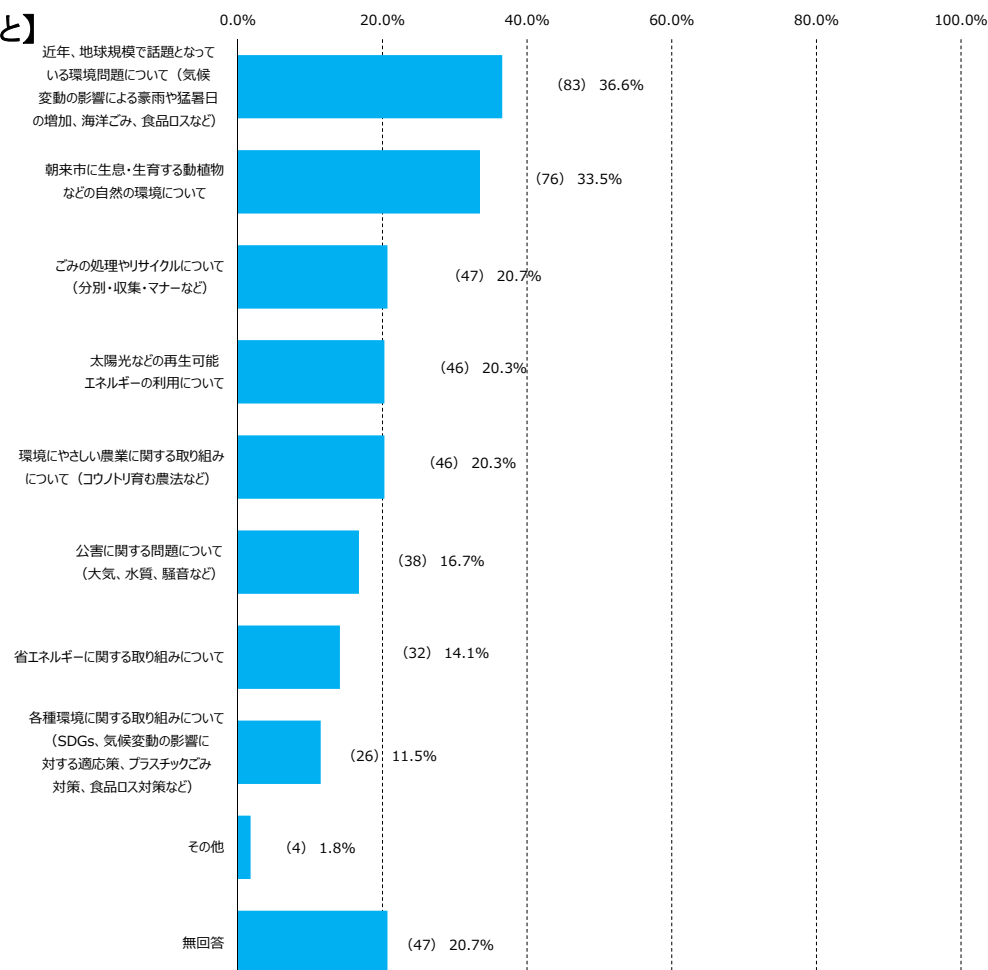
【取り組み状況】



問 5 あなたが、環境について学んでみたいと思うことはありますか。(複数回答)

【n=227】

【学んでみたいこと】

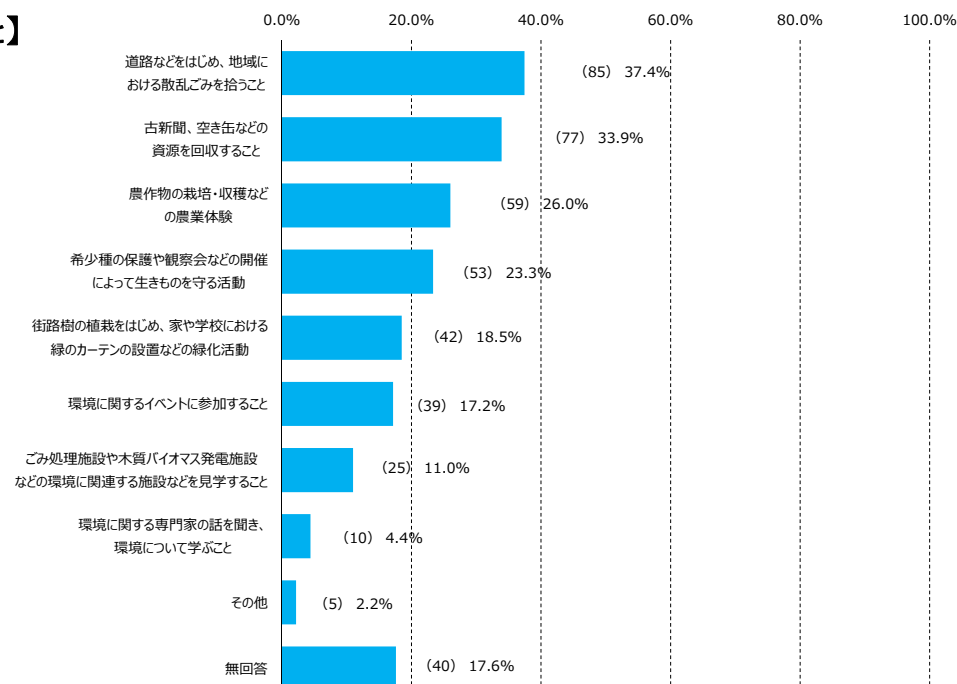


問 6 環境を守るために、あなた自身、または、みんなで行ってみたいことはありますか。

(複数回答)

【n=227】

【学んでみたいこと】



問7 あなたが思う、朝来市で将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的・文化的遺産
はありますか。(自由記述) 【n=227】

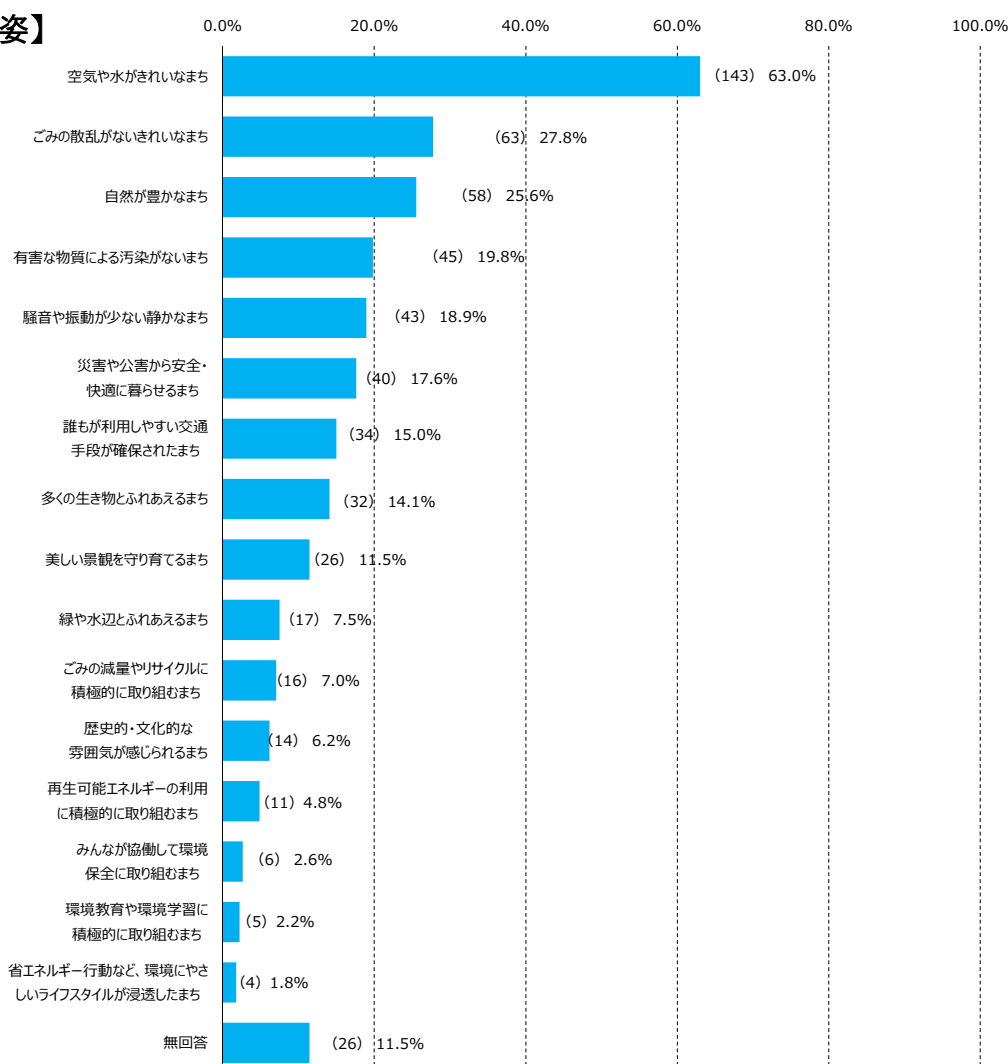
【自然や歴史的・文化遺産】

自然(山、川、池など)で多く挙げられたものとしては、円山川、粟鹿山、市川、糸井川、与布土川、糸井の大カツラの木などであった。また、山、川、池、自然などの意見も見受けられた。

歴史的・文化的遺産(神社、寺、史跡、建築物、祭りなど)で多く挙げられたものとしては、竹田城跡、生野銀山であった。また、粟鹿神社、赤湊神社、茶すり山古墳、地藏祭り、山東夏祭り、各地の秋祭りなどの意見も見受けられた。

問8 あなたは、朝来市が今後、環境保全に関する取り組みを進めることで、どのようなまち
になれば良いと思いますか。(複数回答) 【n=227】

【将来のまちの姿】



問9 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述) 【n=227】

主な内容としては、公園、ごみのポイ捨て、道路(除草等)、生きもの、公共交通機関などについての意見が寄せられた。

----- あ行 -----

【愛知目標】

正式名称は、「生物多様性新戦略計画」。2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」で採択されたことに由来し、「愛知目標」と呼ばれる。

「愛知目標」は、2050 年までに自然と共生する世界を実現するというビジョン(中長期目標)を持ち、2020 年までにミッション(短期目標)及び 20 の個別目標の達成を目指すものである。中長期目標については、2050 年までに生態系サービスと健全な地球を維持し、全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全、回復、賢明に利用されることが合意されている。

【悪臭防止法】

1971 年に規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に制定された法律のこと。

都道府県知事が市町村長の意見を聴いた上で、規制地域を指定するとともに、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止する。

【アスベスト】

天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキ等に広く利用されてきた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限、または、禁止の措置が講じられるようになった。

【ウォームビズ】

2005 年から地球温暖化対策のための取り組みとして、暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイルのこと。

【エコアクション 21】

中小企業などにおいて、容易に環境への配慮に向けた取り組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取り組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境配慮に関する手法のこと。

【温室効果ガス】

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 種類の物質のこと(「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 2 条第 3 項に規定)。

【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動において、避けることができない二酸化炭素(CO₂)などをはじめとする温室効果ガスの排出について、可能な限り、排出量が減るよう、削減のための努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては、その排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方のこと。

【環境基本法】

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置する。

環境の保全に向けて、基本理念を明らかにし、社会の構成員のそれぞれ(国、地方公共団体、事業者、国民)の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけではなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

【環境の保全と創造に関する条例】

兵庫県が1995年7月に制定した条例のこと。

内容としては、県民・事業者・行政等の社会の構成員の全ての参画と協働により、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成を目指して環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んでいる。

【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【関西エコオフィス宣言】

「関西広域連合」が地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与する企業のCSR活動などの環境に配慮した活動を行うオフィスを募集する取り組みのこと。

【気候変動適応法】

我が国における適応策の法的位置付けを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法律のこと。

内容としては、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱から成り立つ。

【クールビズ】

地球温暖化対策の一環として、2005 年から冷房時の室温 28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

室温の適正化とその温度に適した軽装や取り組みとともに、省エネ型エアコンへの買換え、西日よけのブラインド、日射の熱エネルギーを遮蔽する効果がある緑のカーテン等の気軽にできるアクションなどを呼びかけている。

【グリーンインフラ】

自然環境が有する生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の多様な機能を社会における様々な課題の解決に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるようとする考え方のこと。

【グリーン購入法】

国などをはじめとする公的機関が率先し、環境負荷の低減に資する製品・サービス等の環境物品の調達を推進するとともに、環境物品に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的な発展が可能な社会の構築を推進することを目指す法律のこと。

【グリーン・ツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

【光化学オキシダント(Ox)】

大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物にも影響を与える。

なお、光化学オキシダント(Ox)に起因するスモッグを光化学スモッグという。

【国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)】

1992 年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づいて毎年開催される国際会議のこと。

【固定価格買取制度】

再生可能エネルギーによって発電した電気について、電力会社が一定価格で一定期間、買い取ることを国が約束する制度のこと。

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づき、新たに発電を始める者が対象となる。発電した電気は、全量が買い取りの対象となる。住宅の屋根に載せるような 10kW 未満の太陽光の場合は、自家消費した後の余剰分が買い取りの対象となる。

【再生可能エネルギー】

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生が可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。

【遮熱性舗装】

路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面の温度の上昇を抑制する舗装のこと。

【食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）】

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律のこと。

【持続可能な開発のための教育(ESD)】

Education for Sustainable Development。世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

【水質汚濁防止法】

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基準が「環境基本法」に基づき、設定されている。設定に際し、水利用の観点から定められている水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。環境基準を達成することを目標に「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

「水質汚濁防止法」では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

【生物化学的酸素要求量(BOD)】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また、「水質汚濁防止法」に基づき、排水基準が定められている。

【全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会】

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動などや 3R を推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと。

【騒音規制法】

工場及び事業場における事業活動、並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律のこと。

都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が騒音について、規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告などを行う。

た 行

【大気汚染防止法】

大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

「大気汚染防止法」では、固定発生源(工場や事業場)からの排出、または、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律のこと。

【地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)】

「地球温暖化対策計画」に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制などのため、普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備などの措置を講ずる法律のこと。

【電気自動車(EV)】

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

【透水性舗装】

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。

な行

【二酸化炭素(CO₂)】

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり、弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

【燃料電池自動車(FCV)】

燃料電池で、水素と酸素の化学反応により、発電した電気エネルギーを使用し、モーターを回して走る自動車のこと。水素ステーションにおいて燃料となる水素を補給する。

は行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもののこと。稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いる他に、発酵時に発生するメタンガスを燃料として利用する場合もある。

また、焼却などを行っても、大気中の二酸化炭素(CO₂)の増加をゼロとみなせる資源でもある。

【バッファゾーン】

野生動物による農作物被害が深刻で、住民の取り組み意欲が高い地域の森林を対象に、人と野生動物の棲み分けを図る緩衝帯のこと。森林の山裾を20～30mの幅で樹木を伐採し、見通しを良くすることで、野生動物の警戒心の向上を図り、被害の抑制効果の向上が期待できる。

【ヒートアイランド現象】

高温域が都市を中心に島のような形状に分布し、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

【微小粒子状物質(PM2.5)】

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル)以下のもののこと。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。

【浮遊物質(SS)】

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm以下の粒子状物質のこと。沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水等による有機物や金属の沈殿物が含まれる。

【浮遊粒子状物質(SPM)】

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μ m(マイクロメートル)以下のもののこと。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

【フロン類】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)をフロン類という。

化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているためにエアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や建物の断熱材、スプレーの噴射剤等の身の回りにおける様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められている。

【プラグインハイブリッド自動車(PHV)】

外部電源から充電できるタイプの自動車のこと。走行時に二酸化炭素(CO₂)や排気ガスを出さない電気自動車(EV)のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車(HV)の長所を併せ持つ自動車である。

英数字

【BEMS(ビルエネルギー管理システム)】

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことで、IT を利用して業務用ビルの照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行う。

【COOL CHOICE】

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標の達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうとする取り組みのこと。

【COOL SHARE】

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うため、複数の部屋などでのエアコンの使用を止め、なるべく 1 部屋に集まる工夫、公園や図書館等の公共施設を利用することなど、涼をシェアし、1 人当たりのエアコンの使用を見直す考え方のこと。

【HEMS(住宅エネルギー管理システム)】

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に照明や情報家電までを含めてエネルギーの消費量を可視化しつつ、積極的な制御を行うことで、省エネルギー化やピークカットの効果を狙う仕組みのこと。

【ISO14001】

「国際標準化機構(International Organization for Standardization)」が発行する「環境マネジメントシステム」の仕様を定めた規格のこと。

【PRTR(環境汚染物質・移動登録)制度】

Pollutant Release and Transfer Register の略で、正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」となる。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どの程度、環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかといったデータを把握・集計し、公表する仕組みのことで、1999 年に制定された。

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的にしている。

【SNS】

Social Networking Service の略。登録した利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

友人、趣味仲間、地域住民等が集まり、コミュニケーションを図ることが可能で、組織などにおける広報としても利用されている。

【V2H(ビークル・トゥ・ホームシステム)】

Vehicle to Home の略。電気自動車(EV)の蓄電池に蓄えた電気を住宅で使用する仕組みのこと。

【ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)】

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

【ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)】

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅のこと。



第 3 次朝来市環境基本計画



発行日…2020 年 3 月

発行者…朝来市

編集……朝来市 市民生活部 市民課

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL……079-672-6120

FAX……079-672-1334

URL……<http://www.city.asago.hyogo.jp/>